

1. 件名：「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング（再処理施設（1-168）」

2. 日時：令和4年9月27日（火） 10時00分～12時05分  
13時30分～18時00分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

（原子力規制部新基準適合性審査チーム）

古作企画調査官、大橋上席安全審査官、中川上席安全審査官、田尻主任安全審査官、津金主任安全審査官、岸野主任安全審査官、羽場崎主任安全審査官、藤原主任安全審査官、大岡安全審査官、上出安全審査官、武田安全審査官、高梨安全審査専門職、瀬戸川安全審査専門職

日本原燃株式会社 再処理・MOX 設工認総括副責任者 他42名

東京電力ホールディングス株式会社 サイクル技術グループ  
グループマネージャー 他1名

関西電力株式会社 原子力事業本部 原子燃料部門  
原燃計画グループリーダー他1名

中部電力株式会社 原子燃料サイクル部 サイクル戦略グループ 課長

北陸電力株式会社 原子力部原子燃料技術チーム 副課長

四国電力株式会社 原子力部 サイクル技術グループ 副リーダー

三菱重工業株式会社 原子力セグメント 機器設計部 プラント機器設計課  
主任 他1名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料

なし

参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）

「日本原燃（株）から再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」

[https://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/REP/180000069.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000069.html)

- ・ 令和４年９月１５日  
「日本原燃（株）再処理施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和４年９月２１日  
「日本原燃（株）再処理施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和４年９月２２日  
「日本原燃（株）再処理施設の設工認申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	それでは当社側の方で、6の回収をお願いします。
0:00:11	はい。本にしました。
0:00:15	原子力規制庁の竹野理沙です。それではただいまから、日本原電と議論を開始します。
0:00:21	本日のヒアリングは、令和2年12月に申請があった本申請について、
0:00:27	これまでに提出があった資料を基に李スタッフに行うことです。
0:00:32	それでは規制庁側の出席者を紹介いたします。本庁側出席者の紹介をお願いします。
0:00:39	はい。本庁ばスタッフ、川瀬上出です。
0:00:47	はい、ありがとうございます。そしてWEBからの参加が、物が上だけが、
0:00:54	以上になります。
0:00:56	それが日本原燃の方から出席した文章を、議題の構成、説明、達成目標について説明をお願いします。
0:01:05	はい。日本原燃中浜でございます。日本原燃側の出席者を紹介いたします。
0:01:13	ムラヤマ。
0:01:14	シライ。
0:01:16	サトウ。
0:01:17	タカハシ。
0:01:19	浅尾。
0:01:22	星のキクチ。
0:01:24	トミタ。
0:01:26	スケガワ。
0:01:27	ヨシダ。
0:01:29	ナカムラ。
0:01:30	ニシヤマ。
0:01:32	フナバ。
0:01:34	ムラカミとがち。
0:01:37	ウラバヤシ。
0:01:39	大場佐瀬。
0:01:40	山本。
0:01:42	オオダテ。
0:01:44	キョウダ。
0:01:45	ノウシヨ。

0:01:47	ハラダ。
0:01:50	ナリタ。
0:01:51	作った。
0:01:53	イシバシ。
0:01:55	コウタケ。
0:01:56	イシハラ。
0:01:59	アブカワ。
0:02:00	フカイ。
0:02:01	カバサワ。
0:02:03	トダ。
0:02:05	ナカハマ。
0:02:07	関西電力様より、野本様。
0:02:10	三菱重工業様及び梅本様、網野様。
0:02:15	以上となります。
0:02:17	本日ご確認いただきます。資料でございますけども、今現在画面共有させていただいてございます。午前と書いてるところですね。
0:02:27	耐震建物 01、
0:02:30	耐震機で 03。
0:02:32	耐震機で 07。
0:02:35	午前中は以上です。三つの補足説明資料のご確認をさせていただきたいと思っております。
0:02:42	それでは、よろしければ今日建物 01 からご説明を差し上げます。
0:02:51	はい。日本原燃、助川です。9月20日に提出しております、耐震建物 01、R1、耐震設計の基本方針に関する耐震費用、
0:03:03	方表の
0:03:04	もらって、新設校に
0:03:18	ますことをご詫言わせていただきたいと思います。
0:03:21	江藤サイトウ整備といたしましては、本日提出しております。
0:03:26	江藤当時製品は 43 ページ。
0:03:29	の別紙 2-1。
0:03:33	それと、46 ページにあります別紙 2-2 というところが該当の定義になってございます。
0:03:41	で、
0:03:42	こちらの方のですね、修正なんですけども、
0:03:45	まず、別紙 2 の 43 ページの IV。

0:03:48	のもの。すいません。今、画面共有してるのははい。2-1ですね。
0:03:59	はい。こちらですね、次のページの方で今回の1の方につきましては冷却塔今回の消火水の変更点というところをお示しさせていただいております。
0:04:10	これとあわせまして、今回第1回申請につきましては、冷却塔は違反というものもあるんですけども、今回、衛藤を出させていただいてる資料には配管部分についてはございませんでした。
0:04:21	こちらの方については、構成につきましては、冷却塔と同じような構成で作成してございますので、本日の冷却塔ですね、付けを、
0:04:32	確認等の結果を踏まえまして、その内容を反映した上で、次回、適切に修正をさせていただきたいと考えてございます。
0:04:40	もう一つ、別紙2-2の方なんですけども、
0:04:44	次のページ46ページ。
0:04:48	はい。
0:04:49	こちらの方につきましても、先ほどと同様ですね、応力分類というところで、冷却塔のものをつけているんですけども、こちら配管部分が抜けてございましたというところで、
0:05:00	補助の2-1とあわせて、修正したもので改定させていただきたいと考えてございます。
0:05:06	こちらはまず例にお話しさせていただいた事項になります。
0:05:11	すいません。それでは資料の修正内容の方の説明させていただきます。
0:05:18	まず、資料全体といたしまして、今回提示させていただいてる耐震建物につきましては、前回指摘事項を踏まえまして、第1回に関する事項というものを、別紙というふうな形に直しを、
0:05:31	構成の方見直させていただいているのがまず1点目の大きな修正点になってございます。
0:05:36	で、
0:05:37	これに関連しまして、自然側の修正点といたしまして、よってほどございます。
0:05:43	まずいって、一つ目なんですけども、
0:05:47	ページ44、45ページ、5ページ44ページをお願いいたします。
0:05:56	こちらの方
0:05:58	評価部位の網羅性を示す資料になってございまして、前回の井関地方
0:06:03	ヒアリングにおける指摘事項を踏まえまして、衛藤、
0:06:07	安全機能、

0:06:09	すいません。評価部位の網羅性につきましては、耐震の 30 まで整理してございます。安全機能との関係。
0:06:18	目下上で、そのの、
0:06:21	維持するために必要となる耐震評価というところを整理する形の声に直させていただきます。
0:06:28	まず、
0:06:30	こちらの別紙 2 の 44 ページ目の収集になってございます。
0:06:35	2 点目といたしまして、江藤都築まして、ページ 47 ページ目の方にございます。
0:06:45	こちらの方につきましては、先ほどの 44 ページでの修正を踏まえまして、統一を図った記載を、整合性を図ったのが集積の一つ目と。
0:06:55	併せまして、比率がシミズ応力の省略理由、これは前回まではいろいろ記載の方、混在してございましたので、この部分を共通的な、資料の方に直したという形をとらせていただきましては修正の二つ目の内容になってございます。
0:07:13	すいません、3 点目なんですけども、3 点目につきましては今回の資料には、前回の中で、添付 16-1 というふうな資料をつけさせていただいていたんですけども、今回そちらの資料の方は、
0:07:29	削除させていただいたということは修繕が減額でございます。
0:07:33	で、削除した内容というのは、もともと研修というところで示していたものを、今回の資料で言いますと、本日 17 ページで 81 ページ目の方に内容を伝えたところに対応させていただきたい。
0:07:45	というところが、修正の内容になってございます。
0:07:50	すいませんあと綺麗がある介護のものなんですけども、
0:07:55	当時で 34 ページ目です。
0:08:02	はい。すいません。こちら前回までは全体のものをつけていたんですけども、今回代表設備、
0:08:09	類型化を踏まえまして、代表設備の方へ事例を整理することもございましたので、代表設備に対しての、衛藤。
0:08:16	連携があって、あとはその説明事項というふうな発注を示す形に、衛藤の方を見直しております。
0:08:22	こちらは榎セガワの修正があります。
0:08:25	で、合わせましてあと、建物構築物の修正なんですけども、資料で言いますと、すいません。
0:08:34	江川ですね。
0:08:37	35 ページ目から 37 ページ目。

0:08:41	これになるんですけども、こちらの方ですね、前回お出しさせていただいたものから、中期と記載について見直しをさせている。
0:08:49	期待を規制がさせていただくことで見直しをさせていただいてるところが、修正の内容になってございます。
0:08:56	すいません。冒頭説明としては以上となります。
0:08:59	よろしくをお願いします。
0:09:03	規制庁の竹田です。ありがとうございます。
0:09:07	それでは、最初に建物出口について規制庁側から確認をお願いします。
0:09:15	上出です。最初に説明あった。
0:09:29	40、
0:09:31	44 ページ、45 ページの辺りですかね
0:09:37	耐震建物 30 の安全機能の整理胴の関係が見えるような、というのは、猪瀬伊井等の各 H e a d みたいなんですけど、
0:09:48	44 ページの構造強度っていうのでまとめていて、45 ページだと関野医師でまとめていてですね、で、
0:09:56	耐震建物 30 は特にそういう
0:10:00	機能によって書き場所を上げてるわけじゃなくて、
0:10:07	分類の方法が、安重の表に書いてあるような、どんな機能を持っていますかって昨日も、木野一木の 2 ということがあってさらに、対象設備があって、
0:10:21	評価対象があってまとめ方なので、
0:10:26	耐震とても 30 度の対応っていう意味だと、その辺り表のまとめ方も一緒にしないと、結局水だっとなっちゃうんじゃないかなと思うんですけどその辺はどういうふうに考えてます。
0:10:39	日本原燃既設、はい。ただいまに対しましては、
0:10:45	耐震でも 30 は社内で行き詰る機能からの展開っていうところになってそこに、評価の必要な事項っていうところで紐付けがされてます。
0:10:56	今回私たちの方でやったのは、どうしてもその安全機能にちょっと目が行き過ぎちゃって、今の整理に、
0:11:04	してしまった部分がありましたので、まずは設備からその安全機能に展開していったときに、冷却塔であれば崩壊熱除去機能、
0:11:14	を維持するために必要なものとして構造共同と動的機能維持っていうものがありますのでそこを一つの表で、見やすくできるようなところをちょっと考えたいと思います。
0:11:31	あと、規制庁カミデです。今、耐震建物 30 をみてるんですけど、
0:11:43	三重の方では、冷却塔そのものの設備名、どういうふうに、

0:11:49	出てましたかね、何か現象とかもあってない、結局触ってないような気がするんですけど、対象設備として提供して欲しい。
0:12:01	日本原燃引地ず
0:12:02	耐震建物、30 でいきますと、38 ページのところに、
0:12:07	機能を整理した表整理結果としてついておりまして、ここのですね、ちょうど真ん中、
0:12:16	こら辺ですかね、耐震設計評価対象というものがあまして、この熱交換器に冷却分当たりをしております。
0:12:26	この熱交換器右側の方に行きますと、動的機能維持っていうところで整理されてまして、
0:12:34	ここは
0:12:36	もう一番右の欄の上に注記で記載。
0:12:40	してますけども
0:12:42	この業務の確保は基本するのでそれ以外で、機能維持に対して必要なものを記載してるっていうところなので、冷却に対しては、
0:12:52	構造強度等々の
0:12:55	というのが機能維持費として必要な評価となってきました。
0:13:03	規制庁上出です。耐震建物 30-8 ページですか。
0:13:10	ここでいうと、対象設備っていうところには、プール水冷却系っていうのと安全冷却水系っていうのは、
0:13:19	対象設備であって、
0:13:22	さらに、
0:13:26	耐震設計の評価対象なんですかってなったときには、
0:13:33	あれですね、伝熱管とか品とかっていうレベルじゃなくて、熱交換器としてだけ書いてあって、
0:13:40	可動部括弧冷却塔としては、
0:13:45	ということで、
0:13:48	今日の耐震建物 01 の 44 ページでいくと、この
0:13:52	根っこ換気というのが、評価対象としてはそのままのってって、
0:14:01	それをさらに展開したのが、機器名称になってる。
0:14:08	ていうことなので、
0:14:12	ですから他 4 ようと思うと、
0:14:15	まずは、設備対象設備っていう名称を、
0:14:20	まずリンクづけしておくってことですかね。
0:14:28	日本原燃木伏ず、はい定める通りだと思いました耐震建物 30 棟の対象関係。

0:14:37	はい。を紐づけるってなると、対象設備、
0:14:42	も含めた上で、展開していくのが、
0:14:46	一対一でひもづけないというふうに思いました。
0:14:51	そのような修正が必要かと考えております。
0:14:57	はい。規制庁カミデです。あと、耐震建物 01 の 44 ページですけど、今、機器名称ってところが、冷却塔が伝熱管とか品とかっていう言い方、連続とかですね。
0:15:13	1 個支持構造物と支持学校基礎ボルトってなっていて、
0:15:19	この辺遠藤木とか、その辺りも、磯ってというのが評価対象になってるんじゃないかと思うんですけどそれが見えてこないっていうのは何でなんですかね。
0:15:33	はい。日本原燃石橋です。ここで取付ボルトにもさ、ご質問ありました、取付ボルトっていうところはここ耐震計算書と紐づけようと考えておりました上で構造強度評価っていうところは現状の構造強度評価っていうところは取付ボルトを大前提としてやっておりました、
0:15:54	そこで、45 ページの投擲ってところを書き分けたっていうところも、原動機自体の動的の評価部位と、
0:16:04	すみません、4 名様です。
0:16:06	ちょっと今のところを補足させてください。今の亀井さんのご指摘 44 というところと、すみません、47 ページですね、ちょっと我々、ちょっとこれ、連続性で考えてしまったってところの考え方の背景から、ちょっとお話しさせてください。
0:16:23	岩上さんのご指摘の通り支持構造とか基礎ボルトありますよね。原動機とかもこれ取ってあるでしょうということ、おっしゃる通りなってございまして、この機器名称というところをどう展開したかといいますと、
0:16:36	我々この仕様表のものとはまず 1 回紐づけてきましたっていうところになってます。そうなった時に支持構造物というものは何かって言いますと、周辺にも作るのが乗ってくるものとしましては耐震目線で構成されておられませんので、
0:16:50	支持構造物ってというのはどちらかというと耐震目線になってきて、今回、冷却塔であるので支持構造物ってところで囲うということになるんですけど、この耐震を考えていったときに、T A C とかラフとか、
0:17:02	その辺が中心になると、状況を考えてですね、ていうところで、そこ運動、冷却塔というところとそこの機器名称は仕様表から持ってきて

	まして、そこを支持するものっていうところで、そこは耐震目線でここは起こしましたというところになってございます。
0:17:18	そうなったときに、あくまでもこの説明書ってというのは、仕様表と同じものを乗せるってことでまず一つルールを作っていたっていうところで、ちょっと連続性という関係になってしまいまして、47 ページ、すいません。
0:17:31	行ったときにですね。
0:17:33	そこでの注記で、
0:17:36	わかりづらいんですけど、取付ボルトっていうところで、ここがその義務づけっていうところで行きますと先ほどの原動機とか、その辺りの取付ボルトを確認しますっていうことで、こういう展開をしてしまったと。
0:17:50	それに対しまして、先ほど神谷さんのご指摘のところ、ちょっと事前にもうちょっと我々もう一度いろいろ議論してるところがあって、この 44 ページ、
0:18:01	の機器名称の先にも取付ボルトを載せるべきだなあというところも考えたということになってますので、この構成というのが、連続性で考えてしまったというのが今ここにボルトが載ってないというところの切りになってございます。以上です。
0:18:18	藤。規制庁上出です。結局載せるっていう話なような聞こえ方はしましたけど、
0:18:26	考え方として、
0:18:29	何があってれば、
0:18:32	いいのかと。
0:18:33	ということなんですよね。この資料の目的でいうと、
0:18:40	一つは、耐震計算書に対する評価部材っていうのをここで洗い出すってということなんじゃないかなと思ってたんですけど、そういう意味では、
0:18:52	ポイントだけ書けばいいという感じもしないんですけど、その辺り、どういうふうに考えてるんですか。
0:19:02	日本原燃、菊池です。
0:19:05	につきましてはしゃべると最もでして、加えてといたしますか、我々まず考えたのが先ほど
0:19:13	説明させていただいた通り仕様表記点として、
0:19:18	この機器設備の安全機能を維持するために必要な評価部位っていうところを、

0:19:24	まずは洗い出したっていうことになってまして、そういったいくと、当発電所の状況っていうところも、
0:19:33	踏まえてじゃあどう整理するかっていうところになってきますので、以前の状況としては、
0:19:39	ちょっと、
0:19:40	その状況を一旦説明させていただければと思います。
0:19:46	三菱重工網野でございます。当先行炉発全戸発電炉の方の整理といたしましては、Hアークというところを起点として考えてございまして評価部位というところはJRであったり、安めというところを参照に、
0:20:02	評価上の選定した上でこの、
0:20:05	別紙2-1のところという機器名称というところに評価部位を記載しておりそれは耐震計算書と一致するような形での整理の話でございます。これに関して、こちらに記載のないようなもの。
0:20:18	っていうところに関して、契約の考え方というところを起点として、評価部位というのを整理した上でここに書かされてるというふうな整理と、
0:20:28	いうふうになってございます。以上です。
0:20:35	はい。正論ベースで、今、その考え方、前年の資料の構成っていうのは、
0:20:41	抵抗してるんですか。
0:20:47	三菱重工網野でございます。今原燃さんの資料の方でいけば、4月というところを起点にというところではなくて、仕様表を起点に整理されるというところで、事案の元となるところ。
0:21:01	さらに上流側というところからの整理を行っているというふうに理解してございます。以上で、
0:21:08	規制庁営です。すみません三菱重工さんに聞いたつもりはなかったんですけど、
0:21:15	先ほどな言われた中で、じゃっていう話だったら、計算書の評価項目等対応するようなところが、この別紙2の12載せてるんだというところなんですけど。
0:21:28	そこについて、日本原燃はどう考えてるんですか。
0:21:37	日本原燃定数計算書、
0:21:42	今の別紙2-1と、井野さんの合わせてっていうところにはなってしまうっていうところと、じゃあ、その2-1でその計算がもう術
0:21:53	は本規制庁県で今、向ですし、
0:21:57	2-1ですかね。

0:22:00	はい。別紙に、その話をとりあえず聞きたいんですけど。
0:22:16	はい。日本原燃記述と、
0:22:19	はい。今のご指摘と、実用炉の状況を踏まえますと、ここでの計算書の評価部位っていうのは明らかにすべきかなというふうには考えており、
0:22:33	規制庁カミデず、なので現状はそういうことはあまり考えなかったっていうことですかじゃあ何なんだっていう気もするんですけど。
0:22:43	とりあえずはもう現状できてなくて、これからちゃんとしませうということですか。
0:22:50	すいません、八木沢です。考えてなかったわけではなくて、すいません。ここはあくまでも使用表というところの、ちょっと言葉の制限というところに重きを置いてしまって、次のページで、
0:23:03	はい。
0:23:08	過去の家、事業者では計算成功するよという考え方なんですけど、原点としては使用検討成功すればいいんだっていうことらしいので、その考えを通す。
0:23:20	どうですか。
0:23:24	はい。井上さん、すいません、そのような書き方してしまったのであれば申し訳ございません。ここ書き足りてないということで今、思っていました。合わせ技というところに、考え過ぎたというところで、2-1は2-1でクローズ2-2は2-2でクローズということであれば、
0:23:39	ここに光ボルトっていうところ、なぜGoodでいいんだというところまで書くべきでしたってことで考えてございます。以上です。
0:23:49	藤規制庁、浪江です。
0:23:54	合わせ技っていうところ。
0:23:58	出てきましたけど、
0:24:03	今の地震、先週ヒアリングした地震ハザード01を見てますけど、冷却塔の評価結果とか、温度ルーバとかっていう、
0:24:13	部品もあってですね。
0:24:15	それは耐震建物でうちには全く出てきていないような感じがして、あと合わせ技だったら見ればっていう説明も、
0:24:25	なんかあんまり受け入れにくいんですけど、どうなってますか。
0:24:35	日本原燃メトキです。衛藤今おっしゃられましたルーバーに関しましては、計算書の結果をする断面のところちょっと気になっていうところ。
0:24:45	にちょっとちょっと踏襲した結果を載せてしまったというところがありまして、改めてご解説の説明。

0:24:54	しました通り仕様表からこういった連絡に対し機能が必要かと。
0:24:58	そういったところを展開していくと。ここでお示ししている部位というところが冷却項目の崩壊熱除去機能っていう観点からいきますと、必要な部位というふうな形の整理をしており、
0:25:17	規制庁、あんまりよくわかんなかったけど、とりあえずちゃんと経産省示す評価項目っていうのが、あるべきかっていうことを、最新建物 30 の機能の整理を踏まえ、
0:25:32	ちゃんと洗い出し、再審査でも 0 市田先行プラントとの比較なんかをしながら、妥当性を説明していきます。
0:25:42	ということで資料を見直すっていうことでいいですか。
0:25:47	はい、井上様です。
0:25:49	はい。患者さんのご理解の通りとなっていてございまして、じゃあどのように直すかというところで今考えてございましたのが、この 2-1 ですべてを語れるようにするべきだということで、そうなったときに、冒頭の安全機能からの書き下しっていうところを左から、
0:26:04	設備に対してってことでふやしてきて、出役等であれば、構造強度動的機能維持というところが、で書きますと、そうなった時に今機器名称ってなってるところで止まってるんですけども、
0:26:15	ここに対して、キリン管に載ってるルーバーですね、今までに出てきた仕様表だけではなくて既認可の関係性も示した上で、仮にそれがもし不要であれば、いう不要な理由とかをしてると。
0:26:29	必要である必要な理由を示すと、その先に評価部位っていうところまで書き下して修正して 2-1 ですべて語れるように修正することで考えてございました。以上です。
0:26:43	規制庁上出です。評価部位っていう欄があるのかどうかっていうのもあって、
0:26:50	計算書だと、機器名称と、
0:26:54	言って段が作ってあって、その中に支持学校だとか原動機とか、今、ルーバーだとかっていうのが入ってて、
0:27:04	ていう形になって、同じ機器名称という名前を出すんだから、
0:27:11	いえるのかなっていう気もしつつ、結果の方に行くと、部材っていう名前になってさらに居る等とかっていう。
0:27:19	ブレイクされてますから、その辺りは、経産省と見比べながら、そう書くかっていうことは検討いただければと思います。

0:27:29	はい、井上様です。了解しました。機器名称ということは言葉と評価部位というところ。それ、それはすべて整理した上で、ぼんと同視もつけるかっていうところで修正いたします。
0:27:40	以上です。
0:27:41	すいません。規制庁、坂です。今の点で、この値って何だ設備ってなっただってというのは、仕様表の方との整理、
0:27:52	やはり設備の整備等、
0:27:54	今整合してるかどうかはまたよくわからなくなっちゃったんですけど、
0:28:00	要望あってますので、別紙2-1、2-3とかでもあってないような感じがするんですけど。
0:28:08	どうされてます。
0:28:18	そうそう。
0:28:29	運営します。今、ご指摘いただきましたところですけど、ここにある機器名称というところは仕様表から展開しておりますので、仕様表と合致すると考えてございます。
0:28:46	規制庁コサクですけど、そう言われるのであれば、基礎ボルトってというのは、事業所税として登録されてるんですね。
0:28:58	私はそんなふうには仕様表を見た場合はあまりないんですけど、本今後の補正でそういう申請をされるってことでいいですか。
0:29:06	日本原燃島津です。そこ引き継ぎました大変申し訳ございません。ここも
0:29:13	そうです。おっしゃられる通り、まさにここの冷却塔って書かれてる遮熱板のところまでは仕様表と、
0:29:22	機器名称というところにさせておりましたけれども、確かに今ご指摘いただきます通り、冷却塔の支持構造物というところはですね仕様表にはなくてですね、ただここ
0:29:31	応力を取り出すとかっていうそういう意味合いでちょっとは課さないんですけどね体質に大臣計算書とひもづかないなというところも考えてございまして、ここを記載しておりましたのでその差分がわかるような、
0:29:43	の形でちょっと機器名称とか言葉の使い方っていうところを再度整理して、表を修正させていただきたいと思います。大変申し訳ございません。以上です。
0:29:53	はい、規制庁不足です。案なんで、
0:29:57	入れなきゃって思うから、とりあえず入れちゃいましたみたいな感じの作業の仕方をするのでこういう混乱を生じていて、設備機器類、

0:30:07	部材というような表現をしているんだったら、ちゃんとそれぞれがどう いう場所に当てはまるのかということをしかりと整理をした上で、こ の書類としてどこまでどう書けば、
0:30:20	1年、
0:30:21	整合がとれた説明ができるか。
0:30:24	いうことの書類の作成方針はちゃんと整理をすることではないかなと。
0:30:29	いうふうに思います。
0:30:31	で、
0:30:32	耐震評価の一連を説明するということになれば、Gレベルでまとめられ るわけがなくて、評価差類なり部材なりといったところのレベルを整理 をし、
0:30:45	それに対して評価が必要か否かというのが、事務処理の下、評価されて るん。
0:30:50	そこまでまとめないと、この1ポイントとか言いたいのであれば、必要 なのかなというふうに思います。
0:31:00	以上です。
0:31:02	日本原燃昭和シェル。
0:31:03	今のご指摘な理解させて理解しました。まずはちょっと言葉の使い方 ていうところも含めてあとはどこでここに対して何を書きたいのかって いうところを整理した上で、
0:31:15	その上でどう書き下していくか、っていう表の見せ方っていうところを 踏まえてちょっと検討した上で修正させていただきたいと思います。以 上です。
0:31:26	はい。どうぞよろしく申し上げます。その上で先ほどルーバーの話が出 てたんですけど、
0:31:32	いいですか。ルンバは金融機関の時には評価対象だったけど、改めて機 能を考えたり、評価対象にする必要がなくなったって言われてるんです か。
0:31:46	日本原燃のメトキです。はい事業者としては当然管理するべきところか と思いますが、今回の機能化の整理といったところに関していくと、衛 藤。
0:31:57	不要ではないかと言えば考えております。以上です。
0:32:01	規制庁コサクですけど、
0:32:04	広範囲だったり、積雪の関係では、ルーバーは評価をしてたと。
0:32:11	ね。
0:32:12	それは何らかの機能があってということであるわけで、

0:32:16	そうするとなぜ対象になる、その機能に対して不要ということになるんですかね。
0:32:22	規制庁神谷です。こうやって言うと、耐震計算には配ってるから、質問してました。
0:32:33	あ、日本メトキすみませんちょっと対象外というところまでは言い過ぎた可能性がありますので、
0:32:39	そこは改めてもう一度先ほど石橋の方からお話をしましたけども、何が必要といった評価部位があってというところを踏まえてもう一度整理させて回答させていただきたいと思います。
0:32:56	規制庁方策です
0:33:00	連絡が直接繋がって、風の通り道という意味合いで、少し間接的な機能にはなるんですけど、
0:33:08	必要なものでもあるという認識でこれまで話をして、
0:33:12	きたつもりです。そのあたりを、こういう表整理とかをするときに、また除去機能とかっていうときの、
0:33:22	絵になっちゃって意識が付加されていくということがあったようにもするので、これまで安全機能で、それぞれ部材等が関係するののかという議論を、
0:33:33	これまで数ヶ月にわたって学んで、この段階ではよくわかりませんが、やってきたところを踏まえ、また振り出しに戻らないように作業していただければと思います。以上です。
0:33:49	日本原燃福間で先ほど
0:33:52	しっかり対応いただき、
0:33:58	東北規制庁カミデです。別紙の、
0:34:02	1枚の日当たりをパークになれば、
0:34:08	に説明があった話で、34ページ、35ページ辺りですね。
0:34:15	次回に何を説明していくのかという話をちょっと聞きたいんですけど。
0:34:23	34ページの星取表は、結構いろんな記号があっっているところであってですね、ちょっとイメージして、
0:34:33	35ページの建物構築物でいうと、第1回の燃料加工建屋と、
0:34:40	低角水基礎っていうものに対して黒の丸印があっこれが代表で1人ここで説明ができて、講師会は、白井。
0:34:52	結構厚いところだから、大体第1回の話ができるでしょうと。そちらが言っていることがわかるし、郡司建屋でいいですか。
0:35:03	黒いのついてますけどこれはもうはよくない話なんだろうなって。それは、建屋なきゃいけないから、そういうものがあるんだろうと思って

0:35:13	わりと、表としては作らないてるんですけど。
0:35:17	一方で34行くとですね、いろんなところに収支がついて、冷却塔でいうと
0:35:28	スタッフらの業務、123IV。
0:35:32	アトピー冷却とか、安全で累計、
0:35:39	13号で、17番のところが今回の冷却塔ですか。
0:35:49	有井B冷却でしたっけ。
0:35:53	はい、矢作です。その通りでございます。17番になってございます。
0:35:58	はい。で、17番にいっぱいこうご同慶の印がついてるかっていうと、わりと飛び飛びで、
0:36:06	0%の方にもいろんなものがあるっていうんでちょっとよーくわかりにくいんですけど。
0:36:14	どういうイメージ。
0:36:16	見ればいいんですかね。
0:36:18	日本原燃吉田です。
0:36:21	当本層の見方というところなんですけども、まずここでお示ししたかったものっていうのは、一番左側、分類ごとの説明ん事の、
0:36:31	代表として説明を行うもの、代表部位は先ほど説明を行うものというのをお示ししたかったものです。
0:36:37	すいません。吉田さん、米沢です。
0:36:41	そこに行く前にちょっと類型化と、全体等から話しないと、この資料だけの説明しちゃうと、多分、
0:36:49	難しい。
0:36:53	すいません、日本原燃佐賀です。ちょっと私の方から説明させていただきます。本日説明するとしております類型化、この後出てくる資料ですね、累計カーの資料の後半のところに、まさに同じ表をつけてます。
0:37:09	同じ表をつけてまして、さらにその表の下には、一番左にある分類、例えば、1番目ですね、定型化された計算式を用いた、
0:37:20	両括弧1縦置円筒型容器というところに属する設備をすべて並べてます。
0:37:28	同じように、すべての設備並べてまして、次回の設備ですね、それに対して、じゃあ、この、この分類の中で、誰を説明すれば一番、
0:37:38	効率的に説明できますかっていうことで、柘植香川で説明をしまして、そちら側で、ここはずっと、
0:37:47	2、黒丸であれば、
0:37:50	個別に妥当性を示すところ、ちょっとすいません。

0:37:55	で、そうなったときに、黒とか、黒マル、マル三角っていうところで、例えば毅然設備個々の結果を示さないものもあったり、方針だけで説明するものもあるので、ちょっとそこに重みづけをしましたっていうことで、重みづけをしています。
0:38:12	重みづけをした上で、採用設備の説明をしていくんですけども、ここ、前回に計画を議論したときにコサクさんから宿題をもらってましたけど、そのサブっていうところは、どういう観点で差分を考えたっていうところも、
0:38:27	ありますので、じゃあ、この一番上の機能設備で説明したときに、そこに属する分類の中で、差分が生じてるものについては差分を生じ、
0:38:37	説明しなきゃいけないよねとかっていうことで整理していった結果として、この一覧表になるってことで今、こちらにつけてると。なのでこれだけ見てしまう。
0:38:46	宇都の患者さんおっしゃる通り、わかりづらいし、なってるというところで、右側にすべての資料をつけて説明したいってことで考えておりました。以上です。
0:38:59	藤規制庁カミデです
0:39:02	所希望としてはですね。
0:39:04	耐震建物 01 の添付 1-1 で、
0:39:11	これだけ見てわかりして欲しかったんですけど、
0:39:16	今 1035 ページの、いやあの、建物系が怖いとすっきりしてイメージがあるんですけど、こういうふうには、
0:39:26	できないってことですか。
0:39:31	米川です。
0:39:33	そのぐらいできます。これ作業過程で類型化でこういう代表していくっていうことになりましたので、その作業過程では凡例が、黒丸と丸三角等々になってくるんですけど、この設備内容で、ここを説明しますということで、
0:39:47	どうぞ建物側でついているような整理をすれば、同じような整理ができるということで考えております。以上です。
0:39:59	規制庁カミデ、一応
0:40:03	こちらのニーズを汲んで直していただくっていうことなんで、
0:40:07	それ見ればいいのかと思います。一応考えてる古藤ぐらいは確認しておこうかと思いますけど。
0:40:15	例示でいうと 17 番の冷却水冷却塔ですね、欄でいうと代表設備または多分、

0:40:26	図面を行う設備というところで、20万ってなあって、二重丸なんだっていうと説明代表設備ってなってますけど、これは
0:40:39	ない。
0:40:40	代表されないものは一体何だ、何。
0:40:44	何が対応されなくて、何が対応していて、説明なんですけど、ちょっと教えてもらいます。
0:40:53	日本原燃、吉田です。
0:40:54	あと、こちらですね、ダイソー以外の何が含まれるかというところに関しましては、こちらの連系カーの補足説明資料の方に参考資料としてお示ししてるところになるんですけども、
0:41:09	インターの説明資料中ですね。
0:41:17	59 ページ。
0:41:20	ちょっと理経さんの資料、耐震以外、
0:41:24	その話ね。
0:41:36	それで 259 ページになります。
0:41:43	こちらは、一番、江藤上野ところにですね、別紙左から 2 番目、別紙 2 - 32 というふうに書かせていただいているんですけども、
0:41:54	こちらで、別紙 2 は 32 という、
0:41:58	分類に該当するものとして、冷却塔関係が四つ、設備として並んでおります。一番、安全冷却水 B 冷却塔から、
0:42:06	四つ目としては、ベクトル、
0:42:10	これらに対しては、
0:42:13	説明を行うものというふうに算定をしていったときに、
0:42:17	衛藤。
0:42:18	熊倉山田の一番の安齊宮地大丈夫と。
0:42:22	これに含まれるものとしては、今言った四つの設備、あとは衛藤さん、移ったのは、ちょっと細かい話になってしまったんですが、
0:42:31	これで代表で説明するものというのは、一番左の分類を F E M 等を用いたホール開設を (7) 、
0:42:39	バウンダリ融資の設備というふうに分類しているんですけども、それらに対しての大小というところで、
0:42:44	この安全冷却水冷却塔を選定しているということになります。次、
0:42:49	この代表以外のものというのは、このページであります。どこにも載せてない。
0:42:54	含まれているということでもあります。以上です。
0:43:01	藤規制庁かという

0:43:04	やりたい言葉をかーるものの、やりたいことっていうか何でこうなっちゃったのかっていうのはわかるものの、
0:43:16	やっぱり耐震記念 07 の累計可能 259 ページと、
0:43:22	耐震建物 01 っていう、
0:43:27	この 34 ページの表の役割っていうのは違いますから。へえ。
0:43:36	要は、耐震建物 01 っていうっていうと、かなり大きなくくりですね。
0:43:45	例えば遊佐関が椎名っていうのやりかた一方説明すればいいよって、
0:43:51	等必要へ影響検討みたいな結果が必要であればばっと一覧表を出したりすればいいですけど、基本的には 1 個見れば終わりでしょっていう話で、
0:44:04	連絡のところにもありますというか、黒丸だったりがついても、いいでしょっていうそれぐらいの感覚で見る資料で、
0:44:14	一方で、写真記念 07 っていうのは、もうちょっと細かい話が、
0:44:20	例えば計算式の差分とか何ですかねそういうところを見る上では、この説明にどんな機器が含まれてますかっていうのを見るためには
0:44:34	0 名無表みたいなのは、
0:44:36	あってもいいのかもしれないんですけど、役割が違うんで、何か 07 の表で、一旦ざっとつくったからそれを縮小しているにつけますっていうのと資料の目的として、
0:44:51	合っていないだと思いますけどそのあたり、理解いただけますか。
0:44:56	はい、米澤です。今野上さんのご指摘、この 101 というところは、ちょっと主な論点というところを、どの設備で説明していくんだっていうところを説明し、する資料だということで理解してございますので、
0:45:09	類型化の代表設備というのは 07 の役割ですし、なので、ちょっとご指摘ありました通り冷却塔で説明したやり方っていう例えば一関とか影響評価とかやり方とか一緒にあれば、
0:45:20	もう 1 回この辺は一緒に、他に残った論点、この辺りはこの設備で説明しますということで、これをそれぞれの役割に応じてまとめ直す必要があるということで理解しました。以上です。
0:45:33	はい。規制庁大上です。そんなんの、
0:45:37	横軸のはずですけど、耐震建物 01 は、関係する補足説明資料を全部出してもらっていいんですけど。
0:45:47	07 の方に行くとですね、01 の、

0:45:51	話で、さっき言ったみたいに、うちの先にあってもこれで終わりでしょうとか、S R S Sだって1個代表で説明すればいいんですみたいな話をしてしまうと、
0:46:02	07の表にそういう雑多なものでもないんですけどパッと話を聞いて終われるようなものはなくなってきて、細かく、
0:46:12	見なきゃいけないものはとりあえずどれ取りかっているのが見えてきて横軸の数も0表に減ってくれるんじゃないかなと、そういうイメージを私話を聞いてますけど、認識を合わせますと、
0:46:34	そう思ってください。
0:46:49	米田です。
0:46:51	今の神野さんのご指摘に対して自分の理解が合ってるかって、すみません、確認させてください。
0:46:58	横軸っていうのはこのゼロイチ側でこういうところやっていますっていうことになってくるので、て網羅性側で、網羅的にすいません。類型化側でこの横軸っていうところの細かいところまでを示さずっていう理解であってました。
0:47:12	すいません。
0:47:14	院長カミデです。ちょっと言うと、07の表で、横軸で出てくる項目っていうのか、ゼロイチでどうなってるかっていうと、
0:47:27	この項目に対して複製の黒丸がついているようなものは、0中でさらに整理される、1個ぐらいしか、
0:47:38	黒丸がついてないものは、07でわざわざ掲示する必要もない。そんなイメージで、
0:47:45	ちょっと栗城支店ですけど、イメージとしてはそんな感じで見てますけど、伝わりますか。
0:47:56	いや、すみません、自分に書いて申し訳ない。日本原燃サービス01の中で黒丸とかありますけど、最終的にこれで説明するってことで、例えば黒丸になりました。
0:48:07	これを活用した上で、どう、
0:48:12	右側ですね、この黒丸、そこがちょっといまいちイメージ掴みきれなかったです。申し訳ないです。
0:48:21	藤規制庁カミデです。
0:48:25	覚えはですね。
0:48:27	出版、
0:48:33	鉛直の動的地震力の浮き上がりの行為っていうのは0が1個しかなくて18番、続いてですね。

0:48:44	なので、これが、
0:48:49	耐震建物 07 も、
0:48:52	いますけど、
0:48:55	困難を 07 に展開する必要があって、
0:48:59	01 見ときゃ
0:49:03	18 番でのあたりの設備で代表するって言うてるんだから、もう 1 名でしょって 7 で、ここをさらにどっか二重マルつけたりする作業って不要でしょうと思ってるんですけどまずそれは理解いただけます。
0:49:18	日本原燃嵯峨です。理解しました。なので、ちょっと 07 で、
0:49:24	前回の宿題がですね、5、
0:49:26	今後どういう設備の全体像になるかというところで、我々もさ、作業漏れないですよっていうところをやってしまったので今の都丸とニジュウマルっていうところ行くんですけどカミデさんの、
0:49:38	ご指摘踏まえますと、さらに、これは我々の管理であってこっから出すときには、そういう細かいところまでは要らなくてこの機器でまずやっていきますとか、
0:49:49	プロマネそのままになるのかな、そういうことが関係わかるようにするっていうイメージで今とらえました。以上です。
0:50:06	規制庁、大上です。
0:50:10	起きないイメージだと、最初に言った通りなんですけど、耐震ワー、35 ページの耐震は大分わかりやすいですねと、一方で、
0:50:21	大体
0:50:24	ある程度の話は第 1 回聞いてのはずなんで、この辺の話は大体終わってて、次回で特徴的なのは、例えば郡司建屋のその観測シミュレーションの話とか、
0:50:38	その辺ですよねタップがあるから抜けはちょっとありますねと、いう認識で、そういう作業確認作業があるんだろうと、こっちは見込めるんですけど、
0:50:50	そこが
0:50:54	34 ページだと、全然イメージできたんで第 1 回ここまで進んだとかっていうのがよくわからんと。
0:51:00	言うのか。
0:51:02	まず最初認識です。
0:51:05	ちょっと、それ以降は、今、花強い言葉の中だけでも、ちょっとどこまで認識が取れてるかっていうのもあれなんで、
0:51:13	そういう意味で言うと

0:51:16	別に日を終わってですね、
0:51:19	もし、
0:51:20	資料の質問を提示いただいて、イメージ合わせのヒアリングっていうのはセットしていただいて構いませんので、
0:51:30	すぐに進めないと、きっとづらくなって思いました。
0:51:35	はい、宮永です。34 ページのイメージは自分はいたんですけど、それが合ってるかっていうことは確かにおっしゃる通り、想像っていうところなので、同時
0:51:45	支給支給その我々のイメージを準備した上で、どうぞ。近々にちょっと確認するところでやらせていただければと考えてございます。以上です。
0:51:59	はい。規制庁カミデですちょっとよろしく申し上げますそういう話を少し整理しましょう。
0:52:09	それで言うと、
0:52:13	長期としてはそんな感じで、
0:52:17	建物で 35 ページは割とわかりやすいと思いつつ、
0:52:24	具体の資料のイメージをちょっと聞いておきたいんですけど。
0:52:29	例えば、真ん中ぐらいに、横軸の真ん中ぐらいには材料物性のばらつき T D、
0:52:37	耐震建物 11 っていうのがあってこれ今日の方、メニューを入れてますけど、
0:52:45	燃料加工建屋と冷却塔は代表設備ですと。
0:52:53	それに対して、
0:52:56	他の建屋も参画の趣旨があって、補足説明は出ますよと、ただ追加の説明内容はありません。
0:53:05	言ってますけど、どんなイメージが、
0:53:08	濃縮になるのか、ただ、いろんな計算書がちゃんとしてきて後は見てくださいっていうイメージなんか、もう少しわかりやすくするつもりなのか、その辺どう考え。
0:53:21	はい。日本原燃のオガセでございます。今例に挙げていただきました、耐震建物 11 のばらつきについてなんかまさに本当にやり方が全然第 1 回でやったピーエイとか営業と変わらない工事が出てくる。
0:53:33	というようなものに当たるんですけども、今回の第 1 回の補足説明資料を作る上では、その共通的な考え方を、その補足説明資料の本文という形に入れて、その補足説明資料の別紙で、例えば別紙 1 は燃料加工建屋

	の結果、別紙2は、営業の結果という踏み込む、別紙で各社って並べるように作っています結果の方を、
0:53:53	そういう形で、ですので、次回の方今城三角ついているところについても、もう単純にその上、第1回でお示したページと同じような、このばらつきを考慮した評価結果がずらずらっとこうちょっと厚くなってしまうんですけども、
0:54:06	添付としてつけさせていただいて、その内容というのは温度に書いてある共通的な方針と変わらずやっていますよっていうところですので、すいません言い方はあれですがお出しして後は見てくださいというところで済んでしまうような、そういうようなレベルの資料で考えているものでございます。イメージだけお伝えしておきました。以上です。
0:54:23	はい。店長です。
0:54:26	今日、補足説明の作り方として共通的なところを本文に示して、個別の結果は別紙ですというところの、までのイメージは、
0:54:38	出るんですけど、今実際出して建物11見るとですね、共通の方針は、数ページで終わってって、
0:54:49	それに対して
0:54:53	別紙で示すもの結構、
0:54:56	多いんですよ、50ページとかだったら100ページとかっていうんで、
0:55:03	別所の中に見ると、インプット等の表がダーツとあって、アウトプットももう変形だとか、いろんなことがありましたから、
0:55:15	一生懸命表を作っていて無駄なものは、
0:55:19	入れていないっていう、すごくたくさんあってですね、これ一步一步、確か今、説明は絵を見るのかっていうのは結構大変だなと思ってきても、1工夫何かないものかな。
0:55:34	いう話を聞いているんですけど、何か課題です。日本原燃の安倍です。すいませんちょっと効率化の観点でご意見いただいているものと思います。カミデさんのおっしゃる通りばらつきの資料でほとんど建物の諸元とあと結果をいろんな家族のグループとか、
0:55:50	そういったところですらずらとすごく高圧サーがある資料を並べているものでございましたので、ちょっとそれがいずれについてもちょっと評価結果として抜くというのはなかなか難しいところではあったんですがちょっと今
0:56:02	いただいておりますニーズやっぱり効率化してやっぱり共通的なところとか、そういったところはなるべく省いていこうというような、もしくは

	はポンプの方に込むとかです。ね。そういったような作り方っていうの。我々としてもちょっと、
0:56:14	やった方がいいなるべくページ数を減らしたほうがいいとは考えているところですので、ちょっと効率化のほうは考えたいと思いますけど、どこまで抜本的にできるか例えばまとめ表みたいな感じでこうなんかこう、
0:56:26	1枚か何枚かに建屋を横長分光できるようなものの考え方ができれば一番ちょっと効率的なのかもしれないんですがちょっとその辺の考え方も含めて、このバランスの資料以外のなんですけれども、
0:56:37	ちょっと別紙を、今後3日提案とか立つところはちょっと効率化できるようなところで考えていきたいと思います。すみません、ちょっと見込みだけですが、以上でございます。
0:56:48	はい、規制庁上出です。
0:56:51	やっぱりレースがつくだけじゃ、今言われたようにさらにまとめ表みたいのがあって、ポイントが確認できれば効率的に見れるんじゃないかなと思ってまして。
0:57:05	まとめと言ってもただ結果だけ出るわけじゃなくて多分インプット側でもポイントとなり、とかあってそういう諸元だったあと、結果だとかっていうところが、
0:57:18	見れるといいなあというのが基本的なイメージです。それが本文側ですね。まとめの本文側に、大事なポイントっていうのはこういうところなんで、
0:57:32	これだけ、あとはそういう結果に対して、1段貨物ありその後ろにバラバラ。
0:57:40	一通り点数がつくということ等をイメージしております。ちょっとそういうふうにしていただけると効率化に資するんじゃないかと思っておりますので、検討いただきたいと思いますが、よろしいですかね。
0:57:54	日本原燃の間瀬です。はい。検討の方は進めさせて、検討の方はぜひさせていただきます。まさしくちょっと今までに挙げていただいたばらつきがですね。単純に数字のインプットとアウトプットの結果をずらずらっと並べるものでかなり
0:58:07	すみません。効率化外なかなか難しいところの数字も入れるべきだよなというところで悩んでいたところでもありましたので、ちょっとはい。それをまた改めて、必要なものの方を抽出する形で、はい、今おっしゃっていただいたような方針でまとめるようにしとか、検討の方も始めたいと思います。以上です。

0:58:26	はい。規制庁上出です。よろしくお願いします。
0:58:30	建物はそれぐらいで、あとあるのが、
0:58:36	38 ページで、今度
0:58:40	第 1 班鬼頭っていうなんか 1 項目ついてますけど、
0:58:46	これも支払い等々、
0:58:50	サイトウ。
0:58:53	やっぱり支払い日等ですべて代表できそうなイメージもあるんですけど、
0:58:59	はい、燃料加工建屋の排気消音小回りがついてて、一方で、
0:59:04	北伴 1 は、ダンパー精神なんか使ったりっていうので、構造が違ってきたりすると思うんですけど、
0:59:16	黒丸かなっていうところです。これはね、どういうふうに見ればいいですかね。
0:59:22	はい。日本原燃の内藤でございます。衛藤。今のご指摘のところのところですけども、社会党とあと企画官鬼頭につきましては、基礎があって、鉄塔で支持されている、
0:59:37	構造のものでありますので、年会費とオガワを代表と考えておりましたので、史跡の 0 i 13% のところですけども、そこをちょっとどこで整理しようというところはまだちょっと、
0:59:51	なぜだったところで、そこについてはちょっと一部、黒丸が入るところはあると思いますんでそこはちょっと修正させていただきます。ボックス、
1:00:02	配当完了クボタ、施設の廃棄等ですけども建屋に接続された基礎がない人がないというか、部屋に接続されて鉄塔構造ではないというところで、
1:00:14	ちょっともう構造的なところの違いがあるという、考えておまして、衛藤は監督というか、
1:00:22	ここだけの黒丸と、
1:00:24	ごめんなさい、代表というところで考えておりました。以上です。
1:00:30	やっぱり整理機構管理です。
1:00:35	そうですね。
1:00:37	もし、施設不足ですけどちょっと、先ほどの連絡のところからになったんですけど、
1:00:44	何か基準類を第 1 類、類型の大項目として扱って、その中でしか整理ができないというふうになってはいけないかな。
1:00:54	いう気がしてます。

1:00:56	そうではなくて、例えば今の加工施設の回答であれば、100人と何が違うっていう。
1:01:04	ことを考えたら別にしたこと等の許可と、
1:01:10	Jみたいなのととらえてもいいんじゃないかっていう気もするんですけど。
1:01:15	だからそこら辺、ずれがないかっていうのをちょっと教えていただけますか。
1:01:27	少々お待ちください。
1:01:38	評価の日本原燃の田井でございます。評価のやり方としまして、ダクト類は基本認定1で
1:01:47	評価を行うというところと、この廃棄等に関しては、フレキを用いて行っているということで評価の違いがあるかなと考えております。以上です。
1:01:59	規制庁コサク、内容として違いがあるということは理解はしましたけど、
1:02:05	この配送代表として何か説明しなきゃいけないことも重要とある。
1:02:10	設備でしたっけっていうこともよくわからなくて、
1:02:16	この三つが並んでること自体、相当違和感があるんですよ。
1:02:23	日本原燃の成田でございます。
1:02:29	ここでまとめましたのは、まず最初の採取に関しましては、Sクラスのものでありますし、数サトウた換気等々とも、MOXの
1:02:41	加工建屋の配当につきましては、波及施設のものということで、衛藤、
1:02:49	檀ですかね、構築物としての
1:02:54	他の建物とかと、ちょっと形状が違うかなというところで、すべて別出しというかここでの整理とさせていただきます。以上です。
1:03:05	先着カミデです。
1:03:09	もうちょっと
1:03:10	来年、定義、
1:03:12	大前提の上流から話をしてもらえばと思いますけど、まず基本的な機能と構造っていうところですけど、
1:03:24	今回、
1:03:25	牧草回避等は、構造としては
1:03:33	電通の藤サポート形式は、安倍カラー取ってますねと。
1:03:40	いう話。

1:03:43	他の同じ機能を持っているダクト 91 所管ってところってのは内海空ですから、
1:03:50	その辺いただく評価方法が違うだろうというんで、昨日話しと五つモータと一緒にはないと。
1:04:00	ということなんだと思います。ただ、一方で司会北尾ってというのは、別途構想であって、
1:04:08	毛布の廃棄等が、
1:04:10	本当に一緒にできるのか。
1:04:13	いうところではありますけど
1:04:15	一緒にすべきであれば、逆に黒丸をつけなくていいまして、司会鬼頭で代表、ほとんど代表して説明できますということですから、ちょっとその辺りの復元の考え方っていうのをちゃんと
1:04:32	余裕から意識をして説明していただければもうちょっと、
1:04:36	できそうなのができないと、基本は作業になるんじゃないかなと思いますけど、いかがですか。
1:04:43	はい。日本原燃の内藤でございます。今のご指摘の通り、少し
1:04:50	一番最初の及川さんの意見もありますので、ここの考え方を少し整理させていただきたいと考えております。以上です。
1:04:59	失敗、規制庁関係で、その意味であとは、木藤が時刻歴っていうのもよくわかんなくて、これ、
1:05:09	何でなんでしたっけ、建物構築物の仲間に入れちゃったからそうしなきゃいけないとか、
1:05:16	ていうなんかそれぐらいしか思い浮かばないんで、
1:05:21	単純な投資でもないからすでに荷重強化すればいいんじゃないのって気もするんですけど、何。
1:05:38	はい。日本原燃の相田でございます。
1:05:42	サイトウだとかは巻線入力というところがありましたので時刻歴で評価しております。以上です。
1:05:54	私は言ったって言われましたけど。はい。どうですか。
1:05:58	日本原燃内藤でございます。はい。すいません、排気塔関係は下高井 9、土佐店の入力になりますので、時刻歴でちょっとコサクです。
1:06:09	加工施設の配当だけで話してもらいます。
1:06:19	少々お待ちください。
1:06:26	日本原燃の内容でございます。加工施設の配置等に対しまして、衛藤。
1:06:34	瀬野高さのことと、あとことから、仮定入力。
1:06:40	しているというところで時刻歴、

1:06:43	N a の評価となっております。以上です。
1:06:48	さて、荷重の入力が力とあと中間のサポート課に関してから荷重を受け るっていうさ、縦なんか保全としての、
1:07:01	多質点足したシステムモデルっていう観点っていうのも、ちょっと
1:07:06	どこまで認識あった話聞いてるかわからないんですけど、説明いただきます。
1:07:11	はい。日本原燃成田でございます。組合さんの
1:07:15	一番最初におっしゃっておいりました
1:07:19	1 の部分とあと、壁からの中間の指示のところ、
1:07:23	が入力されるというところで、3 点というところですよ。以上です。
1:07:35	規制庁浜崎ですけども、ちょっと齊藤部長の発表について、もう 1 回 まとめられた方がいいんですけども、
1:07:43	ちょっとまずですね、資料 33 ページ。
1:07:48	3-2-4 のところは伊藤環境。
1:07:52	という形で、これ徳田されてるんですけども、
1:07:55	多分現状としては、従来の 6 おんなじように配当担当に関しては、その 通りやってるように、これ、構築物の扱い、そして、多分考えられるの かなと思ってます。
1:08:08	例えば査定入力なのか、段階でてるからなのか、或いは 2000 件控除す るのか、そういった事例があったら、特に評価指標使ってますって いう、そういう説明になるのかなと思ってます
1:08:21	まずですねだから、この 3-2-4 だべあいと関東分けるのか。
1:08:29	従来の当該建物構築物として、同じように扱えばいいんじゃないかなと 思うんですけども、何でこれだけの建物構築物というふうにしなかつた のか。
1:08:41	これは要望という報告ですね、頑張ってるんですけど。
1:08:49	まずその点、建物構築物と同じ扱いにしなかつた理由について説明して ください。
1:08:56	はい。日本原燃成田でございます。そのページも、22 ページのところな んですけども、この
1:09:06	3.2 項というところ、全体がですね、建物構築物というくくりになつて おります。そこの中で、3.2-1 でございます。
1:09:16	建物及び屋外の機械基礎という場合とでてきまして、衛藤。
1:09:24	出てきますで、その流れの中でその 3.2 の建物構築物という全体像の中 で、3.2. 4 というところで、
1:09:35	衛藤齊藤というところが、大北しておいまして、ちょっと、

1:09:41	今回奥田氏に見えるかもしれないんですけども、衛藤、すいません、別紙の2の、
1:09:51	A3のフロー図ですか、
1:09:55	すでにもう配当だとかっていうのは説明しております、前段のところにちょっと廃棄等がないなあというところで、この3.2.4というところで、ちょっと記載したというところが、考え方であります。以上です。
1:10:10	はい。池戸さんの人の方に含まれるんですけども、3-1の中になぜ含まれなかったのかというのが趣旨ですというのが、
1:10:20	35ページ、建物と基礎の
1:10:24	翌日の項目ですね、ちょっと両括弧4イエローのところ、それと、等に関しては30、
1:10:35	8ページの家の変力化っていうところはかなり違いますよね。
1:10:41	要は、建物構築物として、お前、
1:10:45	流速を扱って、月項目とサイトウの報告はですね、説明事項かなり数が違ってきてるわけです。ということは、
1:10:57	サイトウ環境に関しては、
1:11:00	豊説明事項考えてるように見えるんですけども、そういう趣旨なんでしょうか。
1:11:09	はい。日本原燃成田でございます。衛藤。
1:11:12	ページでいきます。
1:11:16	ご指摘は、35ページのところの項目と、1、笹があるというところだと。
1:11:24	思いますけれども、建物だとかと基本的に合わせようと合わせると、ごめんなさい。
1:11:33	少なくするというんと人はなくてですね、まだちょっととせ整備が追いついてないっていうところも若干あったというところでもあります。
1:11:44	はい。質問状況です。
1:11:46	聞いたわけですよ。例えば、建物構築物ですと、
1:11:54	東郷。
1:11:55	ルートの設定とかいうのがあったと思うんですけども、
1:12:02	ページ数トン設定ぐらいですかね。
1:12:05	要は、今、点検を考慮してるんですが、解析上は、
1:12:19	日本原燃についてでございます。スケートカードにつきましては配当関係が弾性設計としての関係で、

1:12:28	こちらは設定していなかったり、あと組み合わせ係数法についても時刻歴解析で検討しているというところで、それが適用してないというところがある。
1:12:40	ですけれども、まだちょっと、
1:12:42	全体として、
1:12:45	整理が追いついてないというところもあって、ちょっと抜け落ちてる部分も、
1:12:51	あるのかなと思っていますので今後ちょっと整理していきたいと考えております。
1:12:56	はい。規制庁です。少し明確になってきましてまず、アウラニ私聞いたのはこちら、
1:13:03	35 ページの比較では、
1:13:06	イベント、そうすると、
1:13:08	基本的には 35 ページの、いろいろ面白いのところ、
1:13:13	説明事項に関しては、建物、屋外人と、配当というのは、基本的には一緒だと。ただ、結束株の設定のような話に関しては、サイトウに関しては、
1:13:28	一番という事になるねというような説明をしてもらえれば、入ると、環境に関しては建物構築物としては、フカイの中でここは修正特殊な
1:13:41	例えば、視点から見ますという説明がつけばですね、わかりやすくなるんで、
1:13:49	ちょっとこの位置付けをやはり見直してもらってですね、ちょっともう 1 回説明してもらった方がいいというふうに思います。よろしいでしょうか。
1:13:59	はい。日本原燃の内藤でございます。今のご指摘に関しまして、建物、機械基礎の中で、説明できるように、整理したいと考えております。以上です。
1:14:14	はい。店長の小貫です。そんな感じで先ほどのですね。そう。一方、
1:14:25	設置してるという特性あるわけなんで、そこら辺の説明も含めてですね、指導の方をもう少し梅津工場の方お願いしたいと思います。以上です。
1:14:38	日本原燃内藤でございます。承知しました。
1:14:41	ご指摘ありがとうございます。大丈夫です。その点だとですね。
1:14:46	もう一つある、先ほど対策設備もなってこれだけ複雑なんだと。
1:14:52	というのがよくわからなくて、
1:14:55	同じようにできますか。

1:15:05	日本原燃の会田でございます。承知しました。ここはもう合わせて記載するように、検討します。以上です。
1:15:14	はい、議長草場です。そういうふうに、なるべくまとめて、論点を集約していくというのが累計カーですので、その点は
1:15:24	管理課等、経営トップ、役員との面談でもお話しているところですから、対応してもらったらと思います。
1:15:35	同じ観点で、屋外重要土木工事等物もあるんですけど、
1:15:41	これがアルピコで、
1:15:46	ロールみたいなのはちょっと違いますみたいな気がしなくはないんですけど。
1:15:51	そこはどうですかね。
1:15:54	日本原燃の渡部です。はい。建物構築物と、屋外重要土木構造物では、ちょっと構造が違って、
1:16:02	違いますので、この表を分けて、
1:16:06	考えた方が、わかりやすいかなと思っています。以上です。
1:16:11	はい。わかりました。そういうところで、どういう
1:16:16	ない。
1:16:17	ただ、ものであって、
1:16:20	機能だったり、評価だったりという視点から大きく違いますがそのうちで、使い方が非常に違いますとかっていうところで整理をしていただければと思います。
1:16:31	へえ。
1:16:33	その上でなんですけど、本当に困っちゃいますけども、学校施設の配当は、
1:16:38	本当に建物構築物なんですか。
1:16:44	先ほどの鉛直に立って、入力が複数あってと言われましたけど、それは井川でも同じだと思うんですね。
1:16:56	それで、何でそうなるということではなくて、
1:16:59	もう一度説明いただけます。
1:17:06	日本原燃内藤でございます。本日MOXの対応の
1:17:13	認定が出席しておりませんのでちょっと別途回答とさせていただきたいんですが、よろしいでしょうか。
1:17:20	はい。わかりました。
1:17:23	今、もう結局同じで、どういうものであってどういう評価をするというところの体制の指導は、

1:17:33	ないかということで、配当とかっていう言葉に縛られないようにしていただいたらいいかなというふうに思います。で、先ほど時刻歴やってるんでとかっていうのありましたけど、
1:17:45	何でやってるんだとかっていうところとかも深掘りをして本当にそれでいいのかということに書きかえて、整理をしていただきたいなというふうに思いますのでよろしくお願いします。伝えております。はい。よろしくお願いします。
1:17:58	日本経済でござります。承知しました。
1:18:07	総務店長、上出です。
1:18:12	大体この表よければ、あと今年の中身で細かい話、表現ぶりなんかはあるんですけどそれまた5本のときでもやれば、
1:18:23	良くて、
1:18:26	他、今まで話をしたようなところで、確認事項がなければ、
1:18:32	予定してたのが、
1:18:36	耐震記念で予算だったと思うんですけどそれもあんまりなくてですね後でいいんで、耐震記念っていうのは、その分県下の話を先にちょっとできればと思います。事業所以降ですか。
1:18:53	はい、米川です。はい。
1:18:56	結果、対応で問題ありません。よろしくお願いします。
1:19:02	はい。規制庁深見です。それでは湯ケータ資料ですね第親権 07 について、事業者から説明事項があればお願いします。
1:19:13	はい。日本原燃の志田です。
1:19:16	令和4年9月21日提出の、
1:19:19	耐震7R12の類型化の考え方について、前回、ヒアリングを踏まえた変更内容について説明させていただきます。
1:19:29	前回8月24日のヒアリングでは、その方針と連携関係について示すように伝えていただいております、それについて、基本方針側へ連絡する考え方というのを示しております。
1:19:41	それを、説明資料では、その交渉に示した分類の考え方と、あと分類を用いた説明方向について示しております。
1:19:50	ちょっとこの補足説明資料の全体というところで、
1:19:54	簡単ですが、中に紹介させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。
1:19:59	店長、カミデです。
1:20:02	本当に簡単で結構です。
1:20:05	はい、承知しました。

1:20:07	江藤。まず、
1:20:09	本資料というところですね、4 ページ目の 2 行で、対応方針離型顔文字 対応方針というところを少し示しております。
1:20:20	江藤。
1:20:23	これ対応方針というところなんですけども、
1:20:25	一つ目として、まず、その方針における分類結果を用いた対応の全体像 というのを示しており、これ一体の一つ目として、
1:20:34	これまでの認定というのは、評価手法に伴う形状の計算しつつ、共有し た対応を行うという説明しておりましたが、
1:20:42	接合員申請会計に基づいた対応として考えると、深尾講師に基づいた分 類を用いるような説明。
1:20:49	二つ目としましては、リンテック沖田説明を行っていくという、
1:20:54	下の図 6 を、もうちょっと、
1:20:58	やっていただければ、
1:20:59	ありがとうございます
1:21:02	二つ目に詰めて、(2) の議決を用いた対応の二つ目は 19 条を用いた説 明を行うという、三つ目としては、そういう説明というものは、代表 設備、継続ってところ。
1:21:14	或いは全体で孔食示しているものとなっております。
1:21:19	ここから一つ目の、すみません、日本原燃 S a a S でカミデさんのご指 摘で、本当に簡単でっていうところでちょっと時間の関係もあると思 いますので、ポイントだけ、自分の方から説明させてください。吉田さん すみません補足させてください。すみません。
1:21:35	はい。全体像としましては、類型化というものを示した上で先ほどの図 ですよね。じゃあ、どの設備にどういう説明するんだっていうところで これまでも議論させていただいて、郡代表設備に対して説明するってこ とで考えてるというのが全体像になってございます。
1:21:51	そうなったときに、大きく今回参考のところでもまずどういうふうにした かというところで、5 ページの下のところに、基本方針から、機器と配 管というのがあります。
1:22:02	適当配管の基本方針には評価手法が載ってきますというところでそこで 抜いて化をしていきます行けというか、そこに基づいてやっていきます というところで、その内機器だけは少しいろんな警鐘があるというこ ろで、この体系に基づいて、
1:22:17	次のページですね。

1:22:20	はい。機器の分類というところが、どういう分類になるかというところを整理したというところになってございます。6ページの下のところですね。
1:22:32	敵の分類としまして、大きく弱に示されてるものっていうところ、5分類、これに対して、再処理特有のものというところで、バウンダリの有無っていうところになってるんですけど、式を構成する上で、
1:22:45	J-Rに基づいたものではご参考にした式っていうところと、国会工学便覧とか、他に基づいた式っていうところでそこで番台の有無ということで、
1:22:56	7分類になるってことで考えてございますと、できるだけについては7分類になってきまして、右下7ページのところですね、ここで機器と配管系という先ほどの基本方針に基づいて全部で半分になりますかっていうところが、ここで承知するというか、
1:23:11	基本方針を示している計算式形状に基づいた計算式として示してますというところで、肺癌については、1.14という形になってますので三つ。
1:23:22	電気については、定型化された指定なしは先ほどの七つなんですけど、FEMっていうところ、FDMがもともと複雑なものに対してやっていくというところになってくるので、さっきの七つのJ-Rに示されてる、1点形のものに今、
1:23:37	ちょっと適用してませんよねっていうところで、どう回答するのが二つですっていうことで、すべてこれを加算することで基本方針に基づく12分類になりますということになってきます。それに対しまして、
1:23:49	グループの中に、それぞれの、先ほど議論をちょっとさせていただいた個別の機器っていうのがぶら下がってくっていう形で、3.2項でどういう計算式が個別にぶら下がりますかっていうことで示したっていうところが93種類になってきますよっていうところになってるということで参考が、基本方針から基づく展開ということになってきまして、
1:24:09	4号以降のところ、じゃあ、それらを活用してどのような説明していくんだというところで、耐震計算書に基づいた説明とか、あとは代表設備の選定の仕方、補足の説明の仕方というところで、ちょっとそれ、それらを、本文の方で、ちょっと変えましたっていう、
1:24:26	です。
1:24:28	はい。
1:24:30	で、神谷さん申し上げます。ちょっと添付だけ少しポイントだけ説明してもよろしいですか。ちょっと長いですか。申し訳ないです。
1:24:38	はいどうぞ。

1:24:39	はい。で、先ほどの全体像の考え方というところで提出、ちょっとこれ、かなりつけてますし、ちょっと先ほども我々の考えたて伝えてなかったところあるのでちょっと見方だけお話させてくださいと。
1:24:52	下のページ 13 ページ。
1:24:59	はい。
1:25:00	で、先ほど私申しました通り、機器の分類というところで、七つの分類になりますのが一番拡大においてまして、それぞれの基本
1:25:09	分類に属すると別紙番号というのは基本方針一式を示しているところです。このような機器が該当します。再処理、MOXともにとということで、この辺り本当、
1:25:20	添付の 1 で、F E Mで形式とF E M示しました。じゃあ、このF E Mを示した後に、どのような説明するかというところで、あと、計算手法ですね、の説明に対しては、添付の 2-1 というところに、3 ページ、15 ページですね。
1:25:35	ちょっと示させていただきまして、この七つの分類っていうところに対して、それぞれの分類というところで、類似したものを集めてますので、
1:25:45	若干パラメータの違いですってところでそれぞれの中で、そのパラメータの違いが出るのはどの関係かというところをちょっと書かせてもらってます。
1:25:54	で、これらについて、一番左に代表設備を乗つけたときに、このパラメータをサブっていうものを今回、今後説明していくってことで考えてるってことで、2-1 にその考え方を示して、
1:26:06	2-2-3、2-4 ということで、それぞれの分類で説明していくということだと考えると、今回につきましては、ここ今準備してる最中ですので、算数として、後ろの方に、それぞれの分類を代表として 1 でつけさしてもらってますってことでつけてます。
1:26:23	で、じゃあ分をもとに、左の対応設備説明する場合は、そのまま弱ですよってことで説明に行くんですけども、違うんじゃないかと、先ほど私申しました通り、特殊性状のものは J R と機械工学便覧とかを組み合わせていますので、
1:26:39	そこは根拠書をまず示す必要があるということで考えています。それが下のページ 16 ページと 1089 というところになってます。まずは根拠を説明した上で、ハードを説明したいということで考えているというのが福間比較表のところになります。

1:26:53	ちょっと参考の方を先にちょっと説明少しさせてくださいってだけではなくて、
1:26:59	はい。下のページでいきますと、
1:27:04	33 ページです。
1:27:13	でこれが機器を組み合わせたものということでバウンダリーをしていない支持構造物をどのように説明していくかということで、まず左側の方に基本方針からの式は該当する部分をすべて展開していきまして、
1:27:28	清さんの式に対して、機械工学便覧のここから定義をしますよとやっていうものを、すべての不正算式に事前展開して、根拠書を用意することで考えてございます。
1:27:40	環境省で後継者を用意した上で、次に下のページ 47 ページ、すいません。
1:27:50	はい。横尾で検討また様。
1:27:54	ってということで、先ほど、先ほど 7 分類のうちの定型化された計算式の横系統型容器表 (4)、四つ目のところになります。
1:28:03	ここで、先ほどのホームページを説明したものもしくは弱に載ってる式というものと、一番左に動きます。
1:28:11	で、一番左に置いた上で、そこを随時分類に属する設備、
1:28:17	すべて横に並べていきまして、ちょっとまた下のページ飛ぶんですけど、64 ページあたり、63 ページとかその辺りですね。
1:28:31	は、先ほど、先日、2-2 で示していった
1:28:37	パラメーターの違いというところの観点に示してましたので、その観点で、こういう差が出てきてますってということで、若干、分母が違うよとか、そういうことで、佐賀県承認。
1:28:49	応じて違うということで、こういうところが管理になりますということで、これもすべての上を示すことで考えてるというところで、ここまでが計算式に対して説明したいということで考えてるっていう流れになってございます。
1:29:02	はい。あと少しだけ、申し訳ないです。その上ですね、縦軸ってところの評価手法ですね、評価手法の説明をした上で、
1:29:13	先ほど少し議論になった横軸ってところでの、
1:29:19	縦軸の説明終わって横軸の説明ってところで、3 ページに 11045 あたりからちょっとつけてるんですけど、これ先ほど自分、お詫びした通り、作業でさえもよくないんですけど、

1:29:31	じゃあ、すべての先ほどの、横軸にあった、例えば、214 ページの一番上ですね、S R S どういう観点性ということをやりますか、対象設備は何になりますかっていうことで、
1:29:46	横に全部並べていって、江藤代表の候補となるのを待つ選びにいくということここで20万、まず、
1:29:54	クロマル三角っていうのが我々の作業で、向上していきます。
1:29:59	で、こういう考え方で、まずは、じゃあこういう考え方で整理するんだよねっていう一覧表で整理した上で217 ページから、
1:30:11	この工事会、
1:30:12	で説明しなければいけないってか、すみません、210 名の先ほどの代表になってしまってますので、219 ページですね。
1:30:21	で、次回の対象設備を縦軸にすべて並びに立てた上で、先ほどの説明項目っていう
1:30:29	慣例を全部、後日に事例を挙げて、各設備で、これらの説明を全部我々が準備してますので、こういうところまで準備をして、
1:30:41	検討申請しましたっていうところで整理していくと、こういう対応を、
1:30:46	若干のうちに、先ほどいろいろあった217 ページに示しております。
1:30:52	各代表性分類の代表設備、さらに差分となるものということで、あと、
1:30:58	工事会においては、12 設備と、あとは差分で11 設備我々合計23 設備説明するということで整理したというのが一連の流れになってます。すみません。
1:31:08	わかりづらい説明申し上げます。以上です。
1:31:14	やっぱり成長のみです。
1:31:18	とりあえず中身を確認していきますけどまず最初にですね
1:31:25	本文が記載が、すごい日本語的にわかりにくくて今まで何度もこの使用話をしてるんですけど、累計艦隊を織り込んで説明を行うみたいな。
1:31:37	何、何するんだろうってのがよくわからなくて、今説明されたように、別紙とこの表で、こういうことを示していってその日具体化店舗にこう示したっていうところが、
1:31:50	ガイドラインとして書いていただきたいんですけどそういうところが全然なってないので
1:31:57	ちゃんとその中でチェックをしてですね、説明したい内容が説明日本語として読めるかどうかというのはまた
1:32:06	ちょっと資料としては、そこをしっかりとチェックしてくださいって何か結果Vで、しかも、なかなか先行でもないようなものですから

1:32:18	なかなか読みづらいというか、きちんと理解しなきゃいけないところ、そこをしっかりといただかないと辛いなというのがもうちょっと読んだ感想ですので、その辺り、対応をお願いします。
1:32:34	鴨志田です。
1:32:36	はい、江藤兼田委員。
1:32:38	別紙どこに示すガイドラインとしての活動に、記載をお願いします。
1:32:43	あと、規制庁紙で作成された方もそうなんですけど
1:32:48	組織としてちゃんと作成者以外が読んでわかるよっていうところあったチェックをしてですね、ちょっとそういうふうにスケジュールを組んでやってもらえればと思いますがよろしいですか。
1:33:02	の年度ヨシダです。
1:33:04	はい、承知いたしました。
1:33:08	はい。規制庁伴ですね。
1:33:11	後ろの方から先ほどの耐震モデルっての続きですけど、
1:33:17	若干に落ちたというかそんなに考えてないのかなと思った 214 ページの説明で、
1:33:24	耐震記念 09 っていう、
1:33:28	説明がありますけど S D の評価結果の記載方法で、
1:33:33	これで、
1:33:36	対象は S クラスですから、同一で、代表選定の考え方っていう例が水本場で、
1:33:45	だからこれは全身正解で、対象設備に渡っても、 J P 冷却塔が、
1:33:55	代表ですよってことですよね。
1:33:58	2 本目ヨシダです。谷井さんのご理解の通りです。
1:34:02	はい、規制庁から水で、そういうことは、
1:34:08	耐震建物 01 の表で十分表現できるはずなので、
1:34:13	今、217 ページにも多分
1:34:17	S D の記載方向。
1:34:20	いるんじゃないかと思いますが。
1:34:25	こちら側には、もう展開しなくていいですよっていうことはお伝えしてましたが、
1:34:32	ご理解いただけますかね。
1:34:38	日本以外の主だです。
1:34:40	藤。
1:34:41	まず、亀井さんのおっしゃってる内容としては理解できます全体に対しての説明となるものであれば、

1:34:47	410、
1:34:49	8 ページ、219 ページ以降のところ、ちょっと細かい説明に書く必要はないと。
1:34:55	はい。
1:34:59	本というか、
1:35:01	私も思っていました。
1:35:05	各設備ごとに、金原です。吉田さん、ちょっと今理解してるからまずは、
1:35:13	はい。
1:35:18	はい。規制庁上出です。なので、これ
1:35:22	全道の話をしてるときに、では 217 ページ、定検これどの代表ですかっという時閉局としてどの代表ですかっ言った時に、狭い場合で、
1:35:33	分類の (7) 番、ガイドですみたいなことを言われてますけど、そうではなくて全体として代表でいえるものと、あとこの類型の中の代表なんですよってということと代表性といっても対象がいろいろあって、
1:35:49	細かいその代表性を言わなきゃいけないところは、07 で示さなきゃいけないし、全体としては代表がいる場合は、01、十分まず表現できるし、ということで、それぞれ新
1:36:02	目的というか要望を分けて説明いただければ、シンプルなんじゃないかなと思ってんですけど、よろしいですかね。
1:36:12	日本のヨシダです。はい、理解できました。お願いしました。前回の代表プレゼンターの代表というところで、該当するかというところはお示しするように、
1:36:21	記載を検討いたします。
1:36:24	やっぱり店長関係して、ちょっと関連して、217 ページはどうなってるかなと思って G の記載のところを見たんですけど、
1:36:34	A の連絡と B も三角で全部三角になっててですねだから、これ代表ですって言われてないんですけどこれはどう考えればいい。
1:36:44	はい、日本原燃吉田です。
1:36:47	まず三角というところの考え方。
1:36:50	すいません。日本原燃さです。吉田さん、まず質問の答えは補足してもらえばすみません。ちょっと確認しちゃってるんで、すいませんここの本当凡例のところ、
1:37:03	ちょっと今のご指摘でいくと、まじってるなっていう話で、最終的に先ほどの我々の中 45 っていうところの日に来る 20 万をちゃんとまとめ直さなきゃいけないっていうところで、

1:37:15	今、衛藤町てるなんて言ったのが、その方針っていうところで説明するものは三角っていうところで、3角の中にも、本来であれば、冷却塔で、その更新我々こうしますよって話をしたんで、ここで20までも入れなきゃないっていうところが、足りてないっていうところで考えてましたというところで、
1:37:33	なので、先ほど神谷さんのご指摘と、01からの議論を踏まえていくと、この作業用っていうものをそのまま出してるのがやっぱりよくなって、我々一番左のところでのこの設備で説明しますって言い切っちゃったところで、
1:37:46	今度終わってたっていうのがよくないかと、なぜ1045ページの低角等で説明したっていうところを、ちゃんとここに上書きした上で、この黒丸と解釈しません。
1:37:59	大道っていうのをまずまとめ上げて、その上で先ほどから指摘があった、類型化で説明する内容っていうところを整理し直すっていうところで、この先を考える必要があるところで考えてございました。以上です。
1:38:13	藤規制庁カミデさん
1:38:16	ざっと見たんですけど、215まではそんなに意識が違ってなくて、この217に行ったときにおかしくないんだなっていう感じがしたので、
1:38:28	先ほども言いましたけどまた三組みたいな話もあって認識合わせができればというふうに思いました。
1:38:36	衛藤。
1:38:38	それはそれとして、類型化全体。
1:38:42	どうしていけますかっていう話なんですけど。
1:38:46	あれですね、13ページに、
1:38:50	1帳票でまとまっていて、(1)から(ア)弱にあるもので、
1:38:57	全部にないものが、
1:38:59	札幌のバックなんで、本来要求するもの入れないと分けているんですけど、これ何でPANDAの有無ということで分けれる。
1:39:12	はい、日本原燃様です。
1:39:15	今、カミデさんの指摘、先週の瀬尾市のときの指摘と一緒に、共通だと考えてますというところで、漫才を有する設備というところが一部の式を切るですよね。
1:39:28	ていうところの式が入ってくるというところで、ファウル設備では瓜生市内設備っていうのはどっちかという支持構造物で聞こ機械工学便覧

	とかを中心に意識を構成していく設備ということで二つの部分に分けてますってところなので、
1:39:44	この番組のズームっていうよりは、容器なり大きい支持構造材非構造物っていうところで、上と同じような設備形状に応じた名称にした上で修正した上で説明していくこととしていったことを考えてございました。以上です。
1:39:59	はい。長官です。もともとバウンダリって言葉も、
1:40:03	どこに説明があるんだと思ったんですけど名称としては使わないっていうことで、その際木戸磯野タバコみたいなそんな感じで、
1:40:14	まず分類してみようってことですかね。
1:40:19	はい。日本原燃佐川です。その通りでございます。それで、パキッとハマるような名前を今考えているところでございました。以上です。
1:40:27	はい。規制庁神戸です。先ほど排気塔の話もしましたけど、
1:40:35	変に判断なるべく一緒に同じものは同じだという整理をして、心配にしていってというのが歩いていくかっていうのは
1:40:45	谷田医師というか、その効率化に繋がるよという話をしていく中で、
1:40:51	札幌アップな置けなきゃいけないんですか、っていうこととあと、
1:40:57	一方で、
1:40:58	四角四面に本当に全部一緒なんだよっていうところもあって、
1:41:05	その辺ちょっと説明、今言っていますかね、こういう観点で、
1:41:12	まとめるんです。そうすると、6と7だけはちょっと一緒にはできないんですよみたいなところがあるのかどうか、説明いただきます。
1:41:23	はい、米津様です。
1:41:25	結論から言いますと、6と7の観点は、我々が今回、そのジャンルの資金が入って入ってないというところに重きを置いたっていうところですので、結果としまして、
1:41:37	これから説明していく手段としては根拠書すべてつけますよっていう観点でいきますと、6と7。
1:41:43	は合わせて説明していけるのかな。ルールとして説明していけるのかなということで、分類としてはそう考えますと、そうなったときに、じゃあ永野中に入ってるものをこれ見てどう考えるんだっていうところにつきましては、
1:41:56	今は、コンペションとして話していくっていうアプローチであれば、このような形になっていきますと、そこをんと、じゃこの形状この形状って分けていくと。

1:42:07	また、細粒化されていくと。そうなったときにどうしたものかなと思 い、
1:42:13	データっていうところでした人、ちょっとここどうだ観点をどうとらえ るかっていうところが、ちょっと大きいかなということで、今、考えて ました。以上です。
1:42:23	はい、規制庁加茂です。
1:42:26	何の目的で、グルーピングするのかっていうまさに、観点でそれが大事 で、今どう考えてるかっていう話を、
1:42:37	教えてもらいたい。先ほど説明されてましたけど、
1:42:42	33 ページ、この辺の資料を示すために、
1:42:49	類型化したいことなんですか。
1:42:53	33 円もちょっと前の方がいいかね。
1:42:58	でも 33 しかない。
1:43:06	と規制庁カミデず、とりあえずあれですか 33 ページの説明書なりをつ け、
1:43:15	まとめてちょっとまとめて示すがための類型だと思っていいですか。
1:43:22	結構これも同士、どういうふうにするか、悩みどころって異なるかもし れないですけど、現状どうですか。
1:43:31	日本原燃佐川です。
1:43:33	Dランクの式ってというのは教科書があるので、そこはいいでしょう。 我々事業者として、式を組み合わせたというところの根拠妥当性という ところは大事だと考えてございましたので、この 33 ページ以降につけ て、
1:43:49	それを我々が構築した式っていうところは根拠書っていうのはすべて、
1:43:54	準備するってことで考えておりました。以上です。
1:43:59	規制庁、脇です。よくわかんないけど 3003 は今、
1:44:06	カップ和む分類で、
1:44:08	これは逆にないから工学便覧のところはあってますけど、逆にあるもの は、この右側が弱になるっていうこういう
1:44:20	企業が作りついてくるってことだと思いますけどこれは何種類というか っていうと、すべて、
1:44:26	出てくるっていうことですか。すべて要は類型化した 10 何個っていう レベルじゃなくて、70 とかそういうレベルで出てくるってことですか。
1:44:38	どうぞ、吉田です。

1:44:39	はい、衛藤理事経過の分類ごとではなくて、すべて70、78万と、3ページ、19ページをご覧くださいますと、FEM等を用いた応力解析というものがあるんですけども、
1:44:56	はい。
1:44:57	ここで示したように、衛藤。
1:45:00	多分、
1:45:03	経産省に対して根拠というものをお示しするという事で考えております。
1:45:09	はい。まず、この33ページの関係で、経過するわけじゃないってのはわかりました。
1:45:19	じゃあ、次のに関係するのかなと思って紙をめくっていくと48ページにいくと、
1:45:28	似たようなものを三つ並べてますって言いましたけど、これの種類、48ページの書類をまとめたいがための類型化ってことですか。
1:45:42	日本原燃の志田です。
1:45:44	衛藤。こちらに関しましても、神さんのご質問の通り、この
1:45:50	分離要件分離俗称計算式をまとめて説明したいという思いで、この48ページの方は作っております。こちらはすみません、佐川です。補足します。
1:46:02	神谷さんのご指摘に対しましては、思いはどこにあるかというところだったんですけど、48ページ以降のところっていうところで比較表を示していくのは、景色っていうところで、
1:46:14	T K Cの分類はすべて7分類に対して同じように比較を示していくっていうところで考えてますと、そうなったときに、FEMも同じようにやりたいってことで、我々いろいろ考えたんですけども、
1:46:26	例えばクレーンがあればこれ並んでいくなんていうものもあるんですけど、変な特殊特殊な形状のものであれば、ここを比較して説明すると何と何の説明してるのがわかりづらくなるのであれば、式の根拠っていうものをすべてお示しして、
1:46:43	説明していきたいということで考えたってというのがこの番外の有無というところの、
1:46:48	の式を用いるものを用いないものというところに、我々考え方、たどり着いたというか、考えたいうところになってございます。以上です。
1:47:00	円筒規制庁カミデです。
1:47:05	何

1:47:07	メーカーしてはみたものの、どう使っていいかわからないけど、今の現状ということですか。
1:47:22	それ日本じゃないヨシダです。
1:47:24	ちょっとこちらからお答えさせていただきます。
1:47:28	江藤今お示しが上昇し、58 ページというところなんですけど、先ほど佐川がお話した通り T I P 形式に対して、
1:47:37	連続しない。
1:47:38	ちょっと決算書の方削除しました。
1:47:42	ということで、メーカーを活用することで考えております。
1:47:46	それは、どの単位でくるかというのが 15 ページを示しております、
1:48:01	衛藤 45 ページのところ、
1:48:04	今、七つの研究者の分類というものを見せているんですが、この部分例えば (1) というところに関しましては、(1) の部分に属するものは四つの計算式。
1:48:14	別紙番号 1 の一番市の業務ではございます。
1:48:17	これらについては、構造の違いにより計算し、パラメーターの違いというのが生じますので、その違いのところだけを差分で、先ほど比較表でお見せすることで、
1:48:28	ルールを活用した説明ができるというふうを考えて作成してるものです。以上です。
1:48:36	藤規制庁カミデです。言い方ファイルと、
1:48:41	現場で買って一生懸命やって、
1:48:45	そこでしか使えないんですかということなんですけど。
1:48:51	日本のヨシダです。
1:48:53	と。
1:48:54	認定家の活用として、1 名として 1 名、まず一つ目の活用方法としてはこの計算式の説明というところになります。
1:49:03	もう一つの活用方法として、本市の説明資料の中に説明方法ということで、4 号以降にお示ししているんですが、
1:49:11	ここです、さすがにこういうところで、
1:49:17	先ほど 4 項の話ではちょっと最後に 117 ページのところに、
1:49:22	戻ってしまうんですけども、すみません、先に言いますと活用方法としては、縦軸の評価手法というところの説明今うちの吉田が申した通りで、その評価手法を説明する代表設備とあわせて、
1:49:36	論点となる、なりうる横軸の説明項目を説明していくということで、二つの観点で説明することで考えておりました。以上です。

1:49:51	規制庁カミデです。
1:49:55	搬送を行った感じで言うと、48 ページ。
1:49:59	の資料を、
1:50:01	どのエリアに移ってもらうかなんですけど、
1:50:07	とりあえず今の記載で全然いらないですね、63 ページとか見ても、何か斜線の説明になって、
1:50:17	1 画面で後から見ればいいのかもしないけど、これ一つ一つ見るんだったら、先ほどの 33 ページの資料全部見た方が、
1:50:30	早いし、わかりがよくなっている感じですから、
1:50:36	ちょっとこれだけ見て、
1:50:39	累計が活用できそうだという感じは、感想としてはしないで、一方で、
1:50:47	その 33 ページねってんで見なきゃいけないかっていうとそうでもないと思っていて、
1:50:56	12、
1:50:58	式がありますけど、それを、何だろう、検討がちょっとよく沖は樽井老古美なきゃいけないのかっていう、そうでもないし、そもそももう、5 人でも、
1:51:09	実既婚でも見ていることでしょうか、そんなぎりぎりやんなきゃいけないのかっていう気もしてますんで、
1:51:17	もう今週で説明されている、大分詳しい審査ができるんじゃないかと思っているんですけどそういうところと全然表されなってるんですね。それでヘッド分けましたんで、
1:51:29	あとは地下のぜびを作りますって言われてるように、今お見えてるんですけど、事業者等を設けると受けとめます。そのあたり、
1:51:44	はい、米川です。
1:51:46	この資料単体で考えた場合に今の神さんのご指摘かなというところがありまして、自分の考えというか自分の考えの中に 01 のところでいただいたコメントを、
1:51:58	も踏まえておりまして、認可はありきではないですというところで金鹿野式の妥当性っていうのも、ものが、例えば、当時のエビデンスがあればよかったんですけど、そこにそこもないので今、
1:52:10	建物で海側 01 がですね、今日の冒頭の説明でそれプラスアルファで、トータルとして考えたときに、ここで妥当性を示すべきではないかということで、
1:52:21	この考えに至ったっていうところでした。以上です。
1:52:32	トークイベントカミデです。それと

1:52:36	あれですかね、とりあえず、
1:52:41	こういう資料は資料集め方。
1:52:46	で、類型化で効率化に資すると一応、
1:52:51	ってということですか。はい。そして、
1:52:56	4 えさですと言いつつ、今の比較表のところは粗いなということで、
1:53:02	受けとめておりましたので、投資を示すっていうのであれば妥当性をしっかりと整理した上で示した上で説明していくってことで考え、
1:53:12	ております。以上です。
1:53:14	規制庁神戸です。ちょっと方向性が違うような気がしてその次はどんどん作り込む必要が、
1:53:23	本当にあるのかっていうところをもっと認識を合わせた方がいいってそういう意味だと
1:53:29	耐震建物 01 での、今回設工認の説明項目ってというのが、今はその実用炉の何だろう。
1:53:40	実用炉を参考にぱっととりあえずつけてみて、我々、もう、
1:53:47	実用炉で解体しないみたいな、大体伸ばしところありますけど、その辺をもう少し認識しっかり合わせた上でじゃかっていうところをやらないと、何か、
1:53:59	意味の、
1:54:01	ものに、堅田奈須小貫がしてますので、
1:54:07	その辺もですね
1:54:10	この 01 のホシトリありましたけど、話をする中で、目的は何なんだと、今回何を説明しなきゃいけないのかっていうところも、ちゃんと認識を合わせた上で、
1:54:23	じゃあどうまとめましょうかっていう話でちょっとここまで、
1:54:29	話が進んできたところあれですけど、ちょっと一旦先戻ってみて、整理をしましょうか。
1:54:38	はい、弓削様です。
1:54:40	了解しましたってっていうところで、ちょっと今のところで、確かにそうかと思ったのは、01 と 07、今回の類型がですねセットで私考えてましたって発言をさっきしてたときに、
1:54:52	0 井川っていうところで、先ほど議論の中でコサクさんの方からあそこも評価部位っていうのは、カテゴライズ累計した上で、まずその評価部位っていうのをお話するんだということですよ。

1:55:03	うちの方から安全機能から下ってきた場合に、じゃあこの類型化というところにたどり着いたときに、そこに来る手前で評価部位というのが決まってるのであれば、
1:55:14	ちょっとここまで全部 1.1 をってことはちょっといらないのかなということ今私も感じてます。私が説明しようとしたやり方としては後ろの方から行っちゃったんで、このちょっと根拠を全部つけるってところに至ったというところなので、本日の 01 と 07 のコメント類型化戸村清のコメントを踏まえて、
1:55:33	ちょっと整理した上でまた議論させてください。以上です。
1:55:39	はい。規制庁上出です。
1:55:42	よろしくお願いします。
1:55:45	冷却塔の認可云々とはまた別通メインの話なのかもしれないんですけど、これはこれで第 1 回としては大事なポイントなのでは早めに
1:55:58	論点を挙げて潰していつっていつっていうことができればと思いますのでちょっとそういう形で、
1:56:07	資料そんなに大したものはいらないんで
1:56:10	ぜひ、お話ができればと思います。
1:56:15	はい。日本原燃様です。はい。今のご指摘踏まえまして 01 のときもありましたコメントで、まず中性になってるところでまず認識合わせを早いうちにというところがありましたので全体のまとめ表というのは今週末めどぐらいで、
1:56:30	準備したいところで考えてますので、それ。
1:56:33	と、これももし何かあるのであればというところで準備した上で、
1:56:37	議論させてくださいということを考えておりました。以上です。
1:56:41	はい。規制庁上出です。私のイメージは 07 として何かいるというよりは、012、先ほどの星取表の話があり後、今回、
1:56:54	本人で何をし、説明しなきゃいけないのかっていうところをプラスして話ができれば、こっちが制御棒のずっとゼロなんじゃ、そうだねっていう話ができるかと思えますんでいろんな細かいところに、
1:57:08	訓練前でお話が出ればと思いますんで、よろしくお願いします。
1:57:14	はい、井上様です。はい、冷却塔をまず中心でということに理解しております。01 中心で説明させてください。以上です。
1:57:24	ちょっと補足です。方向性は今まで構わないんですけど、ちょっとな、これまでの中でよくわからなかったところを教えていただきたいんですが、
1:57:37	13 ページで、先ほど (6) (7) でそんなに云々っていうのではなく、

1:57:44	いう話のときに、6の中をまとめた上で、
1:57:49	どう整理をしていくかみたいな話のようだったんですけど。
1:57:54	1(6)の1-37って書いてあるところだと、2月支持っていう意味では、
1:58:02	角形何とか円筒型なんかで何が違うんだっていうところもちょっとよくわからなかったんですけど。
1:58:10	なんでこれはこれ、
1:58:12	ていうことなの。
1:58:13	でしょうか。
1:58:16	兵庫県の吉田です。
1:58:19	これ、こちらが変えてる理由としまして、この経常構造に応じた計算式というところ。
1:58:25	衛藤。
1:58:27	計算内容が違うというところでまずはってというのが、
1:58:31	頭の話、頭で考え方になっております。このプロット場合、
1:58:37	応力の採算式っていうところに対しての考え方っていうところが、
1:58:41	若干違ってるところがありますのでそれを示すものとなっております。決得です。すみません、若干違うんだったら、米から出てきさせればいいんであってだっ、大本から和気分けるんだ。
1:58:52	いう質問なんですけど。
1:58:59	ちょっとごめんなさい。
1:59:09	日本現在ヨシダです。
1:59:10	藤。
1:59:12	やさしいが違う程度ということを改めて確認させていただいて、ちょっと括弧にまとめるかどうかというところは、三菱重工坂野でございませ。補足させていただいてよろしいでしょうか。
1:59:24	よろしいでしょうか。どうぞ。
1:59:26	ですね、1-37中環審縦置角形円筒形容器につきましては円筒形のクラブ指示というものとは異なりましてbuyランド等による局所の変形というところも考えて、
1:59:40	おりませんので、そもそもの計算の考え方が違うというところで、仕分けているということになってございます。以上です。
1:59:49	藤規制庁カミデ
1:59:52	言わんところは見てるけど、全く同じ式使えないし、延長だった場合、フカイけど、角が立った使えないし、逆にその

2:00:04	面的なところのメンバー孔口みたいな、見なきゃいけないからっていうので、一緒じゃないよね。
2:00:13	いや、ちゃんと開けたら、一緒になりません。だから分けてもその程度ですよ。
2:00:20	日本原燃吉田です。
2:00:23	はい。桜木さん通行さんにも、
2:00:26	補足いただきましたらそういった理由で分けております。
2:00:31	電気店長間で、今、面談等でもお話してるんだと思いますけど考え方のアプローチとして、来月まとめましょうというところに立つ等
2:00:43	いや、どこまで一緒だったら、ちょっと違う欄をかけるっていうよりは、なるべく共通点を見だしていくっていうところが考え方のアプローチとして大事なところだと思いますので、そこはちょっと方向転換というか、
2:00:58	切り換えて考えていただいた方がいいかなと思う。
2:01:05	定期性直達買う。それで、一方で計算書としては、違うパラメーターを使う必要があったり、評価式を使う店は、
2:01:17	ということでしょうか、枝番を作って、計画作成の方針と作ること自体は真っ当なんだろうなと思ってんですけど、その上流の分類っていうのは、類似するものは含めた方が、
2:01:30	何が違うかっていうのが見やすいんじゃないかというところで、コメントですのでよろしくお願いします。
2:01:35	で、いま1度発注中能田に略しての話でしましたけど、プレート式熱交換器も、類似のものあるんじゃない。CAMS前言ったイワタニかどうか分かりませんが、
2:01:48	ということもあります。清。そういった点で、括弧等のパブリを有しないという含め、考えを整理をさせていただければと思います。
2:01:59	3、14 ページと、余計わからなくてですね。
2:02:05	こちらFEM等を用いたということなんですけど、FEMを用いたのであれば、計算書の作成なんて、1、
2:02:16	パターンでよくて、
2:02:18	計算結果はそれぞれ出していただかないとモデル図になって示せませんと、ということだと思うんですけど、なんでこれ全部経産省策定方針を、
2:02:28	作らないといけないんですかね、15。
2:02:32	日本原燃の吉田です。
2:02:34	肋骨側につきましても、各構造に応じて、
2:02:38	先ほど古作さんおっしゃった通りPMあれば、

2:02:41	すべてモデルを構築して、その鍵を取り出すというところに関しては、道路課程となるんですがその荷重を取り出した後のホール組み合わせ式というところに違いが生じているものですので、
2:02:53	こちらについては、
2:02:55	計上の方針というところを、
2:02:58	作成したい。
2:02:59	秋谷さん、タテウチを示してるものです。
2:03:02	以上です。
2:03:04	規制庁コサクですけど、その中でも集約できませんか。
2:03:11	黒木梅澤です。
2:03:13	1点確認させてください。集約っていうところで先ほど古作さん、枝番っていう話があったと思ってまして。で、
2:03:20	そういう形での集約、書類としての集約ってことですよねっていうことであればできるのかなと思っておりました式を同じ仕事はできませんけどもっていうところでちょっとそこだけ。
2:03:30	自分の考え合わせるか教えてください。はい。基本的にそうですね。
2:03:37	私自身はちょっと直接の例がにくいんですけど、この黄色の
2:03:44	出しの方が規制の種類があって、草以上のものは以上のものとかっていうのでこういうようなやり方がありますよってパターンがあるんだったら、それぞれ書く必要はあるんですけど、
2:03:55	それを表1表に調査というようなことにして、表の1を適用します表の3を適用しますと、というようなことで、パターンを書いておけば、計算書作成保障一つでよくて、
2:04:07	計算結果のところではこれはこっちのパターンですこっち延ばすというて、そのパターン表を見ればいい。
2:04:14	いう形で書類をつくれるんじゃないかということです。
2:04:18	はい、米澤です。イメージ理解しましたので、この中身ちょっと分析した上で検討いたします。以上です。
2:04:32	東北規制庁カミデず、キュウチョウないですか。
2:04:41	はい。いや、午後も引き続き、結果の話はもういいと思いますけど残りのメニューを、
2:04:50	まして、明日もまた予備がありますかっていうことで、引き続き郷から、1時半廃止で本件よろしいですかね。
2:05:01	はい。日本円じゃない。はい。
2:05:04	安保課長どうぞ。すいません。はい、中浜でございます。はい。1030数はスタート。はい。よろしく願いたします。

2:05:13	はい、規制庁加治です。それでは一旦休憩して中は廃止ということでよろしく願いいたします。
2:05:21	録音します。
0:00:02	力を開始しました。
0:00:07	規制庁の武田です。それではヒアリングの方、再開いたします。
0:00:13	それでは最初に、耐震記念の16からですね、
0:00:19	日本原燃の方から資料の説明をお願いいたします。3年トミタですと令和4年8月5日に提出しました耐震基準160B8、
0:00:30	あと配管系表。
0:00:32	貸し方PHITS本について、
0:00:35	ントに関しまして前回のヒアリングにおきましてTPの保守性に対する考察ってところが後、
0:00:42	拡充しなさいってところで、そこを書き出しましたってところになってございます。以上です。
0:00:47	よろしく願いします。
0:00:51	規制庁の竹田です。ありがとうございます。それでは規制庁側から確認があればお願いします。
0:00:57	規制庁カミデです簡単に説明いただきましたけど、
0:01:02	主に変えたところって、何ページですかね。
0:01:08	日本原燃トミタですと、
0:01:10	下の右下のページ35ページのところの、添付1-5ポツ、まとめのところに考察を記載しております。以上です。
0:01:24	はい。規制庁神です。わかりました。
0:01:29	結論的には、どの結果が、
0:01:34	どの結果がポイントとなって、どういう意味で保守性があるかっていうのをちょっと、
0:01:41	簡単に説明いただきたいんですけどいいですか。
0:01:48	日本原燃富田ですと、どの結果がポイントになるかといいますと、下ページの1、
0:02:03	30ページから4行のところのところにございますと最大標準支持間隔に対する応力の比較ってところになってございまして、標準支持間隔、中間部標準支持間隔の最大値に、
0:02:15	合わせて、直管部や直管部以外の形状ってところを、
0:02:20	また試験解析解析モデルに組み込みまして、応力、低ピッチと応力足して能力の比較をさせていただきます。その結果、TPの保守性としては、35ページに書かせていただいておりますが、

0:02:33	そもそも低ピッチっていうところのモーメントの算出の仕方、
0:02:37	ていうのが案と、
0:02:40	添付1た時点で、本当異なってますっていうところと、あとモードですね、受けるモードっていうところが低ピッチな保守的に当たるようになってございますっていうところを含めまして
0:02:52	36ページに書かせてもらってますと手引きとしてはこれ以上の保守性を確保できてますよっていうところになってございます。以上です。
0:03:01	はい、規制庁上出です。
0:03:04	その辺が35ページの、
0:03:08	真ん中に二つポツがあって1個目は
0:03:13	算出式ですねと。
0:03:16	二つ目のポツは、失点は実形状だからと。
0:03:21	言ってるきっちは、だから一次が支配的で、
0:03:31	この二つ目のぽ！
0:03:33	あれですか、両方、さっきの、
0:03:37	検証の結果この二つのポツが導き出されますねってということなんですかね。
0:03:45	日本原燃富田です。はい。TPPの補正としてそういう要因ですっていうところですよ。
0:03:52	はい、規制庁上津は、わかりました。大体、説明はされているのかと思います。
0:03:59	1点確認したかったのが、
0:04:08	と。
0:04:14	8ページなんですけど、
0:04:23	当社は、暴力基準ってピッチスパン法採用しているってことなんですけど、
0:04:31	先週やった地震0001の標準した配管の支持方針だったと思いますけど、
0:04:40	何かグローブボックスのう。
0:04:43	なかーの配管は、東翼基準じゃなくて何かこうに設計しますみたいな話があったのと、
0:04:52	2週間っていうのも何かあまりよくわからなくて、その辺含めて、どうい。
0:04:58	ことなのか、ちょっとこの記載との関係を説明いただけますか。

0:05:03	日本原燃富田です。等ですなまず定ピッチのやり方として、7ページに書かせてもらってます振動数基準登録基準というものがございまして、振動数基準というところは5になって
0:05:14	出るよっていう確認したところで終わりというか、そこでスパンを設計するってところになってございますが、能力基準は5であれば5でなかろうが、
0:05:24	そこに対して応力を見て、設計するっていうところになってございます。ですので当社として、グローブボックスの配管であろうが現行であろうが5でなかろうが、
0:05:36	そこに対して応力基準で暴力を出してやっているっていうところになってございますのでを基準でピッチスパン法を採用しているってことになっております。以上です。
0:05:45	はい、規制庁上出です。そうすると、日本原燃としてはグローブボックスの中の配管は5でなくても、応力基準を満たしていればいいんだという考えだってことですか。
0:05:58	日本原燃富田です。はい、そうです。
0:06:03	はい。規制庁亀井です。わかりました。そうすると、地震0002の期さ
0:06:11	わあ、正しくないんじゃないかと思えますけどあれはあれで正しいっていうことですか。
0:06:17	具体に見た方がいいですか。
0:06:21	日本原燃富田です。どうです。
0:06:23	まずあれですね、5、5か5でないかって言うところに関しては、指示方針に書かせていただいている通りで設計しますよってところなんですけど、これは定ピッチスパン法のやり方っていうところで、
0:06:35	その先に応力を出すか出さないかって言うところになって確認するか確認しないかですね、でございますので、やっていることとしては、矛盾はしてないというか、設計として妥当というところになってございます。以上です。
0:07:03	はい。規制庁カミデです。
0:07:11	何ていうか
0:07:13	グローブボックスのグローブボックス内の配管というのは5じゃないと駄目だっていう、
0:07:19	方針なんですよ。一方こっちで話をしているのは最終的に応力を出しますって言うから、
0:07:28	矛盾しないんだと言っていますけど、
0:07:33	何か、

0:07:35	あんまりしっくりこない。
0:07:38	ねえ。
0:07:39	どっちかっていうと
0:07:42	定期市の補足説明に、実態としてそういうものもあります、あります。そういう設計方針にしていますよっていうことを、
0:07:52	書けば、とりあえずいいのかなっていう気はしていて、何を気にしてるかっていうと、応力基準。
0:07:59	なんだから、
0:08:01	結局G B内の配管であっても、こうじゃなくてもお湯を持てばいいでしょうみたいな設計を、
0:08:08	する余地が、
0:08:10	起きないように、書類上しておきたいなというところなんですけど。
0:08:22	少々お待ちください。
0:08:31	日本原燃富田です。藤。
0:08:35	補足 2、今の現状の定ピッチの法則にその旨、書き追加して、資料修正したいと思います。
0:08:42	以上です。
0:08:45	はい、清長官。
0:08:48	で、
0:08:50	あと、二重管って、
0:08:52	どうでしたっけちょっと方針にどう書いてあったか。
0:08:56	飛んじったんですけど方針 2、二重管についてはこう書いてあってで、この補足。
0:09:03	との対応で言えばこうなりますっていう説明でいきますか。
0:09:09	日本原燃トミタリスト指示方針に記載に関しましては、二重管についても標準支持間隔を採用するこの文章だけになってございます。ですので二重管につきましても定ピッチを採用して評価をしているっていうことになってございます。以上です。
0:09:26	はい。規制庁川部です。わかりました。だから二重管であろうと、普通の配管であろうと、
0:09:35	同じで、低ピッチにおける保守性ということも、
0:09:41	二重管においても一緒だっていうことですね。
0:09:47	日本原燃富田です。はい。その通りです。
0:09:53	規制庁、上出です。そのあたり、この 16 の資料で、
0:09:58	何か説明してたりしますもしくは次回で何かしようとしてたとか、ちょっと単純に含まれてますっていう口頭の回答だけで、

0:10:09	終わっていいものかと思って聞いてるんですけど、いかがですか。
0:10:14	日本原燃富田です。二重管に対しましては今こちらとして標準支持間隔を採用するってということだったので、これに含まれてるっていう書き認識だったんですけど、そこはちょっと明確にされていないので、そこは、
0:10:28	二重管についても同じっていうことを書き出したいと思います。以上です。
0:10:33	はい。規制庁神です。その上で、
0:10:38	3ページから、低ピッチの方法についていろいろ書いてますけど、
0:10:44	二重管として、
0:10:46	ちょっと考え方違うよっていうところは補足をしていただきたいし
0:10:51	全く違わないっていうんであれば頭のほうで20行も含めて説明してますということでもいい、いいと思うんですけど、ちょっとそのあたり確認いただいて、
0:11:01	ブラッシュアップいただければなと思います。
0:11:07	日本原燃トミタですと、今、頭に書こうと考えてますので、資料を修正して、
0:11:13	したいと思います。以上です。
0:11:16	はい、規制庁神です。わかりました。ちなみに支持間隔グラフみたいのも、全く同じものを使えるってことなんですね。
0:11:26	日本原燃富田です。はい。本当に二重管普通の配管といいますか、もう同じ設計っていうところなので、低減ぐらいも同じものを適用しています。
0:11:36	以上です。
0:11:42	すいません宗古閑、今のこの資料だとわかりづらいっていうか読めないってところなので、書き出します。
0:11:52	はい、規制庁川満わかりました。
0:11:56	何か検証内容とかで二重管だから土肥、
0:12:01	悪さをするようなことがないかなあと思いながら、
0:12:05	話を聞きつつ、
0:12:08	うん。パツとは今思い浮かばないというか、
0:12:14	あれですか2週間の。
0:12:16	外管ないかも、同じように、
0:12:20	どういうふうに支持間隔決めるんですか。
0:12:24	本、合計違いますよね。
0:12:26	それぞれの、

0:12:28	標準支持間隔内に、
0:12:30	サポートをつけるのでしたっけ。
0:12:36	日本原燃富田です。そうですね守りたい、守るべきというんですかそちらの配管をまず、
0:12:44	に対して、逆側の内川森田場合は外側の重量を付加して、
0:12:50	集中質量として見てますっていうやり方、逆に外側の場合はこちらが置いていうところで、そこに対しては、あと、
0:13:00	少々お待ちください。
0:13:09	というやり方をしていますのでそこに対してちゃんと見えてる、見えてるというか、支持間隔グラフを用いてやっているっていうところになってございますので、その記載を、
0:13:17	あとわかりわかりやすくというか、明確にしてかんか記載を拡充したいと思います。以上です。
0:13:24	規制庁鏡です。ちょっと今の説明でもちょっとよくわからなかったので、
0:13:31	外川次官で守りたい方があって
0:13:36	守りたい方のグラフでありますというと、
0:13:39	守りたい方が合計を大きくて支持間共用できるし、間隔が大きい。
0:13:47	口径が小さい方は、
0:13:52	本当はもっと短くスパンを設定しなきゃいけないんだけど、
0:13:56	別に守らなくていいから、広井金スパンでやってますっていうこともあり得るように聞こえて。
0:14:02	何かそれって本当に、
0:14:05	いいのかなと、まあ、守らない方がCクラスであれば、別にいいんですけど、
0:14:10	ちょっとその辺も含めると、
0:14:15	なんか二重化は二重管として、こういうふうに適用しますって言うもらわないとう
0:14:23	全く一緒ですって言われてもちょっと今のようところが読みきれないと思うんですけど、いかがですか。
0:14:30	三菱重工梅本です。
0:14:32	二重管の設計に対しましては、守るべきところってのは当然ございますが、管がそれぞれ同じ場所を通過しますので、実設計におきましてはそれぞれ短いスパンに対して、
0:14:46	止めていくというような設計を行っております。
0:14:49	以上になります。

0:14:54	規制庁カミデです。なんで、
0:14:59	雨森代行とかっていうことではなくて、最小のスパン内に収まるように設計してますということですかね。
0:15:09	三菱重工も、梅本です。おっしゃる通りです。
0:15:14	はい、規制庁ヶ月が変わりました。
0:15:18	そのぐらいであれば、その旨ぱっと頭を書いておけばいいような気がしますし、
0:15:26	ちょっと、
0:15:27	事実関係を精査の上、
0:15:32	二重管はこういうふうになってるんで、含まれます。
0:15:35	いうことをまず、記載いただければと思います。
0:15:40	日本原燃富田です。はい、了解しました。
0:15:46	はい。規制庁鏡です。
0:15:48	でも、すみません、ちょっとやっぱりよくわかんなくなっちゃって
0:15:53	先ほど、
0:15:55	何か守らない方、守りたい方に今、
0:15:59	何かどっちかにどっちかの配管の授業を足し込んでそれで1時間、
0:16:04	バックをみたいなことを言うと、重量がそもそも変わっちゃうから、し、通常の配管の支持間隔表が、
0:16:13	適用できないんじゃないかっていう気もしますがその辺はどうなってますか。
0:16:23	別所梅村です。そこは各重量を見込んだ分ピッチを出しております。
0:16:28	以上です。
0:16:29	あと、規制庁カミデです。それはあれですか。20 から 20 巻Dでピッチスパン表が別途、これは二重管ですという条件で低ピッチ費用ができるってことですかね。
0:16:51	三菱重工梅本です。そこは個別に確認してございます。以上です。
0:16:55	規制庁菅です。個別に確認してるじゃなくてすみません、そこは個別にというよりも本表の中で、今、説明に出してます本社の中で、
0:17:06	そこは、それを用いて設計しているということになってございます。
0:17:11	規制庁深見です。
0:17:15	なので、二重管表用のスパン表、あとは普通の配管用のスパン表、2種類というのがある
0:17:24	スパン表に幾つか書くのかわかりませんが、
0:17:28	それぞれ適用する強い感覚っていうのがあってそれは設工認の図書で、ちゃんと示しますということです。

0:17:37	日本原燃豊田すみません説明が悪くて大変申し訳ございませんとS2重課のスパンと、普通のっていうか、1回、1週間というスパンに対して別々で申請するっていうわけではございません。衛藤普通の普通のっていうか、今、て、
0:17:53	設工認上で示している、配管のスパン表一つで、二重管も普通の配管も設計しているってことになってございます。
0:18:01	以上です。すみません。日本原燃佐川です。少し全体像から補足さしてくださいというところで、低ピッチスパン法って何ですかって言ったところで、設計方針ということになってございますと、設計方針は何かっていうと、今後設計していくものに対してスパン表を準備すると。
0:18:16	そうなった時に先ほどから内野富田と藤重工三菱の梅本さん話してるところで、内川内川の設計、外川外川の設計ということで、設計方針として示したスパン表に、
0:18:29	それぞれ、それに合うように、今後設計していくというところで見ますので、なので、今ご指摘ありました、と二重管のためのスパン表というものはなくて、内管外管それぞれを設計してるってというのが正しい答えになります。以上です。
0:18:45	はい。規制庁カミデです。
0:18:48	結論としてはこの資料の中でいいので、二重管に対しての手ピッチの、
0:18:54	という当てはめっていうのをちょっとまず示してください。その上で、今回の16の検証が使えるんだったら
0:19:04	こういう理由で使えますというふうにしてください。
0:19:08	ちょっと答えられる方
0:19:10	富田さん、中高の方サガワさん、私としてはそれぞれ違う説明をされていと受けとめてますので、ちょっと文章にして、
0:19:19	院長整理しましょう。よろしく申し上げます。
0:19:23	日本原燃富田です。はい、了解しました。
0:19:27	規制庁津金です今よう聞いていて私も3者3様の答えをするように聞こえたんですけども、中高の根本さんが言った通り、職務しかも同じところを取ってるって、
0:19:40	同じところで実施するというのが一番像としてだ、説明としては正しいのかなと思ってますので、きちっとその辺整理して説明してください。
0:19:52	矢内亀田です了解しました。
0:19:57	規制庁パミス私からは以上です。
0:20:03	はい。

0:20:04	規制庁の竹田です。その他、この資料で、規制庁側から確認がございますでしょうか。
0:20:13	よろしければ、では日本原燃の方から修正方針について、振り返りをお願いします。
0:20:20	安念トミタですと、G B配管二重管につきまして設計のやり方っていうところからの書き下しっていうところ。
0:20:28	あと、修正いたします。以上です。
0:20:33	成長の竹田です。ありがとうございます。今の説明で清町側からコメントがございますでしょうか。
0:20:42	はい。ではよろしければ、次の資料の確認に進みます。
0:20:48	次が耐震記念の10番ですかね。それではこの資料について、下の方から説明をお願いします。
0:20:58	はい。日本原燃佐川です。
0:21:00	耐震記念
0:21:02	記念10ということで、水平2方向及び鉛直方向地震力の組み合わせに関する設備の抽出及び考え方についてというところになってございます。
0:21:11	前回までに、これもいろいろご議論させていただきまして、いただいていたコメントとしましては、低ピッチっていうところと、提言グラフってところの連続性っていうところ。
0:21:23	そこがどういうふうになってるのか、拡充しなさいというところでご指摘いただいております。ていうのが1点、1点と、2点目としまして、
0:21:35	一番最後のページですね、122ページ。
0:21:44	これもここに至るまでにいろいろご議論させていただきまして、定ピッチっていうところと走ってっていうところで、この全体フローのどこを渡っていくんだっていうところの話がありました。
0:21:58	前回までの我々の説明では、この資料のですね、真ん中ぐらいのところ、
0:22:04	2-1っていうところで、構造上の度地震力重複の観点っていうところで、1につきましては、ここから右に行きますということで説明してましたってところがまず1点あります。
0:22:18	それに対しまして今回この資料の構成から見直してるというところになってまして、見直した内容としましてはどういうことかといいますと、淘汰失点というのは青色で降りていきます。

0:22:30	低ピッチってというのは、低ピッチの配管の中には、鉛直配管と水平配管があるってところで、水平配管を基準に考えると、
0:22:40	軸方向ってというのは、もうメーターが発生しませんので、右に行きますってことで作っていて、これは構成していたんですけども、鉛直配管っていうところとところで考えていくと。
0:22:51	下の方に下ってきて③の地震力の増分に対する影響軽微というところに来ると、我々今回これ考えたところとしましては、同定ピッチの何々。
0:23:02	は支店の何々とかっていうものではなくて、手法全体で考えてた視点とピッチっていうところとところで考えて、このグラフっていうところを作り直したっていうところとところでそれに合わせて、資料構成。
0:23:14	も見直してるってというのが、修正内容になります。以上です。
0:23:22	運営規制庁の竹田です。ありがとうございます。ではこの資料について規制庁側から確認あればお願いします。
0:23:30	規制庁神です。ちょっと頭の方から確認しますが、まず3ページで、
0:23:39	なお書きが下の方にあって、ダクトとか入ってますけど、
0:23:47	何か反映は、この間話があった配管収納容器とかも、この辺入ってくるってことですかね。
0:23:58	日本原燃さあです。はい。
0:24:01	結論としては、
0:24:02	そうなりますというところで、どのような修正をするかというところで、00、01の時の時の話でもさせていただきましたけども、収納容器とかっていうものについては、機能、機能上どのような整理になるっていうところを建物30の中で、
0:24:18	説明をしまして、収納容器については、この評価で、
0:24:23	受け皿についてはこの評価っていうところをそこで整理した上で、その行き先ってというのが、ダクト等ダクトであったり、配管でありますというところで、評価手法の方につなげていくというところで、修正していくこと。
0:24:36	修正するってことで考えております。以上です。
0:24:40	藤規制庁カミデです。
0:24:44	そうですね。なお書きに何を書くのかっていう話で、機器配管系。
0:24:53	の、今日、構造強度と機能維持。
0:24:58	評価。
0:25:00	は、
0:25:06	うん。
0:25:07	うん。

0:25:08	ちょっと全体母数が何であってそのうちどれとどれが今回の説明なんです。
0:25:15	どれどれは、当該設備を申請するっていうのが、あんまり網羅的に書かれているような気がしないんですけど、
0:25:25	そちらの考えとしては、母数っていうのは何だと思っていますと。
0:25:41	少々お待ちください。
0:25:56	日本原燃富田です。等ですねまず、
0:25:59	母数って言うところにつきましてはまず構造強度につきまして
0:26:04	第1回申請、今の補足ですね、のところすべて出しているところなんですけどそっちごめんなさいすべてっていうのはちょっとあれなんですけど、ダクトっていうところが、次回申請設備というところで、そこについては後、
0:26:18	その設備、申請時に合わせてっていうところになってございます。で、機能維持等、電氣的っていうところにつきましては後次回申請、次の申請の時に出しますっていうところになってございますので、今回の範囲としては、ちょっと
0:26:31	構築申請で示しますよっていうところになってございますので母数としてはこれで全部っていうところで考えてございます。以上です。
0:26:39	あと、規制庁カミデです。まず設備の個数でいうと機器配管系ってことでいいんですかね。
0:26:49	日本原電飛田ですはいそうです。
0:26:52	のすべてであって、機器配管系にどんな評価項目がありますかという と、構造強度等、
0:27:02	機能維持評価っていう二つにまずできますってことですか。
0:27:08	日本原燃富田です。はいそうです。
0:27:11	はい。規制庁菅です。小崎から構造強度評価をしますで、
0:27:17	一方機能維持評価っていうのが動的機能と電氣的機能しかないっていうのは現状の、
0:27:25	耐震建物30の整理とも整合した記載になってます。
0:27:35	日本原燃菊地です。今の海浜建物参事の整理ですと、グローブボックス等の加振試験の機能維持も入ってますので、
0:27:44	そういった意味でいきますと、ちょっと今の動的と電氣的に加えて、
0:27:55	少々お待ちくださいませ。
0:29:15	あ、すいません日本原燃期せずと、今現状、すいませんこちらで把握してますが、閉じ込め機能維持、先ほどのグローブボックスのところでの機能維持っていうのは現状足りてませんので、

0:29:26	まずはそこを追加するのと、あと、先日のヒアリングを受けまして耐震建物参事の方の修正を行ってますのでそちらの整理結果を踏まえて、
0:29:37	ちょっと足りない機能についてはこちらの方に追加をさせていただこうと考えております以上です。
0:29:44	はい。規制庁カミデです。
0:29:47	現状でも閉じ込め以外に何か委員会とかあったような気がして、
0:29:54	ますけど、そのあたりいずれにしても、耐震建物 30 棟、あとは、申請書添付の機能維持の方針に書いてある。
0:30:04	所関の構造強度の評価に加えてこれを見ますと、
0:30:09	行ってるものがまず網羅的に拾い上げられて、このなお書きに追加される。
0:30:17	いうふうにまずはしてください。よろしいですかね。
0:30:23	日本原燃菊池です。了解いたしました。
0:30:26	はい。規制庁カミデです。その上で、構造表、構造強度評価の対象である配管系のうちダクトとかって言ってますから、
0:30:38	機器はすべて出し、妥当除く配管系は、今回の説明に含まれますと。
0:30:48	五つもう先ほど収納容器とかっていう話もしたので本当にそれだけ、
0:30:54	か、もしくは収納容器とかも全部、
0:30:58	中に含めて説明できているのであれば、後ろの資料でそれがわかるようにということなのでその辺り、ちゃんと網羅的に、
0:31:08	書かれているかっていうところを確認をお願いします。
0:31:15	日本原燃西山です。承知いたしました。
0:31:20	はい。規制庁カミデです。で、
0:31:23	構造強度評価はそんな感じで、機能評価は他にどんなものがあるかということを確認してもらいつつ、
0:31:32	動的機能維持っていうのは、
0:31:35	今回、
0:31:36	基本的には、
0:31:40	構造強度評価で変えてましたけど、あれ、原動機とかも確認済み加速度と、
0:31:47	照査したりしてませんでしたっけ。
0:32:00	日本原燃芝先生。
0:32:01	今、押田カミデさんおっしゃおっしゃいました通り剣道器につきましても、はい。動的機能維持の確認済み加速度等々で確認して評価をしてございます。以上です。

0:32:14	はい。規制庁神戸です。そうすると、何でそれが次回でいいのっていう気がするんですけど、いかがですか。
0:32:28	日本原燃石橋です。大変申し訳ございません今ちょっと
0:32:32	神谷さんがおっしゃいましたことがちょっと聞こえなくてですねもう一度お願いいた、お願いしたいんですけれども。
0:32:37	規制庁カミデです
0:32:40	そういう評価は動的機能維持評価をしているのであれば、このなお書きで動的機能維持を工事課で示すというのはおかしくないかという話ですけどいかがでしょうか。
0:32:58	少々お待ちください。
0:33:50	荻野イシバシ先生、今ご指摘いただきましたところ
0:33:55	※1のところだと思っておりますそこに確かにファンの動的機能維持というところは記載されているんですけれどもす。
0:34:02	ご指摘いただきました通り原動機については記載がございませんので原動機っていうところを追加して、
0:34:09	を追記したいなと考えてございます。以上です。
0:34:17	規制庁上出です。
0:34:20	どういう続きになるかっていうことなんですけど、
0:34:27	第1回では関係ないですっていうことを書こうとしてるってことですか。
0:34:36	日本原燃石松です。今原動機っていうところは、
0:34:42	ご指摘いただきましたところだと思っております、そこは米市場のところに第1回申請したい対象設備である。
0:34:49	冷却塔は置いてはっていうところで、ここにはファンの動的機能維持評価があるがとなっているんですが原動機っていうところの記載がございませんので、あそこはファンと、例えばですけどファンと原動機の動的機能維持評価があるかっていうような形で拡充させていただきたいと考えてございました。以上です。
0:35:08	はい。規制庁カミデです。
0:35:11	そうした時に構造強度評価によって耐震性を示しておりというところは、
0:35:17	先ほど確認しましたが機能維持確認済み加速度等の調査という意味では構造強度の評価じゃなくて、動的機能維持評価そのものですから
0:35:30	この説明がおかしくなっちゃうんじゃないのと思いますけど。
0:35:35	ちょっと、大分イメージが合っていないんですけど。
0:35:38	いかがですか。

0:35:42	少々お待ちください。
0:35:57	甲斐委員。
0:36:05	日本原燃石橋です。今ご指摘いただきました通り確かに原動機につきましては機能済み加速度規格としてA Tが超えてございまして、
0:36:18	構造評価の構造強度の評価をしておりますので、そこがちゃんとわかるようにですね、記載を拡充したいと考えてございます。以上です。
0:36:31	規制庁、上出です。
0:36:37	機能維持確認済み加速度との調査はしたけども、それを満足できないから構造強度評価をやって、
0:36:48	いるのDだから関係ないですって、今言われました。
0:36:53	すいません、日本原燃佐川です。
0:36:56	目的としては動的機能維持評価が目的になってきますので、最終的に手段で構造強度をやったってところを今強調して言っていたたく、
0:37:07	我々言っていたみたいなんでそうではなくて動的機能維持評価が対象であること、今回のですね、工事会ではそれ以外の動的とか電氣的を説明しますってことで、正しくここ、書き下します。以上です。
0:37:23	規制庁、上出です。
0:37:28	確かに今言われて、地震 0001 のある 15 見ましたけど、
0:37:35	1470 ページで、
0:37:43	確かに原動機のパ速度評価やって機能維持確認済み加速度と評価して ますけど、
0:37:50	あの結果超えちゃってて、
0:37:53	超えてるからといって詳細評価を、
0:37:58	しているんですけど、
0:38:02	何かあれですねすいません、あんまりこの辺説明を受けた記憶もなく て、
0:38:09	なんか、動的機器でしょちゃんと確認しないのって言った覚えはあるん ですけど。
0:38:15	あまり説明がないまま、実はN Gの結果が載ってましたっていうのが、 今私も一緒なんですけど。
0:38:21	結果、
0:38:23	そういう。
0:38:24	ほとんなん。
0:38:25	ですね、これは、
0:38:27	野地加速度という、
0:38:30	この調査っていう意味ではN Gってことですね。

0:38:43	すいません。
0:38:44	すいません、サガワ、日本原燃佐川です。C T比較で加速度比較した時にそこを超過しましたっていうところで、ジャグの手法に基づいて、
0:38:54	じゃあ、どういうことをやりますかっていうことで、その構造強度評価をやったらOKだったので、
0:39:00	あ、すみません混乱しました。
0:39:03	はい、動的機能維持評価の流れの中で、評価をやったらOKでしたっていうことで最終的には、
0:39:10	評価、評価が、
0:39:13	運動的機能が成立したっていうところ。
0:39:19	はい、規制庁他ビジネス
0:39:22	とりあえず現状を把握しました。ただ
0:39:25	昨日この間のヒアリングでもこの辺、特に確認しませんでしたけど、意識としてあんまり気づいてなかったということですので、ちょっとこの辺は、
0:39:35	本当にそういう設計が正しきちんと
0:39:40	規格基準通りなのか、あとは、基本方針にそういうことがちゃんと書かれてあるかっていう観点で、
0:39:48	ちょっと少し確認をしたいと思います。
0:39:55	明日も時間がないので、ちょっとした、その辺説明していただけますか。資料は地震 0001 の⑮で結構ですから、ちょっと説明いただけますか。
0:40:09	はい。日本原燃石橋です。承知いたしました。明日、ここのT企画で超えてるようなところの評価手法についてちょっと別途調整させていただければと思っています以上です。
0:40:21	はい。
0:40:22	長菅です。わかりました。ちなみに、確か動的機能維持用の補足説明資料もあって先週扱ったと思いますけど、そこにもそういう話って書いてたんですけど。
0:40:40	はい。日本原燃助川です。今、ご指摘あった耐震記念 14 の同時機能維持の評価についてという補足説明資料だと思いますが、
0:40:49	こちらの方の中では、
0:40:52	動的機能維持評価のやり方といたしまして、まずA T比較というところと、そこで
0:40:58	超えた場合または、規格に載ってる加速度を使えない場合は、国に基づいた

0:41:05	陶磁器の入標確認の手法として、暴力の評価をするというところまでを示させていただいてます。今回の第1回申請範囲の冷却とBにつきましては、
0:41:15	型式が合わないというところで、応力評価の方で確認しているというところもあるってことも示させていただいてるところでございます。以上です。
0:41:23	規制庁カミデです型式合わなくて、状況下やってるっていうのはわかってます。なので、
0:41:33	それ以外のところがちゃんと書かれてないのかなって気がしたので、ちょっと、いずれにしてもちょっとこれはこれで話をさせてください。
0:41:43	で、耐震建物の10番に行くと、結局、
0:41:48	本当は動的機能維持、
0:41:50	加速度と確認するときこういう考え方なんですよっていう説明をするつもりではあるんだけど、
0:41:57	第1回として結果としてそれで決まっているものはないからまた今度説明しますよっていうことを、
0:42:05	中期、寡婦ということですか。
0:42:18	日本原燃西山です。
0:42:20	ご指摘の通りとなります。
0:42:25	はい、規制庁感じですねまず
0:42:28	状況としてはわかりました。
0:42:32	そういうパターンもあるんだろうと思いました。はい。
0:42:37	次にですね、
0:42:44	10、
0:42:46	9ページなんですけど、
0:42:50	フロー図、上のほうで①-1っていうのが、
0:42:58	建物構築物の応答評価でもう2方向の影響ありますねとなったものですね。
0:43:06	それはFRS自体がおっきくなるから、基本的には
0:43:13	機器配管がどんな形状であろうと、評価対象なんだと思うんですけど、
0:43:18	あのフローをたどっていくと、そういうものに対しても、②-1で評価部位ごとに重複する構造かどうかと。
0:43:27	いうフローをたどって結局やらないものが出てくるっていうのがちょっとよくわからないんですけど、この辺りって、
0:43:36	注記で書いているんだと思うんですけど、

0:43:41	一つのフローでちゃんと示せないかっていうことなんですけど、いかがですか。
0:43:49	日本原燃西山です。
0:43:52	9ページのフローで書いているところとしましては二つありまして、まず一つ、①の間についていうところから流れるところ。
0:44:01	ここに関しましては通常のS s、S D一方向評価をやった後に、破線で書いてるところに本評価の検討として、
0:44:11	その形状の観点で整理していきますよっていうふうになっております。
0:44:14	そこが一つの流れとしまして、二つ目の流れとしまして、①の1っていうところで、建屋構築物の方で応答増幅があったものに対して、
0:44:25	同じように一方向評価をするっていうところで今フロー上に記載しております。
0:44:31	で、今注記でっていうところで示してるところに関しましてはそっから注記2に示すっていうところで、これは実際の評価と流れとは別で、その結果につきましては別紙に示すよっていうところで今注記で示しております。
0:44:44	なんで今のフロー上のところに関しまして、足S sと竹尾と増幅があったS sに対して、
0:44:52	並列に、まずは推進一方向評価をやるって言うところ、この①番切ってところで書かせてもらっております。
0:44:59	そのあとで、建屋応答増幅があった説明に対しましても、同じように、水平2方向影響評価というところで、発生したに続くっていう流れでフローを書かさせていただいております。
0:45:13	はい、清長官ベース。
0:45:16	①-1のフローに書いてある部位っていうのは、これは何を指し示して、
0:45:24	日本ヨシダです。
0:45:27	このIVC A B R Iっていうところ、①-1-Vというところに関しましては、
0:45:32	A社計基準、
0:45:35	通常の水平証拠の評価によって、
0:45:39	耐震評価を行っている部位というところが、
0:45:42	ここで言うところの部位となっております。
0:45:46	安倍さんがおっしゃると。日本原燃西山です。日本原燃西山です。

0:45:52	補足させていただきます。①-1 っていうところに関しましては、今、建物側の目線から、書いておまして、この部位って言うところがハラダ、実際にスリーエフを
0:46:05	解析し、したところで今応答増幅があった失点系の部位、建屋の指摘の部位になっております。
0:46:15	藤規制庁カミデです何かスリー D だったり失点系だったり、何かいろいろ言われましたけど、いわば建物側のフクイで床とか書けとかっていう話だっていることですかね。
0:46:30	日本原燃西山です。おっしゃる通りです。
0:46:39	はい。
0:46:45	はい。わかりました。
0:46:47	あと、
0:46:52	はい。で、次、
0:46:57	あと 9 ページの下の方の、
0:47:03	注意書きの 3 番。
0:47:05	※3 は、これは、
0:47:10	これは何の話なんですかね。
0:47:16	ちょっと説明してもらっていいですか。
0:47:24	日本原燃土山です。
0:47:27	今この注記 3 番に関しましては③番の、従来は、従来評価日経とかからの増分があるところに対しての補足するものになっておりますと。
0:47:40	今
0:47:42	フロー上って言うところの整理で、もう 0 の 2 の 1 っていうところで重複するところがありますよって言うところがあるんですけども、仮に重複したとしてもそこが、
0:47:52	本当に増分するかどうかって言うところで、実際設備って言うところに関しましては応答軸、教授砕く軸っていうところがありまして、その間違いっていうところで、
0:48:03	S E ラブっていうところの重複がしたとしても、増分はするんですけどもその増分の割合としては、影響軽微に収まるというところで、今この注記というところで補足している内容となっております。
0:48:17	以上です。
0:48:20	はい。規制庁、湯浅。
0:48:24	解説。
0:48:26	大切なんですかね、何か別にいらぬような気がするんですけど、なんでこれ説明したいんですか。

0:48:37	日本原燃西山です。
0:48:39	軽部さんのご指摘の通り、これ今基本方針のところから抜粋しているものになっております。
0:48:45	③番のところで、そのまま従来設計に増分があるかどうかというところで、
0:48:52	キャンプ新城が書いてるんですけども、今の補足って言うところで、こういった場合にそういった増分が微少な影響があるのって言うところで不足してるものになっております。
0:49:03	この注記って言うところに関しましては、今の基本方針上に記載がなくて、この補足ではもうちょっとかみ砕いて説明するって言うところで今補足。
0:49:13	注記をつけているものとなっております。
0:49:16	以上です。
0:49:19	はい、規制庁カミデスなんで、別にいらんんじゃないと思いますけども、そちらを書きたいということである。
0:49:26	別になっても駄目とは言いませんけど、
0:49:35	日本原燃西山です。ここの回答としましては丁寧にやりたかったって言うところで、あとの的にやるとなるとなると確かに持ち出しは多くなってしまいますので、
0:49:46	ここのちょっと注記ってところはちょっとルール外で整理しようと思います。以上です。
0:49:53	はい、規制庁深見です。別に丁寧にして駄目ではなくて、丁寧にすんだとかも丁寧にするとこあるんじゃないのって感じをするしって言う
0:50:01	何かアンバランス感がある。
0:50:04	ちなみに③番。
0:50:06	ていうのは、
0:50:08	さっき①の一番で話聞きましたけど、①の一番のフロー通ってきたものについて、③で受けている。
0:50:20	その従来設計って言うのは一体どのことを指してますか。
0:50:32	富永菅です。
0:50:35	衛藤平瀬③番重大設計って言うところ。
0:50:40	のお話をさせていただきますと、こちらは水素一方向による分をかけ、
0:50:45	どうかっていうことを、
0:50:46	示しております。
0:50:50	以上です。規制庁、深見です。

0:50:54	かみ砕いて言うと、②-①-2 番については、基準地震動 $S_s$ による水平値方向の評価っていうところで、
0:51:07	それが③の従来設計だと思うんですね。
0:51:13	その場合③、
0:51:16	その場合①-1 を通ってきた時には従来評価って何に当たりますか。
0:51:23	そうですか。
0:51:26	黒沼ヨシダです。
0:51:29	江藤丸子。
0:51:31	従来評価というものが①-1 を通った場合には①-1 の評価結果というところが該当します。
0:51:39	これ③番でお示したかったのは、
0:51:42	水平 1 方向の結果っていうものを従来方向の結果とし、従来の評価結果とした場合に、水平 2 方向超えた場合の影響増影響の、
0:51:52	度合いがどの程度かというところをお示しするために従来評価という言葉を使って、
0:51:56	フローに書いております。以上です。
0:52:00	はい。規制庁カミデです。
0:52:03	わかりましたなんですけど。
0:52:06	ある貯槽があって、
0:52:10	それは、それがついてる建物は周辺に方向、
0:52:16	影響受けませんでしたと言って、このフローでいうと①-2。
0:52:21	きましたと。
0:52:23	ユッコそういう貯層に対しては②-1 があって、②の③があって影響がありということであればどんどん評価をするっていうことだと思うんですね。
0:52:38	一方で、同じ貯槽が、同じ形の貯槽がですね、水平 2 方向の影響を受ける建屋についてた場合、
0:52:51	①-1 だけ、
0:52:55	通るのか、①-2、両方とフロー通るのか。
0:53:01	どちらで考えてますか。
0:53:07	日本原燃吉田です。
0:53:09	衛藤。
0:53:10	何か所感としては、
0:53:12	そのタンクについてはどちらも 01-1-01-2 を通るといふふうに考えております。

0:53:18	その上で、少額の水辺高校に対する経常のタイプ対応というところを、それぞれが通っていくと。
0:53:24	いうふうに考えております。以上です。
0:53:27	はい。規制庁、鏡です。
0:53:30	それ両方通る意味ないし、無駄じゃないかって言って、①の1だけやればいいんじゃないのって気がしますけど。
0:53:38	何でおんなじもの2回位同じフロー直さなきゃいけないんですか。
0:53:46	日本冷麺ヨシダです。
0:53:48	①-2 というところからご説明させていただきます。丸常務というところが、
0:53:54	設計基準に対する評価というふうに考えております。
0:53:57	①のうちというものが、水洗方向の影響に対する影響評価というところで、
0:54:03	また計算書申請承認を、
0:54:07	計算職員、
0:54:08	これの形を分けて、
0:54:10	ちょうど結果がそうなので、
0:54:12	それは両方とも通った上で、
0:54:15	衛藤。
0:54:16	それぞれの結果をお示しすると。
0:54:18	いうことで、先ほどの回答とさせていただきます。以上です。
0:54:24	あと、規制庁カミデですけど
0:54:27	無駄じゃないんですかっていうことに対しては、別に無駄でもいいでしょっていいことですか。
0:54:39	あとそれ日本原燃吉田です。
0:54:43	今、無駄ではないかというところに対しまして、
0:54:48	宇田でもいいというお話をしたつもりは、すいません、ございませんでした。
0:54:52	あくまで、す。
0:54:54	水衛藤従来の基準地震動S sによる評価というものは計算書でお示しして、
0:55:00	それに対して、
0:55:01	建物影響というものに対する影響評価結果というものは、
0:55:06	別紙
0:55:06	これに書いてるんですけど別紙の方でお示しすると、それぞれの目的に応じて結果を示すというところでの回答のつもりでした。以上です。

0:55:16	規制庁、上出です。
0:55:22	何か、①-1が必ず別紙でいかってというそういうわけでもなくて、技術基準の適合において、
0:55:31	影響が大きいものは当然申請書に反映されるべきで、
0:55:37	これは別紙でいいんだって勝手に整理したことを理由に、両方やないと駄目なんですって言われても、何かそちらの整理の問題な気がするんですけど。
0:55:48	認識を伝えますか。
0:55:59	少々お待ちください。
0:56:12	すいません関西電力野本でございます。ちょっとすみません横から入らせていただいて失礼いたします。ちょっと今の論点ですねちょっと頭の整理させていただきたいのが①-1と①-2。
0:56:25	両方が我々確認すべき事項だと、いうふうに認識してそれぞれですね水平2方向の検討はしなくちゃいけないと。で、水平2方向はおっしゃる通りですねその技術基準適合の観点で、
0:56:38	影響が大きいものは最後のフローまで落ちていくと計算しようとして我々テンプレとしてお出しすることになると、ということなので01-101-2両方を
0:56:48	出発したものをスクリーニングした結果として影響の大きいものは、技術基準適合の確認の観点で、影響の大きいものを店舗として出していくと、こういう案整理しております。
0:56:59	先ほどお話ありました①-101-2ですね、これ重複していても無駄じゃないかというのは、確かに評価としてですね①のうちの方は増幅考えるものなので、
0:57:10	重複しているように見えるはするんですけども、ここはちょっと評価の整理の作り方のところかなと思っておりまして、
0:57:20	①-1でやったから①-2で抜きますというような整理をするというのも一案なんですけども、我々といたしましては1-1-2別々にですねそれぞれ整理でお示したと。
0:57:33	いうところだというふうに認識しております。
0:57:37	すいませんちょっと下、
0:57:40	それで、補足があったらお願いします。
0:57:47	浦上ヨシダです。
0:57:49	衛藤すいません補足ありがとうございました。
0:57:52	迫田。
0:57:54	そういったことです。

0:57:56	以上です。
0:58:00	はい、規制庁カミデです。
0:58:04	そういうことであればもうだんだん趣味の料金にも入ってきているので、
0:58:09	昨日、
0:58:11	どっちかというと、①-2が、
0:58:16	普通にたどるルートであって、
0:58:20	②-1の結果っていうのは、絶対変わらないんですね①①-1を通ってもあれ、1-2を通っても変わらないので、
0:58:29	①-1からここに②-1に、
0:58:34	繋がるルートはなくて、③の方に矢印が引っ張られて、ここにおいて一応S s等、属した方向両方見ますよみたいのが、
0:58:48	話を聞いててイメージなのかなと思いましたけど、
0:58:55	そうしなければいけないっていうものではないので、とりあえず、おまかせします。
0:59:09	二本木星山です。
0:59:11	承知いたしました。
0:59:13	ここに関しましては、
0:59:16	整理いたします。
0:59:21	藤規制庁カミデです
0:59:23	どっちでもいいので、別にどっちにしますかっていうことを借りとりつもりもないので。はい、わかりました。
0:59:30	そういうことでちょっと不何だろう、これ一つっていうわけではなくて原燃やってることをフロー図に示した時に、何かその通りにやってないんだけど、
0:59:42	ていうのが結構多いのでこれもその1例なんですね。で、
0:59:48	これは補足なのでそこまでっていうことではありますけど計算書とか見てもこれ、
0:59:54	方針のフローとどう対応してんだっけって話は、よくしてますからそういう意味でちゃんとやってることを、フロー図に起こす。
1:00:04	それが、
1:00:05	結局、体系的2説明してくださいとかやってください、網羅的にやってくださいっていうことを、ちゃんとやってれば、フローは綺麗に書けるってことだと思いますので、そういう例示としてとらえてもらえればと。
1:00:23	日本原燃西原です。承知いたしました。

1:00:28	はい。規制庁上出です。で、ちょっと次のページいきますけど、10 ページで、
1:00:33	いきなり 2 行目に、全 72 種類って言われてもよくわからなくて、
1:00:42	これ先ほど類型化の話もしましたけど、
1:00:47	この辺ってというのはどういうふうに修正されるつもりなのか、もしくはこのまんまでいいと思ってるのかっていうと、認識としてはいかがですか。
1:00:58	日本原燃西山です。この 4.4 項の記載に関しましてはいきなり、まぜ 72 種類ってところが結果として出てるようなものになっております。
1:01:09	類型化と同じように整理した上で、だんだんと、
1:01:16	ふやすって言うところで加増。
1:01:18	拡充していくような形になっておまして⑨と同じようなところで、最終的に全 72 種類になりますよって言うところで各足すような感じで修正することを考えております。
1:01:29	はい、規制庁上出です。多分認識は合ってるんだと思いますけど、一番てっぺんは、
1:01:38	一番てっぺんは多分機器配管系だと思う。
1:01:42	いますけどその次どういうふうに分かれるんですか。
1:01:54	日本原燃西原です。すいません、ちょっと即答は今ちょっとできないんですけども、機器配管計器ってところで、
1:02:04	水平 2 方向を影響受けるような形状受けないような形状みたいなところでちょっと整理して、樹形図みたいなところでちょっとやっていくってところに関しては
1:02:16	今頭にあるんですけど、具体的っていうところはちょっと今説明できないです。
1:02:23	はい。
1:02:25	規制庁カミデです。
1:02:27	その辺は、イメージは伝わってると思うんで、やっといてくださいってことです。あとは、
1:02:37	このうち、配管系についてはその下のバーに書いてますけど、
1:02:43	それも
1:02:45	このうち、
1:02:46	ていうのが本当に
1:02:51	配管系に説明することがないのか、っていうこととかですね、配管系って言葉には何が含まれてるかっていうことは

1:03:01	ちゃんと樹形図的に、整理した結果を踏まえて適切に書いてもらうということだと思えますのでよろしく。
1:03:12	日本原燃西山です。承知いたしました。
1:03:17	はい。長官ベースで、
1:03:20	ちょっと
1:03:22	具体の方に移りますけど、定ピッチのいろいろ今まで話をしているところで、
1:03:31	ちょっともう少し明確にして欲しいなと思って、31 ページで、
1:03:37	下から 1234 パラ目ですか、直管部以外の各要素は作って、
1:03:45	支持間隔グラフには余裕があるって言ってる。この余裕って何なの。
1:03:54	暴力なのか何なのか、何に対して余裕があるのかっていうのは、
1:04:00	よくわからないんですけど、とりあえず説明できますか。
1:04:07	日本原燃西山です。
1:04:09	に関しましては何の余裕かって言ってるところで応力の縁になっております。
1:04:15	そこの何で応力かって言ってるところは余裕あるかって言ってるところで、今直管部以外の形状って言ってるところは、直感の起点に、支持間隔グラフを用いて設計しておりますと。
1:04:28	さらに支持間隔グラフをどのように作ったかっていうところなんですけども、直感を起点にっていうところで、同じ応力となるように、支持間隔グラフを作ってるわけじゃなくて、直管
1:04:39	部の総合力かって言ってるところで、さらに余裕を持った、ある程度保守性を持った上で、直感部位以外の形状の支持間隔を作成しているっていうところになりますんで、
1:04:49	応力の余裕があるっていう、支持科学に関しましては、直感に比べても応力の余裕があるよって言ってるところで、記載をしております。
1:05:00	成長カミデ私の中でイメージを膨らませていくと。
1:05:07	支持間隔グラフっていうのは、直管部に置き換えた時の発生法力よりも低くなるように作ってますと。
1:05:17	なので、直管部の
1:05:21	許容値に対しての余裕という意味では、直管部の共有、許容値に対して余裕よりも支持間隔額に基づいた、
1:05:33	直管部以外の各要素の、
1:05:37	応力、
1:05:38	これが本来の許容値に対しての余裕っていうのは、直管部よりも大きくなりますよ。

1:05:47	そういうことなんですよね。
1:05:53	日本原燃西山です。おっしゃる通りです。
1:05:56	はい。規制庁鏡です。
1:05:59	今自分で言っても、北上層になっていたようなことを、
1:06:04	支持間隔グラフには余裕があるためで表現できているとはとても思えないので、
1:06:10	ちゃん等、
1:06:13	わかるように書いてもらいたいっていうのが趣旨なんですけど、理解いただきます。
1:06:20	日本原燃西山です。はい、ご指摘理解しております。7時間ぐらいの余裕があるためって言っていると間を走りすぎちゃってるっていうところがありますんで、
1:06:30	その直管部と許容値と、今実際の指示かグラフで設計するような着火部以外の直下の応力って言ってるところで、II、もうちょっと具体的に書くようにいたします。
1:06:45	はい。区長川満国交に限らずですけど余裕とかって説明しているようなところとか特に気をつけてみてもらえればと思います。
1:06:55	あとは39ページで、
1:07:11	水、39ページはこれ、水平方向、
1:07:15	若干直管部の、
1:07:20	の話でしたっけ。
1:07:24	日本原燃西山です。
1:07:26	おっしゃる通り鉛直の話です。
1:07:30	はい、規制庁からです。
1:07:34	これは結局、
1:07:36	形状として、
1:07:38	前年計上として不要というよりは、
1:07:43	実際の加速度の比率を見てもないかわかりませんよっていうことなんです。
1:07:52	日本原燃西山です。ご指摘の通りです。
1:07:56	今ここで書いているところとしましてはB冷却塔の結果伸びていってるところで、このときの結果って言ってるところが加速度2.5倍。
1:08:06	ていうところがありましたんでこの程度であれば影響軽微って言ってるところで、現状は整理してるものとなっております。
1:08:25	はい。規制庁神戸です。
1:08:28	今の話と、さっきの9ページの、

1:08:35	※3 ですか、設備の応答軸の方向が明確だったら、応力増分が軽微であるっていう説明と、
1:08:46	何か整合しているように聞こえなくて、場合によっては超えますよだから、
1:08:55	何なんだって感じがするんですけど。
1:08:59	何かちょっと私もこのらしいところを設備のトウチクが明確かどうかっていうと配管はもう明確じゃありませんっていう整理なんですって。
1:09:11	日本原燃西山です。
1:09:13	ここに関しまして 122 ページの参考資料のフローでちょっと説明させてください。
1:09:28	すいませんちょっと下の方に行ってくださいでもよろしいでしょうか。
1:09:37	はい。
1:09:39	今、小高野選手は以下のところに関しまして私は冒頭
1:09:45	従来設計に対して影響があるかどうかって言うところの注記に対して応答軸が明確な話をしたんですけども、結局発生値増分の観点って言うところに対しまして、
1:09:56	応答軸が明確っていうのと、それ以外に対して、従来設計に対して、応力比較、
1:10:06	はい。
1:10:08	はい。
1:10:09	すみません、このフロー図の③番のところの右側にあるちょっと吹き出し切ってるところをちょっとご覧いただきたいところになっているんですけども、
1:10:18	カミデさんのおっしゃった通り、紙幣配管、ここで定ピッチに対する配管に対して、どのような観点で影響軽微であるかって言うところを示しているものになっておりまして、
1:10:30	従来、
1:10:32	評価から増分っていうところの観点に関しましては、水平配管って言うところについては応答軸が明確だから影響ケビキっていうところが一つ。
1:10:41	二つ目としては鉛直配管って言うところは、実際に評価って言うところの観点から、水平と鉛直の加速度比率が過大にならない。
1:10:52	ていうところによって、影響を警備するっていうところもありますんで、今そういったところで説明しているものとなっております。
1:11:06	藤規制庁カミデです。水平と鉛直で応答軸が明確かどうかは、

1:11:12	判断分かれるっていうのもちょっとよくわかんなくて、要は弱軸強軸がありますかっていう話ですよ。配管っていうものは一緒なんだけど、取り付けてる方向で、
1:11:25	弱軸があるかないかが変わるっていう、
1:11:28	概念がなかなか入ってこないんですけど説明できます。
1:11:40	はい。
1:11:45	日本原燃西山です。
1:11:48	とですね。
1:11:50	多分、
1:11:52	イメージ図っていうところになってきますとまず水平配管で言いますと、資料の32ページ目のところですね。
1:12:10	もう下の方のイメージ図っていうか、
1:12:13	配管のタテウチそ配置図っていうところやっておりますと、ここはわかりやすいんですけども、水平配管って言うところに関しましては、軸方向、
1:12:24	ていうところに関しまして、荷重がかからないような形状になっておりますので、ここで言う、X方向に対する地震に対しては荷重は効かない。
1:12:35	一方で、
1:12:37	Y方向地震に対しましては、軸直角方向になりますんで荷重がきくっていうところになっておりまして、応答軸が配管みたいなのはもう一本線になっておりまして応答軸が明確なるため、ここは影響軽微としております。
1:12:51	一方でっていうところで、
1:12:54	はい、34ページのところで、鉛直配管って言うところのモデルになっておりますと。
1:13:06	はい。
1:13:07	鉛直配管に関しましても、実際には応答軸が明確っていつてるところになってきます。
1:13:15	当地区、先ほど説明したように配管軸方向側に関しましては、影響を受けないようなところになってきますと、
1:13:23	ただ水平2方向っていう観点に関しましては、配管の軸直角方向側が影響を受けるっていうところで、大戸チェックが明確なんですけども、その水平地震動に対しては
1:13:35	鉛直配管は影響を受ける可能性があるって言うところで整理してま
	す。

1:13:40	ちょっと
1:13:42	水平配管も鉛直配管も大戸地区から明確なっていうところに変わりはないんですけども、その向きが違うっていうところで受ける。
1:13:51	水平2方向の影響を考えた場合に、一応開館を受ける可能性があるっていうところでちょっと整理したものとなっております。
1:13:59	以上です。
1:14:02	はい。規制庁、五味です。
1:14:05	その上に、
1:14:08	何かそう。そうだと思うんですよ。逆塾教授久野監事か、関係で言えば、太田塾というのは明確なのかな。
1:14:17	一方で、取り付けの向きが大事なんだっていう話をされましたけど、
1:14:23	そうなると、他で整理をしている機器関係は、
1:14:29	応答軸が明確かどうかっていうのは結構はじいちゃったりしてるじゃないですか。
1:14:37	ええ。
1:14:41	例えば、95ページから公表がありますけど、
1:14:48	理由として、
1:14:50	これを当直明確だからいいんですけどっていうのがいくつかあると思うんですけどそれ本当に、
1:14:57	応答軸が明確だからって言って、はじいていいのかっていうのが、怪しくなってくるんですけど、その辺ってどっかない。
1:15:07	三原ヨシダです。今ご覧になっていただけの方に対して、応答軸が明確か明確じゃではないかという観点。
1:15:15	まずこの整理自体は我々正しいものと考えております。
1:15:19	その正しいと考えている理由なんですけども、
1:15:22	衛藤家庭、
1:15:24	容器の設備ってあれば先ほどの、
1:15:26	鉛直配管のようなイメージですので、水平方向の、
1:15:32	影響というのは、池、その方々に左右が、
1:15:38	最後対象のものというふうな言い方をします。それであれば推進方向の影響が、
1:15:44	落としが明確ではないのであるというふうな整理をしております。一方、横型の設備であったり、縦型だ、4しか、長方形っていうものに関しましては、
1:15:54	それは水平配管と同様に、軸方向の応答というものは、影響が小さいというところで応答軸が明確であるという整理をすべての、

1:16:05	設備に対して実施しているものがこの表となっております。以上です。
1:16:15	規制庁、カミデです。よくわかんなかったんですけど
1:16:21	床についてるかパブについても含めて確認してるんで大丈夫ですっていうことですか。
1:16:30	農業のヨシダです。
1:16:33	おっしゃる通りしがみついている壁についているっていうところ。
1:16:36	ですね等を当時からメーカー含めてくれないかというところLowに関しましては、
1:16:42	先ほど武沖、左右対称なのか、
1:16:45	後期で、
1:16:46	翌朝、そういった観点で見ているものとなっております、
1:16:49	理解において株について、
1:16:52	これにつきましては全体系としての応答軸として、
1:16:56	来たかどうか、先ほど長方形なるかどうかというところを踏まえて確認をしているということになっております。
1:17:02	以上です。
1:17:04	規制庁加来です。
1:17:07	なかなかよくわからない。配管っていうのは応答軸が明確な設備なんです。で、
1:17:13	本来だったら音月を明確であれば水平2方向の影響は受けませんと。
1:17:20	説明を聞いていると私は認識して、続いて、
1:17:24	一方で配当を当時不明確なんだけど、その据えつけ方法、
1:17:29	続け状態によって、方向によって、
1:17:34	2方向の影響を受けると。
1:17:36	いうことがあって今回いろいろ話を聞いているんです。なんで、
1:17:41	応答軸が明確をどうかだけで、
1:17:45	その1点だけにいろいろな判断はできないと思っているんですけど、
1:17:50	それに対して、ちゃんとそういう配慮もしていますというのなのか、そんなことしなくてもいいんですよと言っているのかが、説明で全然よくわからない。
1:18:04	終わりますと、
1:18:07	三上委員の吉田です。
1:18:09	ろう。
1:18:11	伝わっていると思って回答します。
1:18:15	まず、その応答軸上でこの水平方向影響というものに対して、
1:18:20	話をしているものではございません。

1:18:22	今ちょっと、
1:18:24	資料面ですね。
1:18:25	25 ページ。
1:18:27	すいません、長鏡です。107 ページの表で、配管ってもあるんですけど。
1:18:36	おはようございます。64 ページですね、ここの話をしましょうか。
1:18:43	これで具体的にと、対配管のDPTスパン表が(3)で、
1:18:50	バツで応答塾これ明確だ。
1:18:56	ということなんですね。
1:19:00	衛藤日本語のヨシダです。
1:19:03	どうぞ。
1:19:04	配管、低ピッチスパン法というところに関しては、応答時間明確ということでの通りです。
1:19:12	はい。なんだけど、別の観点があって、10 服する計上。
1:19:20	(1) 番を 10 服する計上ではある。
1:19:24	そこで、
1:19:25	三角があるから見ました。
1:19:27	そうですね。
1:19:30	はい。
1:19:31	衛藤。
1:19:33	そうですね事象正本方向地震力が、
1:19:36	大きさ大小にかかわらず複数ポイントがあるかどうかというところで三角にしているというのがここの整理となっております。
1:19:43	規制庁金そうするとやっぱり 9 ページのフロー、
1:19:53	中キー※3 府
1:19:56	てる内容が中途半端だからより混乱しちゃうってということなんですかね別に。
1:20:01	当地区だけの話じゃないん。
1:20:04	だけど、中尾と知久の話しかしてなくて、意味がわかんなくなっちゃってるってことなんですかね。
1:20:15	すいませんちょっと割り込んで申し訳ありません関西電力野本でございますおっしゃる通りですね応答軸が明確であるかないかの 1 点だけで、ここのところは判断してるわけではなくて、
1:20:28	122 ページのフローの吹き出しのところにも、明記してさしていただいているんですけど吹き出しのところですね、水平電極はあの考え方分けて、我々もちゃんと整理して、

1:20:42	てるつもりなんです。水平方向は音軸画面がここは今議論を、特になつてないんだと思うんですけど鉛直配管ですね、これですね。
1:20:53	水平2方向を考えたときには、これは水平のN fにもEWにも落としますし応力が重畳しますから、
1:21:03	だからですね市費2方向の影響があるかないかを判断をするときに、大戸地区は明確だからということで、切ってるわけではなくて、これは発生期増分の観点から水平力と鉛直力の加速度比率が、
1:21:17	過大になることを確認すると、この行為をもって、影響軽微であることを示すと、こういう整理にしております。
1:21:23	先ほどお話のありました貼付域の表の整理ですけれども、ここはですね両括弧1の、その重複する形状のところをと。
1:21:36	で、以前は整理しておりました。で、このですねCの水平2方向の地震を組み合わせても一方向の新城溜子と同等といえるものと、
1:21:46	こういうカテゴリーがあって、領空の増分が軽微であることをどこで整理するかっていうのは両括弧1で整理を以前はしていたわけですが、
1:21:57	そこをちょっと我々も頭の整理しまして両括弧3に今、持ってきたと。すいません。えっとですねそうですね。持ってきたというところになってございます。
1:22:08	で、えっとですねこのですね両括弧3はもともと水平2方向及び鉛直方向の地震力が重畳した時に、結果して、その応力増分の影響度合いが、
1:22:24	大きい小さいかと、いうことを考察してここは判定してるものというのが一義的なこの定義になってます。
1:22:32	ですのでそういう意味で水平2方向を考えたときには鉛直配管は、ここでもう整理できるということでここで整理させていただいたというのが今回の整理になっておりますそれはこれまでのヒアリングの議論を、
1:22:46	踏まえて、いろいろと議論させていただいた結果をちょっとここで整理するのが、ふさわしいだろうということで整理させていただいたということになったと思ってます。
1:22:55	ですので比木的にここで確認しなくちゃいけないのは、水平2方向が重畳した時にこの形状が水平1方向よりも、明らかに、
1:23:06	その応力が増大して、これを技術基準適合性の観点で応力評価せねばならないかどうかを判定しようとしているという観点で見た時に、この延長部配管というのは、もともとのですねその事情の考慮の
1:23:21	を考慮していた、そういう経常的なA I I 部の関係性から、

1:23:28	ここのですね日本をこう考えてももともと一方向の応力聞こえないということをお示しすることによって、これは計算書に回す必要がないということ判定したということをお示ししているということになっています。
1:23:41	なぜちょっとセイリガクがですね今、問9が明確で、あるかないかの1点だけで、この両括弧3のところを判定しているかのようなちょっと説明になってしまったところがちょっと誤解を生みってしまったのかなと思うんですけども。
1:23:57	ここは問9が明確であると、すいません。あると、必ずしもだから杉方向に対して、言えない場合であっても、その形状から見てですね応力の観点から、
1:24:12	明らかに増分が小さいといえるところはここで落とすという判定をしてございます。今回我々はこの鉛直配管をここで落とすと、ちょっとすいませんくどくなりましたけどもそういうところを、
1:24:23	すみません播種つついていろいろとですね単点に喋ろうとして、いろいろ混乱してしましまして申し訳ありません。よろしくお願いいたします。
1:24:32	はい。規制庁深見です。説明いただいているところは大体理解はしていて、なので
1:24:40	何だ、不良のこの注記だとか、何か説明の端々に前の説明の頭が残っていて逆に混乱す。
1:24:51	するような記載になってるんじゃないかと思しますので、
1:24:54	どういう観点で評価不要なのか影響が小さいと思ったのかと。
1:25:00	いうことはミスリードにならないように資料の記載していただければと思いますのでよろしくお願いいたします。
1:25:09	関連のこととさせていただきます。すいませんご意見のところをくどくどと申し上げて申し訳ありませんでした。承知いたしましてありがとうございます。
1:25:20	はい。
1:25:20	規制庁、神です。
1:25:23	あと、44ページですけど、
1:25:35	一番下で、水平1方向を超過する場合はありますが、最大は、
1:25:42	同等以下となっていて、
1:25:49	この辺が、
1:25:52	なんでこれでいいのかっていう話なんですけど40ページに、
1:25:57	説明があるのはわかっていて、

1:26:03	ちょっと短時間もあれなんで端的に言うと水冷1方法と、
1:26:09	比較する理由も、
1:26:12	よくわからないんですけど、そのあたり、どういうロジックで問題ないっていうふうに、
1:26:22	話をしますか。
1:26:28	日本原燃西山です。
1:26:31	藤。
1:26:32	指摘いただいたところ44ページなんですけども、ちょっとやっぱり、40ページって言うところをちょっと説明させてください。
1:26:41	40ページのところイメージ図って言うところでちょっと説明したいんですけども、
1:26:49	今直管部以外の形状、
1:26:51	って言うところで、水平2方向影響軽微とするやり方は、いろいろあると思ってまして、我々のやり方としましては、今のこの
1:27:01	イメージ図って言うところが波線で書いてるところ、直管部数って言うところが一つ気になっておりまして、その下に水平1方向の最大荷重って言うところが来ますと、
1:27:13	なった時には段階的なちょっと影響確認をしております、まずは水平1方向の水平2方向って言うところの比較で、①番という、同じように、水平方向と水平方向の荷重って言うてるか同程度になってればそこはもう影響軽微となりますので、
1:27:28	一つの段階として影響軽微としております。
1:27:30	一方で、④番のように、水平方向のような最大荷重って言うところが、こうやってきたとしても、破線部の直管部の数って言うところで同定とか
1:27:43	それ以下となるようなところであれば影響軽微としておりますので、二つ行ってるところでもフローではないんですけども、まずは1方向の荷重を見てあげた上で、あそこで超えてくれるようであれば直下部って言うところで、
1:27:56	見るって言うところで考えており、
1:27:59	います。
1:28:02	以上です。
1:28:03	はい。規制庁深見です。
1:28:07	何で0203は、増減はあるけど、別に最大荷重はこういうようなものじゃない人で超えたところで直管部の評価、
1:28:17	超えなきゃいいってのが④ですと、

1:28:20	実際今回②から④それなりにあって、
1:28:24	なんで、
1:28:25	本当は直管部の荷重との比較だけでもいいんだけど、段階的にやりますってということなので、
1:28:33	そういう、
1:28:35	意味だと、ちょっとそういう段階的に確認をするよということはこの40ページなりに書いた上で、
1:28:43	考察もですね、そこに、
1:28:47	対応して
1:28:49	ステップ1の評価でこういうことであつたので、OKですと。
1:28:55	ステップ1が駄目だったので、ステップ2の確認をした結果はこういう理由でOKでしたと。
1:29:00	いうふうにまとめも、ちゃんと対応するように書いていただければ、
1:29:07	ちょっとわかりやすくなるかなと思いますので、よろしく願います。
1:29:15	日本原燃西山です。承知いたしました。
1:29:20	はい、規制庁、上出です。
1:29:23	あとですね今のに大分含めたんですけど
1:29:29	文章として読みにくいところがあって何が読みにくいかっていうとその前段で、こういうふうにありますって方針が明確じゃないので、それに沿ってこうしましたっていうのが書いてなかったりすると非常に読みにくいっていうのがあるのでちょっとそういう観点で、
1:29:46	文書はちゃんと、
1:29:48	見見てですね、わかるようにして欲しいと。
1:29:51	というのが願いと。
1:29:54	あとは時間もあれなんですけど、
1:30:00	最後80、
1:30:06	ページのところで、
1:30:16	まとめとして、
1:30:21	下から2パラメータのこれら直管部以外の7ページのモーメントは水平配管部分で、
1:30:28	一応コア幾つってということでこれ
1:30:33	結局ツーспанモデルで、
1:30:35	a u ボール等を想定して、評価をしてるからこうなる。
1:30:42	じゃないかと思っていて、
1:30:44	一方で配管の支持方針なんかを見る等案。

1:30:49	Uバンドも使えるし、
1:30:53	あとわあん、野津とかのサンパークってどうなってんだっていう気がしますけど。
1:31:00	その辺って本当に耐震支持方針で示した配管の設計方法全般に対してこの結論が導けてるのかってのがよくわからないんですけど、その辺どう考えてますか。
1:31:18	日本原燃西山です。
1:31:20	今ご指摘いただいたところとしまして今のこの結果って言うところ がいうボードに
1:31:28	示すものとなっております。実際に解析っていってるところでいうバンドの解析っていってるところも、今行っておりまして、結果としてUボルトというバンドっていうところで、
1:31:40	整理包括変更の結果を示したところ、
1:31:44	結果として
1:31:46	変わらないっていうところを確認しております。
1:31:51	その辺に関しまして、ちゃんとまとめていってるところの考察でも書き下すように修正いたします。
1:31:58	規制庁深見です。
1:32:04	それはあれですか。特にエビデンスは出さずに、まとめて帰ってきます。
1:32:16	日本原燃西山です。
1:32:19	結果に関しましては、一部って言うところ示し、
1:32:23	ダブルでちゃんと考察っていってるところで、
1:32:28	学んでいけばなかったっていうところで、コストの方を書き下すようにいたします。
1:32:35	規制庁、深見です。あとというバンドって言われたんで、モーメント拘束しないしっていうそんなものかなと思いますけど。
1:32:45	あんたとかってどうするんですか。あんたあんたりベット評価するとかっていうことがあるんですか。
1:33:02	少々お待ちください。
1:33:07	日本原燃西山です。アンカーに関しましては右文と比べて39拘束って言うものが6軸拘束、並進方向のうち、拘束拘束するものとなっております、
1:33:18	結果としては変わらないっていうところで、
1:33:23	なってます。

1:33:24	その辺って言うところもちょっとコストって言うところは書き下すようにいたします。
1:33:35	規制庁カミデさ、アンカーでもおんなじけ。
1:33:39	公募っていうか、
1:33:42	にわかには、
1:33:44	信じがたいところなんですけど。
1:33:48	例えば
1:33:49	385 ページの下から 2 パラ目。
1:33:53	の、この水平に配管は 2 歩、2 方向の打ち方方向のモーメント値が、
1:33:59	1 から 3 桁程度小さくなるっていうのはこれ、アンカーで止めてもおんなじことなんですか、とてもそうは思えないんですけど。
1:34:09	やってみたらそうなった。
1:34:18	少々お待ちください。
1:34:26	それで規制庁タケダにする途中で区切って申し訳ございません。あとそろそろですね、共通の方のヒアリングの準備にも入りたいと思いますので、このやりとりで一旦、最後にしたいと思いますのでよろしくお願ひします。
1:34:41	これで最後だと。
1:34:56	日本原燃、西山です。今のところを整理した上でちょっとつす。ちょっと回答させてください。
1:35:05	はい、規制庁個別わかりました。じゃあ明日話をするっていうことで、
1:35:09	終わるつもりが終わらなかったということで、
1:35:13	理解しました。はい、じゃあ、あと竹田さん進行お願いします。
1:35:20	規制庁の竹田です。それではですね、当然、
1:35:24	午後の前半についてはこれでちょっとさしていただきますが、この時点で振り返りがあればお願いします。
1:35:36	本件ニシヤマです。大きい指摘としましては三つありましてフロー図、ところでちゃんと聞いただけない、③番のところですね。
1:35:46	中間っていうところでちょっと閉じ込め管、すみません、時間迫ってってことは明日もやるんで別にしてやれば、
1:35:56	日本原燃 2 社ベース。承知しました。すみません。内野竹田に言ってるんですけど。
1:36:01	はい。すみません。規制庁の竹田です。その点これは来週します。
1:36:06	明日にします。それでは次ですね共通のヒアリングは 15 時 20 分から再開させていただきます。

1:36:17	家にはよろしいでしょうか。はい。六ヶ所ナカハマです。15時20分、 i再開でよろしくお願いいたします。
1:36:25	よろしくお願いいたします。
1:36:29	録音ストップをお願いします。
0:00:02	それでは二本木年度のヒアリングを再開いたします。
0:00:05	それでは共通05と08のほうの資料に進みます。
0:00:10	では、原燃側から、共通05からの、
0:00:14	説明等、よろしくお願いいたします。
0:00:18	4連ナカハマです。その前に、
0:00:22	原燃側の出席者、参加者のですね、紹介をさせていただきたいと思いま すけどよろしいでしょうか。はい、どうぞ。
0:00:33	はい。日本原燃側の出席者を紹介いたします。
0:00:38	サトウ。
0:00:39	タカハシ。
0:00:40	セガワ。
0:00:42	フジノ。
0:00:43	タナカ。
0:00:45	シミズ。
0:00:46	サトウ。
0:00:48	ヌマヤマ。
0:00:49	イワタニ。
0:00:51	窪た。
0:00:52	サイトウ。
0:00:54	オガワ。
0:00:56	ナカハマ。
0:00:57	以上となります。
0:00:59	それでは共通05から説明を開始させていただきます。
0:01:06	す。日本原燃清水です。それでは共通05からご説明させていただきます。
0:01:13	共通0資料としたレビジョン9ということで、は4年9月15日に、
0:01:18	提出した資料になります。
0:01:20	基本的には、藤津川の方で、
0:01:25	インプットしていた、添付としていました資料についての再処理版を今 回追加に添付してございます。
0:01:32	基本的な作製の考え方等は、と同じ考え方で作成しております。ちょっ と具体的な説明に移ります。

0:01:39	通しページ
0:01:41	22、23 ページになります。
0:01:45	添付 1 ということで、この後程後、ご説明します、共通 08 側の資料で整理しました設備リストの整理結果を踏まえましてですね、今まで添付しておりました、各申請書ごと、
0:02:01	等の条文との関係のマトリクス表ですね、こちらの方を最新化してございます。
0:02:10	また、24 ページ以降ですけれども、こちらの条文ごとの丸付けの考え方というものを、24 ページから 34 ページの別表 1 ということで、
0:02:23	再処理施設側の考え方を追加しているのと、
0:02:29	35 ページ以降ですね、別表。
0:02:32	2 ということで、各条文ごとの施設共通基本設計方針というのを、汚染申請書の開示で出すのかという申請時期との関係目標。
0:02:43	の方を追加で添付してございます。
0:02:50	あと共通 05 につきましては、通しページ 70 ページを確認してください。
0:02:59	こちらですけれども、再処理施設の設購入 s e c P 区分のですね、整理結果ですね、設備区分から、設工認の設備区分を、
0:03:09	を整理したのかというのを、M O X の考え方に合わせて整理してございます。
0:03:16	一部ですね、再処理特有のところがございますので、ちょっと詳細に一部しご紹介させていただきたいと思います。
0:03:24	70 ページ目ご確認、ご覧ください。
0:03:30	再処理施設につきましては、
0:03:32	建物がですね、複数ございますので、
0:03:36	こちらにつきましては、
0:03:38	本文でどう、
0:03:39	整理結果をまわして、
0:03:43	いうものの、分析なる各設備区分でですね。
0:03:47	各建屋の方を、の設備区分の方を展開して、設備区分の方を追加で整理してございます。
0:03:57	またですね、再処理施設につきましては、映画館をつなぐ道路がございまして、
0:04:03	70 ページでいきますと例えば、真ん中上ほどに前処理建屋の設備区分の後に、一部道路を書いてございますけれども、
0:04:14	道路については複数の建屋を全く労働になりますので、

0:04:18	縦道道のちょっと設備区分の設定の考え方としまして、
0:04:23	道道名称の、
0:04:25	一番初めに出てくる建物、名称。
0:04:29	あるところ、2の建屋の主、所在、所在のする設備区分の1に、
0:04:36	労働の設備区分を新たに設けてございます。
0:04:44	続きましてですね。
0:04:48	通しページ71ページをご覧ください。
0:04:54	4ポツということで計測制御施設を設備区分のほうを整理してございます。
0:05:00	こちらにつきましては、制御室の部分ですね、真ん中中ほどに継続してございますけども、
0:05:07	制御室の中央制御室等Fの制御室の設備については、DBSAで同じ使用目的であるということを踏まえまして、
0:05:14	設備区分の方をですね、まとめてございます。
0:05:23	続きまして、
0:05:25	押すページ72ページを、
0:05:28	確認願います。
0:05:32	こちら、ポツということで、換気設備ですね、
0:05:38	寝かしたごとに各建屋の換気設備ございますけども、
0:05:42	許可の方では換気設備のさ、下にさらに吸気系会計というのを設けてございましたけども、
0:05:49	粒径背景で一つの系統構成を出しますので、設工認の設備区分という趣旨では、
0:05:55	0まで館野換気設備ということで設備区分のほうをまとめて展開してございます。
0:06:04	続きまして、
0:06:07	もう1ページ、74ページの方ご確認ください。
0:06:16	74ページですね、こちら、上からですね。
0:06:20	放射線管理設備に関わる設備区分を示してございまして、
0:06:24	放射線管理施設の設備区分を示してございまして、
0:06:28	こちらですね、その考え方と同様に、DBとSAで同じ使用目的で使用する設備区分については、まとめてですね、設備区分の構成を見直してございます。
0:06:41	引き続きまして75ページのほうをご覧ください。
0:06:45	こちらちょっと再処理とMOXで、

0:06:48	整理の差が出ているところございまして、75 ページ、上の方ですけども、
0:06:54	電気設備の設備区分、
0:06:58	をちょっと整理してございます。
0:07:00	再処理施設につきましては、条文要目表と異なりまして条文要求として、技術基準要求として、非常用常用に対する電源で、技術基準要求でございますので、
0:07:14	刀禰設備区分の整理としては、非常用と常用を分けることなく、整理を踏まえまして設備区分の方展開してございます。
0:07:28	そのままですね下の方いきまして、75 ページの緊急時対策所の設備区分ですけども、
0:07:36	こちらにつきましても放管等と同様に、DBSAで同じ仕様、
0:07:42	目的です使用するものについては設備区分の方をまとめて整理してございます。通信連絡設備の方も同様に整理してございます。
0:07:51	はい。このような形で、再処理施設の設備区分の方の方は、未見直したいというふうに考えてございます。
0:07:59	共通 05 の説明は以上になります。
0:08:06	次ありがとうございました。
0:08:08	技術規制庁セトガワで説明ありがとうございました。それでは原子炉規制庁側から、共通 0 本に対して質問ある方ございますでしょうか。
0:08:23	規制庁、上出です。まずは、
0:08:29	政治。
0:08:31	カラー丸付けの考え方は、
0:08:36	ありますけど、
0:08:38	これはMOXと、
0:08:41	同じ条文であれば同じ考え方が書いてあるっていいことですか。
0:08:49	日本原燃清水です。はいご理解の通りでございます。
0:08:55	はい、規制庁カミデずまずわかりました。で、
0:09:00	ちょっと、
0:09:01	具体の 22 ページの表の中を、ちょっと確認したくて他の全般的な確認があれば書き込んでいただければと思いますけど。
0:09:15	22 ページの表で、
0:09:19	第 6 条の地震による損傷の防止で、
0:09:24	第 2 回の 1 項変更で、
0:09:27	1 項変更なんだけど、6 条とかで、
0:09:31	三角がついてるものがあるんですけど、これはどういうことですか。

0:09:41	日本原燃、志水です。1項の変更の中でもですねSクラスに該当しない建屋等ございますので、
0:09:51	そちらのところをですね、変更なるということで示してございます。
0:09:58	規制庁、カミデですそういうものって、2項変更なイメージがあったんですけど1項で出てくるものってどういうものなんでしょうね。
0:10:09	日本原燃志水です。おっしゃる通り、すいません今22ページ、整理の中ではですね、
0:10:21	申請対象というのは、一部記載の適正化に関わる部分もですねちょっと示してございますので、
0:10:29	そこをですね申請するものと、
0:10:33	の適正化も三野もちょっとここで表現すると申請対象とちょっとこれ勘違いされるかとございます。思いますので、
0:10:43	江藤記載をしっかりとちょっと精査したいと思います。
0:10:47	藤規制庁カミデです結論がよくわからなくて今三角で正しい理由を、ちゃんと言いますっていうこととかやっぱり参画っておかしいから、ちゃんと記載しますっていう話なのかでいうとどっちですか。
0:11:01	日本原燃志水です。
0:11:04	後者だと認識してございまして、その当該設備の関連上部がすべて不合格になるものについては、申請と、1項申請においては、申請対象となるものではございませんので、
0:11:19	そこは整理してさ、申請対象にならないものは、こちらの表でですね、示さないようにしたいと思います。
0:11:27	藤規制庁カミデです。大分よくわからないのでちょっと具体的に話をしようと思ってますけど、
0:11:33	今の1項の第1項申請で三角のもの、六条で三角になってるので、
0:11:41	要は、
0:11:42	申請はされなかったんだけど、
0:11:45	B Cクラス、
0:11:47	です。
0:11:48	そういうことですか。具体的にどの設備とかっていうのが例示はまずあります。
0:11:56	すいませんちょっと具体性すいません今ちょっと確認させていただきますけども。
0:12:01	新井カタノ心としましては、共通0。
0:12:06	8側で整理している設備リストの中にはですね、

0:12:13	まずは共通 09 で整理した、新申請対称性再処理施設としての申請さ、設備リース設備を、
0:12:22	すべてウェイト縦軸に書いてございます。
0:12:25	それに対してですね、条文要求の関連を③各場で整理しているんですけども、
0:12:32	これその中にはですね、投資申請対象とはならず、
0:12:38	仕様表の記載の適正化のものもございまして、それをもうリストをベースにですねちょっとこちらの 2223 ページの表をですねちょっと整理したことによって、
0:12:49	申請対象の区分にならないものがございますねちょっとこちらの表で表現してしまっているのがちょっと今回良くなかった点だと思っておりますので、そこをちょっと見直したいというふうに考えてございます。
0:13:02	藤規制庁カミデです。そうすると、今、
0:13:07	1 項の 6 条三国で示してあるものはこれ、
0:13:12	申請対象じゃなかったですって言うてるんですか。だんだん混乱しつつありますけど。
0:13:28	日本原燃、志水です。衛藤。
0:13:31	3 角のものにはですね、申請対象に、ライブも含めてちょっと記載してございました。
0:13:40	規制庁、上出です。
0:13:42	なんで、申請対象じゃないものが申請設備の整理の結果、表に出てくるのがよくわからなくて、
0:13:52	状況が、
0:13:53	ちょっと掴めないんですけど。
0:13:57	申請対象って、なんじゃないかと思ってるんですけど違うんですかね。要は前で、昔の気候にではまだ申請していなかった。
0:14:07	設備が松江処理でしょ。
0:14:10	最初に、
0:14:11	古作ですけどちょっとまず整理しなきゃいけないのは MO X の第 1 項と最初の第 1 項は全然意味が違って、
0:14:19	MO X はまだ建設途中で申請していなかったものの申請。
0:14:23	としてあると。再処理については F 施設がすでに供用段階にあるので、変更の工事として代行申請があると。
0:14:32	ということでその時に、俊基準で変更があるものは、申請対象だけど、変更がないものは対象外だということで今話があったというふうに、

0:14:44	理解をしてはいるのですが、一方で、本当に対象外かっていうのがまいちよくわかんなくて、
0:14:52	今の耐震の中でBCクラスで変更事項がありませんと。
0:14:57	ということであればそうかなって気はするんですけど、他の条文方針に変更がありますと、
0:15:06	設備に変更ありませんっていうものは、
0:15:09	それは評価がなんなりが必要だったら申請対象じゃないのかって気もするんですけど、その辺りはどう考えてます。
0:15:18	日本原燃志水です。今コサクさんがおっしゃっていただいた通り、
0:15:23	6条としては三角がつくん、三角で変更なしなんですけども他条文要求で、
0:15:29	はい何かしら適合性を説明するために丸がつくものについては申請対象という認識です。
0:15:36	例えば63がつくもので、非安重の機器。
0:15:42	下で建屋に内包するもので、新基準の要求が一切追加されない設備もございますので、
0:15:50	そういうものはですね、条文としてはすべて三角がつくので、申請対象という整理にはならないんですが、それをちゃんと
0:15:59	整理してですねこの表を作るべきでしたということをお返すです。
0:16:06	規制庁深見です。今の話でいうと、参画って具体なんですかっていう設備は、個別の設備名は出ないんですけど、要はF施設で
0:16:20	もう認可を受けたもの、
0:16:24	で、BCクラスの設備機器がこの三角に該当してますってことですか。
0:16:32	日本原燃清水です。はい、おっしゃる通りです。
0:16:36	はい。規制庁深見です。一方で丸の方はSAF施設のSクラス機器であって基準地震動のいろいろ変わってるんで、
0:16:46	0になってますということですね。
0:16:51	日本原電シミズその通りです。
0:16:55	はい。規制庁神谷です。わかりました。その場合、
0:16:59	第5条と第6条の整理が違うっていうのもよくわからないんですけど。
0:17:06	その辺ってどうですか。
0:17:15	規制庁神谷です。そういうことか。あれですね、地盤というか建屋自体はもうFしかないから、地盤としては別にBCだけの地番みたいのはいから、全部0ってこと。
0:17:28	日本原燃清水そうですねはい。

0:17:33	はい。規制庁上出です。まずはだんだんわかってきました。
0:17:37	あとあの、
0:17:38	※書きが、五条でも六条でもあるんですけど、この記載って必要なんですかね。
0:17:48	表現シミズです。こちらはですね
0:17:52	基本設計方針として、何を言うのでちょっと※書きでですねちょっと、
0:17:59	記載しているものでございます。
0:18:02	あと、規制庁カミデ何を示したいのかがよくわからなくてこの記載がいい悪いかもよくわからないんですけど、
0:18:10	動的地震力の組み合わせ方法って書いてますけど、
0:18:14	別に基本方針としては
0:18:16	普通変位方向の話もあれば、基準地震動も変わったりっていうの耐震の基本方針っていうのは、結構変わってるんですね。で、
0:18:27	一方で、工場だっ等耐震重要施設以外の云々かんぬんとか、津波でも何かそんな話がありますけど、何か、
0:18:36	特段意味もないようなことが何となく書いてあるような気がするんですけど、何かこれを示しておきたいみたいな意図があるんですか。
0:18:47	日本原燃清水です。こちらの記載の意図としましてはですね、
0:18:52	まず、覚書を書いているのは、施設共通基本設計方針に対して※書きを書いてございまして、
0:18:59	こちらをですね具体が何があるかっていうのがですね通しページですね。
0:19:04	35 ページ以降にですね、
0:19:07	上で整理した施設共通基本設計方針として、
0:19:11	九条 00 下示すものを、ものを整理しまして、それがどのタイミングで申請するのかっていうのをですね、35 ページ以降整理してるんですけども、
0:19:22	そのうち、2223 ページでは、代表的に代表なものをですね、表の中から一部書き出して、注記で書いているという整理をしております。
0:19:35	はい。規制庁上手です。そうすると、第1回のところで、もう投てき地震力の組み合わせ方法と書いてあるから第2回のところで書かなくていいんじゃないかと思えますけど、違うんですかね。私の理解が。
0:19:57	日本エヌシミズです。現時点、その今の記載の考え方としてはですね、施設共通基本設計方針については、その施設共通基本設計方針、
0:20:09	に関連する設備があるとですね、それぞれの会議で今書くということでお示ししております。

0:20:18	今日は規制庁コサクです。
0:20:21	先ほど私が一方針が変わるものについて、個々の設備がどうなるのかと、対象外ってわけではないですよって話のことだと。
0:20:32	も言いますけど、
0:20:36	当方針としてはすでに認可をされていてその適用として、評価なり何なりが必要ですというものを表してるということでもいいですか。
0:20:47	日本原燃清水はい、そのご理解の通りです。
0:20:53	規制庁コサクです。その時に、丸と三角があるような気がするんですけど、それはどういう、
0:21:00	考えて、
0:21:12	日本原燃清水です。
0:21:14	すいません。今、コサクさんがおっしゃっていただいた通り、確かに施設共通の基本設計方針でも、
0:21:24	参画というなるものがありますので、そこはちょっと適切に表現する必要があると考えます。
0:21:39	コサクですけど、今のあれですか0三角あるのがうまく使い分けられてません、整理し直しますっていうこと。
0:21:46	でしょうか。
0:21:52	日本原燃清水です。通す、今おっしゃっていただいた通りで、今年ページ35です今、施設共通基本設計方針が関連するところ、
0:22:02	オール丸でちょっと協議期してございますけども、
0:22:06	基本設計方針としては変更前に家すべて書かれるものもございまして、
0:22:12	これはですねちょっとそこを変更があるのかなのかというのをせっせししっかり整理したいと、いうふうに考えております。
0:22:22	はい。古作です。それで優等方針が変更になってその対応が必要な機器っていうのを、
0:22:31	どう表現。
0:22:33	するつもりですか。
0:22:46	日本原燃石水です。すいません。今ご質問の意図としては、
0:22:51	この
0:22:54	防止ページ2223ページで施設共通のところを0にしたときに、どの設備があれに該当するから0と整理したかっていうのをどう表現するかというご質問の意図でございましょうか。
0:23:07	いや古作ですけど、施設共通の基本設計方針を申請するのは、
0:23:13	1ヶ所でしかなくて、

0:23:16	それを踏まえて、
0:23:19	展開をするということにおいて、その後続会での、或いは並行して出している申請での扱ってというのをどう見せていくかと。
0:23:31	ということだと思っていて、カミデから例示があったところでいうと、第6条の動的地震力の組み合わせ方法という観点だとすると、
0:23:42	第1回ですでに申請され、認可をされると。
0:23:46	いうことの場合に、第2回での個々の申請においても、動的地震力の組み合わせ方法というのを適用する機器がありますと。
0:23:55	ということになって、それが第、
0:24:00	変更。
0:24:03	第、第2回の第1回申請って、ちょっとどういう意味ではちょっと、大根第一課、
0:24:10	第1項の第1回って書いてあるところの、
0:24:14	ものであれば、
0:24:16	0ってなってますけど、
0:24:19	す。
0:24:20	一方第2ユーティリティ建屋の施設の方行けば、三角となっていてと。
0:24:29	ということなんですけどこれは何か意味合いの違いがあるってことなんですか。
0:24:41	日本原燃志水です。すいません。ちょっとですねこちら、こちらの整理がよろしくなかったかと思ってますけども、
0:24:48	2項変更の第二課、阿部雪子新野第2N T Tの方につきましては、
0:24:56	衛藤。
0:24:57	Sクラスの設備がございませんので、三角と表現したんですけども、それであるにもかかわらず今同期の組み合わせの方です施設共通でちょっと、
0:25:07	代表で書いてるのはおかしいということかと理解してございますのでこちらの方はちょっと修正させていただきたいと思います。
0:25:16	規制庁コサクですわかりましたそうすると第2ユーティリティなり、海洋放出管のところは、BCクラスで変更事項は本当はないんですって思っているところってことですかね。
0:25:29	日本原燃清水です。はい。その通りでございます。ちょっとこちらの方は整理がよろしくなかったです。
0:25:38	古作です。そうする等、変更事項じゃないんですってというふうに思っている場所をどうしていくのかということと、基本設計方針が変更があるのでその対応を、

0:25:51	していく。
0:25:52	申請になりますっていうことの表記を分けていくっていうことかと思えますけど、それぞれどういうふうにされますか。
0:26:13	日本原燃清水調書が違う。
0:26:30	向こうの設備。
0:26:36	そうしか
0:26:51	話を
0:26:52	水の話と、
0:26:57	審査
0:27:04	権限のセガワです。ちょっと今、六ヶ所側でみんなでちょっと頭をひねったんですけども、
0:27:12	ちょっと 08G の方でもう、全部見せながら示してくっていうような極端なところから、ソウルはさすがに有り得ないよねというところで、
0:27:24	ちょっと即答できない状態なのでですね、こちらの方早々にですね 1 回見せ方もう 1 回検討させていただいて、1 回イメージ合わせをまた改めてさせていただきたいんですが、いかがでしょうか。
0:27:39	規制庁コサクですそれはそれで構わないんですけど、念のため確認なんですけど。
0:27:45	この資料、このページ D0 は改造もしくは変更ありで三角が変更なし。
0:27:54	バー該当なしって書かれてるんですけど、
0:27:57	これは
0:28:00	条文変更もなく、方針の変更もなくというものでも、この枠の中で記載の適正化をしますみたいなのを表現するために三角があったってことなんですか。
0:28:12	それとも、工事は発生しませんって意味での変更なしなんですか。
0:28:27	日本原燃清水です。こちらの参画については、当該条文で基準適合を改めて説明する事項がないものという意図で三角を整理してございます。
0:29:01	等、
0:29:03	古作です。そうだとする等、記載の適正化をここでやりますということで表記をしているというふうに理解をしますけど、
0:29:15	で本当にそれでいいかっていうのが幾つかあるような気がしてて、
0:29:19	特にですねこれ逆に方針の記載が悪いのかもしれないんですけど、基本設計方針 0 にしてて、
0:29:27	ただ設備は三角ですって言われると、要は方針変更あるんでしょうと。
0:29:32	いうふうに見えちゃうんですが、

0:29:35	そこわーあれですかね、0が基本設計方針を示す新生会とまた書いてあって、
0:29:45	変更なしでもう0にしているのだからこういうことが起きてるってことなんですかね。
0:29:50	日本原燃清水です今おっしゃっていただいた通りでございます。
0:29:56	それだとする等、方針の中市方針自体も記載の適正化なのか変更事項があるのかっていうのは、
0:30:06	わかるようにしていただいた方がいいかなと思います。で、その上方針に変更があって設備が三角になっちゃってるっていうのは今あるのかなのかっていうとどうなんですかね。
0:30:41	すいません日本原燃清水です。
0:30:43	今、すいません、もう一度すいません室、ご質問の1をちょっと確認させていただきたいんですけども、
0:30:51	基本設計方針で、
0:30:54	三角のもので、
0:30:56	三角である場合に、
0:30:59	設備として丸がつくものが5あるのかということでございます。
0:31:02	いや、逆に、今は設計方針②しか書いてないからあれなんですけど、もしこの記載ルールを変えて、基本設計方針に変更があるのかなのかと。
0:31:13	ということで、ない場合は三角という符号をつけようとした場合、その場合はその設備の方も参画ということなのは理解できるんですけど、
0:31:24	その整理の中で方針は0です変更事項ありますと。
0:31:28	いう条文に対して、機器側が全部三角。
0:31:33	なり、本当にその三角でいいのかというようなところ、論点があるのかどうかということです。
0:31:40	日本原燃清水です。基本的に基本設計方針が0であれば、
0:31:47	何かしらそれを受けた設備の適合説明が必要なものは基本的にあるというふうに考えておりますので、何、何かしら設備側の方にはですね、
0:31:57	悪いが入るというふうに考えております。
0:32:01	はい。
0:32:03	この表だけで話してもしょうがないので、その変更事項に該当するのがどの設備で十分なのかそれがちゃんとピックアップされてるかっていうのを、
0:32:13	マターチェック起こしていくってことだと思いますけど、例えばですね、わかりやすいところで、

0:32:23	案第 15 条の安全上重要な施設について、
0:32:29	ここのやつだと三角三角三角 0 ってなってますけど、
0:32:35	これは何についてが変更事項ってということですか。
0:32:43	日本原燃清水です。共用する設備の追加があるものについてはですね、
0:32:52	止まるということで設備側の方、整理しております。
0:33:01	設置をタジリですけど、共用は 16 条じゃないんですかって言う五条の安重は多重化な話だけだから別の話な気がしてたんですけど、今の話であってます。
0:33:12	すいません日本ユニシスちょっと条文間違えてございました。15 条の、
0:33:17	善良重要な施設で言いますと、現時点の整理では、
0:33:24	ちょっと前回の案様のコメントをちょっと取り込めてないんですが、格下げの設備があったので、変更ということで
0:33:34	あれを、今作成時点ではしたんですけども、
0:33:39	共通シリーズの方のちょっとヒアリングコメントを踏まえると、
0:33:44	それらに対しても、実は、基本実施への事業者としてのやってる設計の内容なので、
0:33:50	参画で見直すことになろうかと思えます。
0:34:03	うん。
0:34:07	と規制庁カミデです。
0:34:10	ちょっと具体例でまた確認ですけど、17 条は、
0:34:15	2 項変更の第 2 回でんの、材料構造ですけど、
0:34:20	丸がついてて、これ今回移設スルー冷却塔の話だと思うんですね、丸がついてて、
0:34:29	これは材料構造として、何か
0:34:36	変更があるんですけど。
0:34:41	日本原燃清水です。衛藤。
0:34:44	冷却塔、今回の移設につきましては、
0:34:49	まず、主要仕様表としてですねまず、設置場所等が変わっております、
0:34:59	変更後に各設備変更対象改造対象になる設備になります。
0:35:05	さらにですね、
0:35:08	鮎川のもですね、ルーティングとかも変わりました、
0:35:12	配管番号等も変わりますので、これらに対して、改めて評価結果をお示しするという事であるということで整理しております。
0:35:21	藤規制庁カミデですね今の話だと 1 っていうことと、
0:35:27	配管のルーティングだけなら、

0:35:31	材料構造としてはあんまり関係ないような気がしていて、ただ、新規ものなんで改めて何か計算書つけるから、
0:35:41	0 なんですと言われてるような気がしますけどそうだとすると、
0:35:46	先ほどの 15 条の②、冷却水設備っていうのは、いなくて頭に入れてますってことなのかもしれないんですけど
0:35:56	条文との対応で新しいものがあるから 0 なのか、ものとして新しいので、書類がつくのもあれなのかっていうところがちょっとまだよくわからないんですけど、何か整理してます。
0:36:11	日本原燃志水です。すいません。ちょっと私の説明足りてなくて、要は新たに物が設備が移設してつきますので機器としても、
0:36:22	改めて評価結果をお示しするという考えのもとで、
0:36:26	丸をつけてございます。その考え方に照らすと 15 条の方も、系統としては一部変えてございますので、ああいう冷却水設備としては 0 の対象になります。
0:36:40	あと、規制庁カミデです。十四条は経産省っていう書類があるので、
0:36:47	あれもありで、0 なんだろうなど。
0:36:49	思いますけど、15 条は、どの書類で出てくるから、0 なんですか、それとも書類とは関係なしに、0 にするのかってのはちょっとよくわからなかったんですけど。
0:37:00	日本原燃清水です。15 条につきましては、健全性説明書の中で、多様性のご説明、説明を展開しますのでそういう点もあるということでご説明させていただきました。
0:37:14	はい。規制庁深見です。わかりました。で、
0:37:17	今は頭に入ってますっていうことですね。
0:37:22	はい。
0:37:23	堀家次長岡です。関係してですね、共通 08 なんかだと、
0:37:28	要求の関係ない基本設計方針は全部 3%と。
0:37:32	書かれていてそっちの方が、
0:37:34	何か、こちらとしては確認しやすいと思っているんですが、
0:37:38	今頭面と共通 05、多分考え方が違っているんじゃないかと思うんですが、
0:37:50	日本原燃、清水です。すいません。今岡さん仰っ。
0:37:54	一体、反応は、今の議論だった冷却水等の取り扱いが、
0:38:01	05 で今ご説明した内容と 08 の裏付けが合っていないというご指摘でしょうか。はい、規制庁です。
0:38:08	例えば今第 15 条共通情報、

0:38:11	あと、基本設計工事の第1回で0になってるんですけど、
0:38:16	共通0柱とそこは要求変更なしということで三角で整理。
0:38:20	されていて、
0:38:22	そちらの方が、おそらく、
0:38:24	わかりやすい、要求変更があるかどうかというのと、設備変更があるかどうかという観点で、ちゃんと分けて考えている。
0:38:34	今、所長と主任さんが、
0:38:36	ご説明されたのは、設備変更でも基本設計方針が、申請対象になってしまうみたいなの。
0:38:42	ことおっしゃっていたんですけど、
0:38:44	基本設計方針はあくまで予定変更があるかどうかという観点で作られるんじゃないかなと思うので、そういうところを少し
0:38:53	整理の余地があるという課長補佐を08の間でも、統一性をもって、
0:38:59	考えるんじゃないかなと思うんですが、いかがですか。
0:39:13	現年シミズです。
0:39:15	先ほど来ちょっと今の22ページ等で基本設計方針をですね、すべて変更ありなしかわらずちょっとマルにせずに②ですべて表記してた。
0:39:29	ことによってちょっといろいろ誤解を有しおよぼしているのかと思いますので、基本設計方針として三角のものをちょっとしっかりこの表の中でもですね共通05の中でも、
0:39:40	三角ということで表現していきたいと思います。
0:39:50	規制庁の田尻です。若干関連する時はするかもしれないけど最長の方にカミデも不
0:39:56	触れてはいたんだけど24ページ以降で、ある三角バーの考え方の表はいるんですけど、
0:40:03	多分この表三角について説明してる箇所1ヶ所がなくて、
0:40:07	説明はちゃんと書いた方がいいと思うんですよあの考え方がないのか、考え方を覚えてないだけなのかちょっと正直今日聞いててよくわからんところが多々あって、
0:40:17	今の話もうこの資料において、どういう整理で、こいつが三角として書かれてるんだ丸が書かれてるんだってところが、そもそも説明されてないから、同じ考え方なのかどうかも正直わからんところがあるので、
0:40:31	マル三角バーだっつっててほぼ0はこういうやつのことですってたまにバーの説明が書いてあるだけの資料の気がしてて、MOXも何でもかん

	でも三角を変えたわけじゃないですけど、何かイレギュラーのやつとかはこういう時に参画してますよってまだ書いてたような気もするので、
0:40:45	そういった点せっかく資料作られるのであれば考え方の資料を出してるのに考え方が書いてないというのもなかなか厳しいものがあるのでその点よろしくをお願いします。
0:40:55	日本原燃清水ですはい、おっしゃる通りちょっと考え方の中です、三角の扱い方の、
0:41:03	取り扱いをしっかりと書いてないというのはおっしゃる通りなので、
0:41:07	楠田井を見てですね、ちょっと適正化したいと思います。
0:41:14	あと、規制庁カミデサトウ、あと共通 08 との関係になっちゃうんですけど、共通 08 で、
0:41:22	新生会っていう欄があってこれMOXの時もややこしくて困ったんですけど、②-2 って書いてあるのが、第二課申請の 2 項申請っていいですか。
0:41:39	はい、二本木清水です。はい今おっしゃっていただいた通りでございます。単に①のものは、第 1 回の 1 項申請。
0:41:51	日本原燃志水はいそのご理解の通りです。
0:41:55	第 2 回の以降変更第 1 回申請ってことですね。正確に言うと、
0:42:02	次出てくるやつの、1 項変更ですってことですよ。①っていうのは、
0:42:10	日本原電シミズですはい、その通りです。
0:42:13	それはそれでまたあれなんですけど、
0:42:17	それでいうと、材料構造は今回、22 ページの 1 項変更第 1 回申請のところに、
0:42:26	丸がいるはずで、具体的には遮断弁が丸ついているものがあつたので、
0:42:37	それで言うとソマールが筑紫第 2 項変更第 2 回のところでも冷却水設備も後ろに等がつくと思うんですけど、
0:42:47	この辺で、対応関係は大丈夫。大丈夫というかちゃんとチェックできますかっていうことなんですけど、大丈夫ですかね。
0:42:58	日本原燃清水です。すいません。チェックしているつもりでしたが、すいませんちょっと整合とれてないという意味で、
0:43:06	ありましたすいません。もう一度、整合とれてるかを確認させた上、さしていただいた上で、その制度の方を上げていきたいと思っています。
0:43:18	はい、規制庁深見です次の時はそういうことがないようにお願いしても、

0:43:36	規制庁タジリです。ちなみに、ちょっと1点話少しずれてしまうけど今の絡みの話で他に聞いた方おられた少しだけ少しは話がずれちゃうんで、何か他の方おられたんですけど。
0:43:48	なさそう日後で言いたいことあればまた戻っていただきたいんですけど、ボックスの時と整理をちょっと確認しておきたいんですけど、MOXの時は1項と2項があって基本的には1項の方に寄せた上で、例えば火災とか溢水の評価であれば1項の方がメインで書いてあって、
0:44:05	2項はそれ引っ張ってくるような形っていう構成だった気がするけどさ、再処理ってそのあたりって整理ついてましたっけ特に今回、第2回目にドバーッと出てくる形になって、
0:44:15	要は一番たくさんのが多分、第2回の2項申請が大量にいるんだと思うんですけど、
0:44:21	糖度どこで主で、種類というか全体を述べてとかっていうのはもうコスト考え方がそろうんでしたっけそれとも最初にどこでしたっけ。
0:44:29	日本原燃清水です。そちらについてはですね共通06でもちょっと再処理とMOXの考え方展開してございまして、再処理施設についてはですね、
0:44:40	再処理本体、2項変更側が主となる設備に異なりますので、基本設計方針も添付書類の親類もですね、
0:44:50	第2回の場合は、2項変更第2回申請の方にですね、寄せて、申請書のほうを作成する方針としてございます。
0:45:00	瀬尾タジリです。何か影響評価とかも同じような整理ですか何かそこらもどっかに書いたんでしたっけ。
0:45:17	日本原燃志水です。
0:45:20	共通ちょっと06でちょっとそこまで書いているかと言われるとすいませんちょっと自信がないところでございますが、
0:45:28	土岐基本設計方針なりは第2項変更側で、
0:45:33	寄せて書くと、添付書類側も共通的な評価の方針等についてはですね、2項変更側で書くんですけども、
0:45:43	部会の個々の評価についてはそれぞれで整理するという考えでございます。
0:45:50	規制庁田尻です。
0:45:52	なんで今のご説明だとMOXの時は1項と2個合わせても9スターティアの評価がメインになるようなところがあったけど再処理の場合は一行はF施設で、2項は他施設というふうに切り分けられるから、

0:46:04	評価はそれぞれにくっついてくるって感じですかね。どっかにまとめていうよりはそれぞれに評価がくっついていて、それぞれで確認する形ですかで基本設計方針に関しては2工場に寄せてとかでしたっけ。
0:46:16	日本原燃清水です今おっしゃっていただいた通りで、久野建屋に対する影響評価については1項変更の第1回つけます。
0:46:24	2項変更には方針プラス、2項変更に該当する建屋の影響評価を、の結果をつけます。
0:46:34	成長赤字です。一応建屋が離れてるのであんまり影響ないような気もするんですけど1水源とか基となるものっていうので共通する部分があればニコバル寄せなりするけれど、
0:46:46	評価対象とかの考え方っていう意味でいうとそれぞれの申請で独立した建屋に存在するような形になってるのでそれぞれの評価結果が出てきて、それぞれで確認をっていう形の資料が今考えられてるということで状況だけわかりました。
0:47:01	規制庁コサクですけど、その際もですね、F施設ⅠⅠ単体であればいいんですけど、附属する廃棄施設とカーもあってそれは本体と切り分けられないような気が。
0:47:14	するん。
0:47:16	ですねその際は、
0:47:18	第2項側に寄せて、呼び込みをすとかっていう配慮をされるのかなと思いますけどそういう理解でいいですか。はい。はい。
0:47:27	日本原燃、清水ですはい今おっしゃっていただいた方針で配置申請書の作成したいというふうに考えております。
0:47:46	規制庁コサクです今のタジリな質問でそちらの対応状況を理解はしましたが、
0:47:56	共通05の22ページの書き方で基本設計方針というのが浮いて書いてあるのは何でだろうっていうのが、
0:48:05	よくわかったというか、のす整理がよくわからなかった議員かなというところもあって、
0:48:14	特に第2回の方は、基本設計方針という申請と、第1項申請と第2項申請と、サポーターでみたいなふうにしちゃってるので、どっちでどういう手当をしてっていうのがわかりにくい感じになってるのかなあと。
0:48:30	いうところMOXの場合はその代行申請に寄せるだったので、隣にあって、別出しにしてんのかなぐらいで見れたっていうことかもしれませんけど、

0:48:44	この表を直す必要があるかどうかちょっとよくわかりませんが、第2項側でということが、
0:48:51	理解をしつつ、第2項で基本設計方針を寄せつつも評価は、第1項がある部分もあるんだと、いうこと。
0:49:02	なので、
0:49:11	添付書類での書き方っていうことにはなるのかもしれませんが、
0:49:18	そのあたりでどういうふう呼び込んでいくのかっていうのを整理をしておいていただければと。
0:49:24	日本エネシミズです了解いたしました。あと、2223ページの表につきましては、再処理施設に変更の方が主になりますので、ちょっと
0:49:36	1項変更と2項変更のちょっと記載値についてはちょっと入れ替えたいというふうに考えております。
0:49:49	はい。数、同じ関係になりますけど、
0:49:53	第2ユーティリティ建屋、海洋放出課の方の方針で0ってしてやるものは、
0:50:01	これは本体側の申請。
0:50:07	を呼び込むような扱いになるんだと思ってたんですけど、どういう整理ですか。
0:50:14	日本原燃清水です今おっしゃっていただいた通り基本設計方針については別設工認につきましても、以降変更申請の方を呼び込む形で申請書の方、作成したいというふうに考えております。
0:50:31	はい。規制庁コサクですそうすると一。方針はこの会の申請じゃないので、それに対応して何らか設備の説明が必要かどうかっていうところでの、
0:50:43	符号の付け方になるということだと思いますけど。
0:50:48	今パッと見ているところだと津波と外部衝撃ですけど、
0:50:57	第2ユーティリティの方はここは何かあるんですか。
0:51:03	日本原燃清水です。津波につきましては、
0:51:08	施設前の方針を第1回でうたって、
0:51:14	その方針に、安全機能を有する施設が関連するということですね、小野瀬施設購入の方もですね、
0:51:24	止まるということで表現してるんですがその具体の設備の設計に絡んで出す0という意味ではないので、
0:51:32	今は施設共通基本設計方針という書き方委員会、下該当するということで記載してございます。
0:51:44	越冬

0:51:46	書き方はちょっとあれですけど、
0:51:51	全体として対応方針みたいなのは、本体の第2項申請で申請され審査をしてあるので、第2ユーティリティの方は、
0:52:03	本文ワー呼び込みだけということで、第2ユーティリティの範囲で、どういう展開がその方針に対してしてあるのかという説明をすると。
0:52:14	いう理解は、
0:52:18	共通なんですよ。ここの記載がちょっとそこわかりにくいってだけであって、
0:52:23	日本原燃清水はい理解としてはそういうことございまして、そのへ表現がちょっと巻きたしくないかどうかということですね。
0:52:35	はい。コサクですということだと思うので、
0:52:40	認識が合うようにしといていただければいいかな。
0:52:44	ます。
0:52:51	特に言った2ユーティリティでいうと、火災の方も三角になっちゃって、
0:52:58	火災って変更事故あったじゃなかったっけってところ。
0:53:02	なんですよ。
0:53:10	安重がないからそ、そんなに大きく変更事項ありませんっていう、
0:53:15	ことかとは思いますが何かお考えありましたか。
0:53:20	日本原燃清水です。
0:53:22	今、現状、課題のところ三角にしているのはですね、当該設備に設置する火災防護設備感知器等は、消防、
0:53:33	に従来からの消防法に基づいて設置しているもので、
0:53:37	旧基準適合するということですね今三角ということで表現してございました。
0:53:55	まだ耐震の方のDCクラスみたいに明示的にされてるところわあ、
0:54:01	そうだよっていいような気がするんですけど、火災防護のところ、全体が変更してあるという中でここは変更事項じゃありませんっていうのを、
0:54:12	どう明確にしていくのかなあ。
0:54:14	ていうのはちょっと気になりますけど何かアイデアありますか。
0:54:19	日本原燃清水です。やはりちょっと先ほどですね、田尻さんからご指摘いただいた通り、
0:54:25	この別表1のところですね24ページ以降、この三角にする考え方をやはりですねしっかり書き込まないと、

0:54:34	我々の意図したことがしっかり表現できてないというふうに思いますので、この別表ちいの、
0:54:40	最初1節特にちょっとこの三角のところのですね考え方をですね、拡充したいというふうに考えております。
0:54:49	はい。規制庁コサクです。まずこの資料はそういうことをした上で、
0:54:54	添付書類の中でも、何らかその三角の部分を説明をするという、
0:55:00	ことをした方がいいのかなというふうに思いますけどいかがですか。
0:55:10	日本原燃清水です。
0:55:13	ちょっと、はい戸塚、考えさせていただきたいと思っておりますがもともとちょっと考えておりましたのが、
0:55:24	なんですか等、共通添付書類の共通的な方針についてはですね、
0:55:31	当間先ほどからもお話ある通り、2、2項変更第2回申請でですね寄せてちょっと書くことにしているんですが、
0:55:40	N T Tの方はそれを呼び込むと、その呼び込みに際、
0:55:46	何ですかね、変更がないというような趣旨のことをぜひしっかり申請書の中でお示しすべきかなということでもちょっと記載のほうは考えたいと思います。
0:55:57	はい。
0:55:58	規制庁コサクです
0:56:00	一応ここ、どこにどういう趣旨でっていう意味ではそれでいいのかなと思いますけど、
0:56:11	元の認可の際にここまでやってます、方針と整合してまっすっていうことが、読み解けるようにしていただければと思います単なる宣言だけだと。
0:56:21	なんでみたいにしが見えないのでよろしい。
0:56:24	わかるようにしてください。以上です。
0:56:41	日本原燃の瀬川です。ちょっと六ヶ所がざーついてますけれども、
0:56:45	しっかり考えたいと思います。
0:57:25	はい。
0:57:27	ほかに、原子力規制庁側で質問のある方いらっしゃいますでしょうか。
0:57:32	規制庁の田尻です。ちょっと頭の整理からちょっと個別の案件で申し訳ないんですけど、22ページのところで、避難通路なんですけど、まず、ちょっとこれまでの整理の復習がてら一定なんですけど、
0:57:44	第1回申請で避難通路が横ばいになってるのは、一応避難通路で今回対象になっているので、申請対象が冷却塔だけになっていって建屋が申請対

	象になっていないことも考慮して、第1回はとりあえずバーにしてよかったです。
0:58:00	日本原燃清水です。今おっしゃっていただいた理解です。
0:58:04	規制庁田尻です。なんで避難通路で講義で取ろうとしたら出そうと思ったんですか。
0:58:09	とりあえず建屋んと
0:58:12	第2回にマルついてるの理解しつつ、第2ユーティリティってどんな整理でしたっけ、こいつは避難通路書けないんだっけ。
0:58:20	日本原燃清水です。
0:58:23	第2ユーティリティは、建屋自体が申請対象設備にはならないということで、今バーということで整理してございます。
0:58:34	規制庁土居です。申請対象じゃないんですでしたっけ。建屋は申請対象じゃないっていうと、どういう整理でしたっけ。
0:58:52	はい、清水です。
0:58:55	はい。すいません。規制庁谷岡ですけど。失礼しました。
0:59:01	えーとですね、今ですね
0:59:04	申請対象の建屋の整理としましては、一般ユーティリティのみの内包の設備を内包するような建屋、重要度の低い建屋については、建屋の申請対象として取り扱わないというふうに整理してございました。
0:59:19	規制庁田尻です。その建屋の申請対象として取り扱わないっていうのが、どういう意味かになるんですけど例えば目視でエネルギー管理建屋があったりエネルギー管理建屋通って逃げてんだよねってところは一応聞いたりはしたんですけど、それと同じレベルの話してるのかそれとも耐震性どうこうの話まで今回説明する気ないですよって話してるかというどっちがですかね。
0:59:43	日本原燃清水です。今現時点ですいません申請書としてはですねそこまで、そこまでというか、仕様表対象にならない建屋に対して、避難通路の、
0:59:59	基準適合のご説明はしないんですけども、僕の中ではですね目算と同様にですね、ご説明する必要があるかなというふうに考えてございました。
1:00:10	成長館です。なんで図面を細かく載せるかわかんないけど避難通路として或いは避難できるものがあるよってところの説明はちゃんと対象になってると思っとけばいいですかね谷中

1:00:21	最初に特にいろんな建屋いるじゃないですか、第2回に出てくるやつ、なんかそういうのもあるのでどこまでを示そうとされてるかっていうところの整理を一応聞いておきたかったんですけど。
1:00:44	日本原燃清水です。すいませんちょっと事実はしっかり確認さし、させていたきたいと思いますけども、
1:00:53	今この表を作るにあたっては、申請書として細かくか、建屋の中、内容を書くものに対しては、マルという記号をつけてごさい設備を書いてごさいました。
1:01:07	それ以外ですね、補足だけで説明するものについては、今現時点の整理としてはバーというふうに書いてございます。
1:01:18	成長館です。ここもどういう考え方で書いてるかによると思うんですけど、して、今回その申請に関連する条文について印がついてるのかその仕様表に絡むとか本文を本文も、基本設計方針レベルで絡んで絡むってレベルの方もあのような気はするんですけど。
1:01:34	どのレベルの時に印がついてるのか、他の資料で関係条文については整理してるんでそっちを見ればいいんですけどことなのかもしれないですけど、この資料だけを見たときに何を示してるのかが、結局わかりづらいままになってる気がするんでその辺りもわかるようにしていただければと思うんでよろしくお願いします。
1:01:50	日本原燃清水です了解いたしました。
1:01:55	規制庁カミデです。今のお話だと、建屋は、
1:02:02	クラスは低いんだけど建屋を建てますって話だと。
1:02:06	第五条なんかだと、三角になる整理じゃないんでしたっけ。なんか最初そんな話だったよね。BCは六条のところでBCしかないんで三角です。なるほど。
1:02:19	工場とかでは一応三角として現れてくるんじゃないかと思ったんですけど、違います。
1:02:27	日本原燃清水です今
1:02:30	5条の地盤のところでは、
1:02:33	屋外5設備を、あと建屋の市営使用表なりの申請対象で整理されるもの。
1:02:43	に対して、5条の適用を受けるということで記載してございました。
1:02:50	あと、規制庁カミデスなのでそうすると仕様表対象でもないものは三角もつけてなくてそれは
1:02:58	対象1課題、その上の表も一緒ですと、そういうことですね。
1:03:05	日本原燃清水はいその通りでございます。

1:03:12	規制庁コサクですけど地盤については、建屋だけじゃなくて建屋の中に設置する機器も含めて対象だっていう話を僕数の一時に話を整理したと。
1:03:25	思ってた、そう考えてもう三角じゃないんですか。
1:03:33	日本原燃石井です。すいません。
1:03:36	今のおっしゃっていただいたちょっとMOX側の考え方はちょっと改めてしっかり確認した上でですね、こちらの表的、こちらの記載のほうを適正化したいと思います。
1:03:48	はい。規制庁コサクですよろしく申し上げます。話戻すと、避難通路の方も、建屋は、申請使用式じゃないんですと。
1:04:00	ということですけどそんなこと言うと説明が漏れるところがいっぱいあって、
1:04:05	説明はされるという理解でいるんですけど。
1:04:09	そうするとバーというよりは三角、基本設計方針ぐらい書いといた方がいいんじゃないのっていう気もするんですけどそのあたりはどうなんでしょう。
1:04:20	日本下。
1:04:23	日本原燃清水です。今ご指摘いただいた点を踏まえましてですねちょっと
1:04:30	全体ですね本当にこちら、今バーッと書いてある表現でいいのかっていうのをですねちょっと精査させていただきたいと思います。
1:04:38	はい。よろしく申し上げます。特に先ほど説明の中で、補足だけで、添付に書かないみたいな言い方がありましたけど、それはあまりよくなくて、添付で何らか書いてそれを補足する。
1:04:50	ヒアリング資料ということだと思ってますので、先ほど少しざわついたみたいですけど、添付書類で何らかの説明というのを一通りしていただくということで整理をしてください。以上です。
1:05:03	眼鏡シミズはい。確かに方針等は申請しますのでちょっと適切に整理したいと思います以上です。
1:05:21	他の印象規制庁セトガワです。他に、規制庁側で質問ある方はいらっしゃいますでしょうか。
1:05:28	規制庁大岡です。念のための確認なんですが、経費の話なんですが、
1:05:34	22 ページ目の 26 条、汚染防止、
1:05:37	この観点で、先日通年のヒアリングなんかでも、汚染防止の基本設計方針を、
1:05:45	いろいろもう整理されて、

1:05:47	こちらでも確認するようなヒアリング等をやっては、
1:05:51	いましたが、
1:05:52	今の整理だと第2回の
1:05:55	基本設計方針で確認してくださいというふうになっていて、
1:05:59	その設備が、それに応じたものが出てくるから、そこのタイミングで設備と一緒にというそういう考えでよろしいですよ。
1:06:07	日本原燃清水です。今おっしゃっていただいた通りで、
1:06:11	一応10条ということですね、00の方は、別紙1から整理してございますけども、別紙6の中ですね、
1:06:22	投資を関連する設備が出るときに市基本の方針を出すということで、
1:06:27	1階の範囲としては取り扱ってござい、整理してございませんでした。以上です。はい、成長しました。
1:06:37	成長セットガワです。規制庁カミデです。
1:06:42	1ページ戻って21ページだと、管理もあるんですけど、管理ってどういうタイミングなんでしたっけ。
1:06:52	申請時期というか、
1:06:56	日本原燃清水です。
1:06:58	廃棄物管理施設につきましては再処理施設の第二グループの申請時期に合わせて、
1:07:06	申請する。
1:07:08	計画でございます。以上です。
1:07:11	はい、規制庁カミデスで、共用物があるなと思って、北換気塔とかですけど、
1:07:19	何だろう、それを再処理中で書きますというと再処理の全般が終わらないと管理が終わらなくてっていうこともあるんですけどその辺って何か考えてるところあります。
1:07:33	日本原燃清水です。今おっしゃっていただいた通り、
1:07:38	再処理施設の浸水許容してるする設備がございますので、
1:07:44	再処理施設の審査と並行して審査を受けて、
1:07:48	認可とした場合、同じ時期かと認識してございました。以上です。
1:07:54	はい。規制庁深見です希望として、
1:07:58	何か先に処分がということが、
1:08:00	なければ別にこちらにも気にしないんですけど、とりあえずそういうことだっっていうことであまり気にすることはないっていうことで、とりあえず今話を聞きました。はい。以上です。
1:08:13	成長セットガワ t h i s。

1:08:15	規制庁側でほかに質問ある方ございますでしょうか。
1:08:18	規制庁の藤原です。衛藤。
1:08:21	73 ページ、あっちの設備区分の方になるんですけど、
1:08:25	こちらに、
1:08:28	M O X に、
1:08:31	習って、設備の黒なりっていうのを整理されたっていうところで、
1:08:36	放射線管理施設とかも整理されているんですけど、こんな並びケアのはやっぱりもともとの許可に従って並べたい感じなんですかね放射線管理施設の中身なんですけど、
1:08:48	他の水設備とかなんかは重要性が違うからっていうところで設備、
1:08:55	違うっていうのは理解するものの、放射線管理施設の中っていうのなら、
1:09:00	並べても
1:09:02	はい。
1:09:06	感じて、
1:09:08	あっちが一番最初に来てその代替であったりというふうにわかりやすく、
1:09:13	設備を並べていただいていた気がするんですけど、今回利益管理関係設備とかっていう並びから入ってるんで、
1:09:20	県の考えて、
1:09:21	人はあまり合わせない感じでしょうか。
1:09:28	日本原燃清水でございます今の記載案といたしましては、
1:09:35	再処理施設の場合ですと、許可の順番がですね、命令時間だということもあって、今許可の並びで、
1:09:44	設備区分の方の順番を記載し、D S A 共用するようなところはまとめてという整理をさせていただきます。
1:09:56	規制庁の藤原です。わかりました。若干趣味にもなるかもしれないので、
1:10:00	ただ、何かバラバラとしている気もしていて、
1:10:04	合わせたほうが綺麗かなと思いましたんで、それサービスそれはちょっとコメントなので、それとは別で1点聞きたいんですが、75 ページのところ、
1:10:14	7 ポツのその他の
1:10:17	ところの、
1:10:18	部分の 7.2 の給水設備及び蒸気供給施設のところの、

1:10:25	今日、給水処理設備のところには第1保管庫貯水所等第2保管庫貯水槽があるんですけど、
1:10:33	その第1保管庫除染所のところには、地下水排水設備っていうのがないんですけどこれMOXではあった気がするんですけどこの並びってどうなってますか。
1:10:44	どういう整理の違いですか。
1:10:47	日本原燃清水です。こちらですねすみません
1:10:51	別法則のですね、耐震建物13ですかね、地下水排水の
1:11:00	個別補足の整理をちょっと踏まえてですねちょっと見直している。そこでちょっと説明が漏れてございましたが、
1:11:07	耐震建物13の、
1:11:09	ちょっと個別補足説明資料の中で、
1:11:15	ですかね集水するエリアというのをですね、整理してございまして、1個1個に耐震性を有するポンプとかをつけるわけではなくて、
1:11:28	あるグループでですね、集水サブドレンとかをつけますので、そのエリアの整理を踏まえて、そのエリア毎に、
1:11:40	耐震性を有するサブドレンとかが設置される建屋の設備区分にですね、地下水排水設備の仕様表そのエリア分の
1:11:50	地下水排水設備の商標を、て添付するという、
1:11:55	それで衛藤見直しでございます。
1:12:00	藤規制庁カミデです。あれですよ1個の建屋に第1じゃなくて複数のエリアを
1:12:07	に対していくつかエリアがありますという、何かそういう整理だったと思うので、
1:12:13	やっぱそれ妥当、地下水排水設備で1個まとめた方が、見やすく、何か、
1:12:20	いろんな建屋があるんだけどとりあえずこいつに入れちゃえって言って、いろんなところに、
1:12:27	地下水排水設備が出るっていうのは1個にまとめた方がいいようなものだと思いますけど、いかがですか。
1:12:37	日本原燃清水です。ちょっと社内で持ちちょっと検討させていただきますが、
1:12:44	今今の思いとしては、エリアごとにやはり代表する建屋で耐震性を有するポンプをつけるところがございましてそちらで今、商標添付すべきかなというふうに考えてございましたちょっと中で、社内で相談させていただきます。

1:13:00	規制庁コサクです。おそらくその上に発想になってるのは、建屋附属だというふうに、
1:13:06	そもそもこれを登録する時に、そちらから行ってきたからという。
1:13:11	古藤なだけで、じゃあ何でそれはそういう何かそういう方針なんだというところに立ち返らないといけないのかなというふうに思います。でもc、それで行くんだったら、
1:13:26	ちょっとこれ、この表で見るからなのかもしれませんが、ついていない建屋だけ他のところの設備で機能を期待するんだというのはあまりよくないので、
1:13:39	リンクを貼るだけでも、ちゃんと例えばここであれば第1部観光貯水場というところにも、地下水排水設備っていうのがあって、それは何々建屋で設置するもの。
1:13:52	を使いますと、いうことがわかるように仕様表記載されるということかと思えますけど。
1:13:58	その点では、
1:14:00	ここはこうなってますけど、
1:14:02	仕様表の記載としてはそうするつもりとっていいですか。
1:14:06	日本原燃清水です。正直すいません、そこまでちょっと考えおよんでいなかったんですけど今、尾崎さんおっしゃった通り、おっしゃっていただいた通り、
1:14:14	兼用設備を扱うと同じようにですね、
1:14:18	関連するものの設備区分において、
1:14:23	地下水排水設備はこちらに示すということですね、ちょっとリンクづけをしてですね、関係性がわかるように、申請者の方ですね。
1:14:32	作成するのちょっと今、赤嶺さんにおっしゃっていただいて、いただいた通りまとめて、ちょっと申請書を作るかちょっと検討させていただきたいと思います。
1:14:42	はい。補足です。まとめる場合については、排水設備は何ヶケヤにたちは何建屋、
1:14:50	のエリアに対応するものですよというように記載するのかなと。
1:14:55	いうふうに思います。
1:14:58	どちらがいいかよく考えて、整理をいただければと思います。
1:15:03	峯シミズです。はい。
1:15:07	今井おっしゃっていただくことも踏まえてちょっと社内で検討させていただきます。

1:15:12	規制庁深見です他の建屋のところを見ると、全部じゃないですけど、f アンプル混合座礁ウラン酸化物貯蔵建屋リートを行って何か複数のところ をカバーするんだみたいな感じで書いてあるので、
1:15:27	今映ってる
1:15:29	ページ、
1:15:31	多分、ここに関しては単純に5号機というか
1:15:34	対応漏れなんだと思いますけどいずれにしても、どういうものがって いうのがわかるように整理してもらえれば、特段こだわりはないです。
1:15:47	はい。弓削シミズです。はい申請書の中でしっかり関係性がわかるよう に、
1:15:52	本文の中でしっかり記載したいと思います。
1:16:01	成長角谷です。規制庁側でほかに質問ある方はございますでしょうか。
1:16:08	規制庁の仲ですけど。
1:16:11	ちょっと
1:16:13	と、ここら辺の、
1:16:15	表の関係で、70ページなんですけれど、
1:16:23	70ページの、
1:16:27	2ポツの最終設備本体のところ、
1:16:33	例えば妖怪
1:16:35	施設というのはですね、
1:16:40	二つ目ぐらいにあってですね。
1:16:43	何かDBとSAを、
1:16:47	何か分けをなくしますということでDB、SAというのをとって、
1:16:53	それをこうバラバラと並べているというところで、
1:16:56	何となく
1:16:58	溶解施設でいろいろ、
1:17:01	共通09とかでも代表的にこう設備抽出とか系統を踏まえて、
1:17:06	確認とかしてるところではあるんですけど、何かこれだけで本当に網羅 的に対応してるのかどうかっていうのが、
1:17:15	ちょっとわかりにくいところがあってですね。
1:17:19	例えば、
1:17:20	Bの方でその中性子吸収
1:17:24	関係という形という書き方をしている、一方Bの方は、設備というこ とで書いていて、

1:17:33	Bの方も中性子吸収みたいな系統があったのかと思ってるんですが、そういうものが含まれてるかどうかとかそういうのはよくわからないんですが、
1:17:41	確かに設置許可の、事業変更許可はこっちの方見ると、
1:17:47	確かにそういうふうには区分けはしてるんですが、ただ、これ自体は多分きょ、今回の事業変更許可時ではあんまり対象として見てなかったというところがあってですね、改めて
1:17:59	設工認としてここら辺をどう整理するのかというのがですね、
1:18:03	ちょっとこういう工程関係っていうのをですね、
1:18:08	網羅的に今、溶解施設を例にしてるんですけど、
1:18:13	何となく
1:18:16	D D S合わせてですね、併記したというところで、
1:18:21	適正に書かれてるのかどうかというところがあるんですがそこはいかがでしょうか。
1:18:36	少々お待ちください。
1:18:44	はい。日本原燃の瀬川です。
1:18:46	ちょっと 05 の資料から外れてしまいますけれども 09 側の資料で溶解施設に関連するこの四つの設備ですね。
1:18:55	溶解成長とあとの S M 2 系統、これらの A 系統に対する、これは全部別紙 1-2 の形でまとめてました系統系統で、
1:19:06	機能を達成する設備として、設備抽出を行っていますので、そういった意味でですね抜け漏れがあるというふうな認識はちょっと事業者としては、
1:19:19	感じていなかったところなんですけれども、同様に他の上の方の燃料、1 ポツの F 施設ですね、こちらも同様に、燃料貯蔵設備の設備抽出もやっていますし、
1:19:34	それに並列で、代替注水設備スプレイ設備といったような形での設置設備抽出をやっておりますので、そういった面で抜けが
1:19:44	もうちょっとないように、設備抽出をやってきているつもりでございます。以上です。
1:19:51	はい。規制庁中です。あれですかねそれは共通 09 のリストの方で、内訳を確認した上で適切かどうか改めて見なければいけないというところ。
1:20:01	何ですかね一応積み上げで、網羅的に書いているという説明はあったんですが、
1:20:07	表記として何か、

1:20:09	S A な形という記載で何か D B が設備っていうのなんか、
1:20:15	合ってるのかなって感じがしたんですがそこはいかがですか。
1:20:21	はい。日本原燃の瀬川です。確かにちょっと設備と経営を並べてしまいますと、
1:20:27	確かに違和感があると言われればその通りだなという感じは確かにしました。仲川さんが心配されたようなところでデービーの中性子吸収材緊急供給系というのが、実際は溶解設備にぶら下がって、
1:20:44	そういったシステムがあります。これは溶解設備の 09 資料を見ていくと、登場して参ります。そういう意味で、似たような名前でも本当にカバーできてるのかなみたいなのは本当は溶解設備の、そのさらに下側の裏側にですね、
1:21:01	たくさん転がっていてそこは 09 できちんと拾い上げてるといったところでちょっとな名前の並列で表記する違和感というのはちょっとあるんですけども、
1:21:09	そういったところで拾うものはしっかり拾えてるという認識です。以上です。
1:21:15	うん。
1:21:17	規制庁中島とりあえずそこにぶら下がっているというのはわかりました。
1:21:24	ちょっと共通 09 との関係で他の工夫も含めてですね適切にそれを反映したものとして、
1:21:32	ちゃんと区分としてですね名称も含めて、整理されてるのか、ちょっと引き続きそこは、
1:21:38	検討かなとは思っていますがとりあえず考え方はわかりましたが、はい。
1:21:45	規制庁コサクです。
1:21:47	結局はこの D B と S A のただ削っただけってところそのレベル感が合っていないってことだと思うんですね。
1:21:56	T V であれば今の溶解設備の内数になっているものが S A だとその限定した部分だけに対応になるので、1 階層上に上がっちゃってきけると。
1:22:08	ということでそれって平仄合ってます加工、分けずにまとめた際にと。
1:22:15	ということのような気がしてて、
1:22:18	であれば、溶解設備の内数の中で、中性子吸収材供給と代替等というふうに並べる方がいいんじゃないのかっていうような気もしたりするんですけど。
1:22:33	そのあたりの検討ってどうなってるんですか。
1:22:39	日本原燃の瀬川でございます。

1:22:41	それが悩ましいのがですね、溶解設備の中にある中性子吸収材緊急供給系という部分と、
1:22:51	あと代替可溶性中性子緊急供給系という部分、これで兼用してる部分 が、もちろんいるがいますけれども、
1:23:00	完全に容喙設備から独立して、純粹たる S A 設備としての緊急供給系を 担っている設備たちも、
1:23:11	おると。
1:23:12	そういったところを踏まえて、ちょっと溶解設備の下にはぶら下げずに ですね今ちょっと並列で書いていたところ、
1:23:20	でございました。
1:23:22	また実態はそういったところでした。
1:23:24	規制庁コサクですそれをその溶解設備はもう D B なんだという意識でい る必要がないと思っておりますので。なるほど兼用する部分もあるんでとい うのであればこそ、
1:23:37	設工認としてどう設備登録するのが一番運用しやすいのかと。
1:23:44	いうのを考えていただいたらと思います。
1:23:51	はい。日本原燃の瀬川でございます。
1:23:56	そうですね。そうですね。若野コサクさんがおっしゃられるところの趣 旨というのは理解したつもりです。
1:24:05	非常に
1:24:08	わかりました。非常にそのインパクトがでかいなんて言ったところをち ょっと戻込みしてますけれども、
1:24:14	はい、承知いたしました。
1:24:19	規制庁、鳥羽です。
1:24:21	規制庁側でほかに質問ある方ございますでしょうか。
1:24:24	規制庁仲ですけどそこに関連して 76 ページ目の方にその修正の方針と いうのが、
1:24:32	いろいろ書いてはいるんですけどそ、そこら辺が
1:24:36	少し読んでもよくわからないっていうのが正直な
1:24:40	ところもわからなくはないんですけど、例えば②とかもですね D B と S A で県有する設備等まとめるで、記載の順序については用途を踏まえて 順序見直して
1:24:54	ここの用途を踏まえて順序見直してっていうのは、これはどういう節こと なんでしょうか。
1:25:02	日本原燃清水です。こちらの用途を踏まえて、順序見直しというのがで すね、

1:25:08	71%ちょっと、
1:25:16	71 ページになりますけども、
1:25:21	計測西縁系統施設の設備区分の並び順として、
1:25:27	計測制御設備安全保護回路という、検出といいますか、検出。
1:25:34	甲斐側の方をまず先に書いた上で、それを集中監視する。
1:25:39	計測制御装置類を後ろにまとめて持ってきたということで、
1:25:46	記載しておりました。
1:25:51	はい。規制庁中です。ここの例はこの例としては、わかりましたと言いつつ、
1:25:57	多分そ、そういうところが各施設区分ごとにそれぞれいろいろ考え方あるかと思うんですけど、
1:26:04	そういうところがわかるようにですねその修正の方針なりもう少し見直しをされると、ある程度そういう聞かなくてもですね、それぞれの区分でそれぞれの
1:26:15	こういふことで、順序が決まってるというところが読んでわかるようにしていただきたいんだと思うんですがいかがですか。
1:26:22	日本原燃志水です。了解いたしました。
1:26:26	はい。規制庁、吉松規制庁コサクです。今言われた計装の部分も、先ほどと似てるんですけど、
1:26:34	今、
1:26:36	先ほど似てるって意味だと大体可溶性中性子吸収材緊急供給回路と、
1:26:42	いうのが出てくるというところですが、
1:26:45	この回廊能関連するのは安全保護回路。
1:26:49	なんですかね。
1:26:55	はい。日本原燃の瀬川ですその通りです。
1:26:59	はい。古作です。そういう関係ってまだ並びが整理しきれてないんじゃないのかなって感じがします。回路系なの会は、先ほど言われた県さんのところなのかと。
1:27:09	というようなところ特に検査になると、
1:27:13	一番上には計測制御設備とすごい大枠の言葉が出てですね、持とう重大事故対象のところでは、計装設備という、またこれも、
1:27:25	漠としたものがあって、これ二つが併存するようなものになってないような気がするんですけど。
1:27:32	どう考えてるんでしょう。
1:27:46	少々お待ちください。

1:28:07	日本原燃佐藤でございます。今小崎さんの部分、おっしゃっていただいた計装の部分に関しては今の現状は単純に検出担当としての計測制御その重大事故としての計装という形で
1:28:20	同じ安全保護回路と同じような形ですけども、DBSA用という形で単純な仕分けをしているというところが今の実態になりますので、ちょっとここも先ほど回路の話ございました。
1:28:35	けれども、ここを踏まえて本当にこれでいいのかという部分に関してはちょっと検討させていただきたいなと思います。以上です。
1:28:43	はい、古作です。思い切ってまとめてしまってその中でDBSA用というのをそれぞれ
1:28:52	種類なり何なりで書き分けるという手もあるでしょうし、やり方はあるうかと思しますので整理をよろしくお願いします。
1:29:03	日本原燃サトウで承知しました。
1:29:07	規制庁カミデです。70ページではなしだと思いますけどあの建物を、
1:29:16	施設の中に関連するである男に割り当てたっていうのは、これはMOXの整理と、
1:29:24	習ってっていうことですか。
1:29:27	日本原燃清水です。考え方は一緒でございます、
1:29:32	最初の場合ですと、複数ございますので、
1:29:36	はい許可のアノウで整理した建屋の瞬時の施設区分のところにそれぞれ割り振ったという整理でございます。
1:29:44	はい。規制庁神戸です。で、これはこれでと思いつつ、こういうやり方すると、漏れないよねっていうのがちょっとだけ気になって、
1:29:55	例えば、ユーティリティ建屋みたいのが、検索すると出てこなかったりしたんですけど、大丈夫ですか。
1:30:10	日本原燃清水です。現在の設備選定のせいにおいてはユーティリティ建屋については仕様表対象設備ではないということで、
1:30:22	今、この設備区分としては設けておりません。
1:30:27	規制庁岡部です。これって、今全部使用表出てくるものだと思ってていいんですけど。
1:30:34	日本原燃志水はい。商標が出てくる建屋に対してですね、しっかり設備区分を設けて商標を展開するというので整理してございました。
1:30:44	規制庁かBS建屋に限らず、何かいろいろ設備名が出てますけど、これ全部仕様表、これに紐づいて、
1:30:53	出します、何らか出ますっていうことですか。

1:30:58	日本原燃志水です。そういう意味でいきますと、設備によっては仕様表ではなくて
1:31:09	表の設計方針で説明を書くという設備もございます。
1:31:14	藤規制庁カミデさん
1:31:18	ちゃんと整理をした方がユーティリティー建屋全く関係ないかっていうと電源系とかでは名前が出てきたりしますし、給水処理設備っていうのも
1:31:28	対象として出てくるんだけど、これが収まってる建屋はっていう頭毎なかっていうところのそのあたり、
1:31:37	判定をどの位置に入れるかっていうのは、また別の話ですけど、とりあえず抜け漏れのないように、
1:31:43	とあと、何をここで示すのかっていう考え方をちゃんと整理して、とりあえず漏れませんよねっていうところが大事だと思うんで、
1:31:54	その辺はしっかり見てもらえればと思います。
1:31:59	日本原燃志水です。了解いたしました。
1:32:03	規制庁セトガワです。
1:32:05	成長側でほかに質問ある方ございますでしょうか。
1:32:08	安里規制庁の方ですけどこの資料だけじゃなくて今回一応、共通 05 とです。それから共通 08 での御説明というところで、
1:32:20	一応これまでの更新ということで、特に設備抽出というところですね、
1:32:27	共通 09 を中心に進んで、表裏はしましたと。
1:32:34	どうぞ説明だったところかと思えます。それを前提に今いろいろとヒアリングしているんですけど、
1:32:40	抽出の元となるですね
1:32:43	例えば溶解施設なんかで今系統との関係とかいうところですね、抽出の妥当性というところを
1:32:52	別のところで議論はしてると思うんですけど、
1:32:55	こら辺がですね、今後のその説明スケジュールを見る等、
1:33:01	あんまり示されてないというところが印象なんですけど、今後
1:33:06	0508 だけでですね話を進めるというか 09 も含めてですね。
1:33:12	話を進めた方が後戻りがないのかと思うんですが、そこら辺の 09 の今後の、
1:33:18	説明方針とかいうところはそこは、どうのお考えでしょうか。
1:33:23	はい。日本原燃の瀬川です。シルバーウィーク前に 1 度、

1:33:32	スケジュールを提示させていただいて以降ですね、その更新をちょっとまだ欠けている。言えなかった城他なのがちょっと申し訳ないところなんです、
1:33:43	今社内でもんでいるスケジュールとしてはですね、
1:33:49	今週末、9月30日に、溶解設備の他ですね、換気設備ですとか、蒸気系計装、そういった主要な
1:34:01	凝灰設備のメインプロセス以外のサポート系も含めた部分の主要な設備を、6設備7設備分ぐらいですかね。
1:34:11	一通りまとめてですね、資料を提出させていただく予定としてございました。
1:34:17	衛藤、順当に考えればですね、それぞれのヒアリングというのは、その次の週の金曜日、
1:34:24	といったところで、またちょっとスケジュールをですね、今日明日のタイミングで出させていただこうかなと思っておったところでございます。
1:34:34	で、
1:34:35	主要な一67設備といったところを見ていただくとですね再処理施設の
1:34:44	各施設プロセスのですね、特徴をある程度カバーできるといったところでそういったところを、のところの抽出の妥当性を見ていただければですね。
1:34:55	他の設備もある程度以下以下同文、同じような考え方で抽出してますといえるのかなと思っておったところでございます以上です。
1:35:04	はい、規制庁仲です。わかりましたそしたらまたそこは別途スケジュール、スケジュールは、今日強化した、どちらなんでしたっけ。
1:35:15	日本原燃の菅です。明日になります。わかりました。またそこ、その中で今後のそういう共通0件も含めての、
1:35:25	スケジュールが示されると、そういう理解でよろしいでしょうか。
1:35:30	はい。その通りでございます。ただですねちょっと一点をお断りを、
1:35:36	させていただきたいんですが先ほど、コサクさんにですね、指摘されました、SA設備をですね、溶解設備の中に潜り込ますとか、安全保護回路の方に潜り込ますといったような、
1:35:51	整理、これを前提にした09資料には今なくなってですね。
1:35:58	そこの部分を、
1:36:01	派兵ということになってしまうとですね、ちょっと
1:36:05	大江が言ったスケジュールがちょっとガラポンになってしまうなといったところを少し危惧しております。

1:36:13	そこは設備区分の整理の部分といったところで、抽出能考え方という部分に直接影響するものではございませんので、
1:36:26	まず今週末の提出についてはですね設備区分の再統合みたいなところを、
1:36:33	一旦並行して進めるんですけども、置いといてですね、今のこの安全保護回路と他の大体、可溶性中性子救急供給回路が、
1:36:46	並列で並んでるようなこういった設備区分のたてつけで09の提出をさせていただいても、それはよろしいでしょうか。
1:36:56	市場の下です。共通09で今やってるようなところは、まずはその抽出プロセスの妥当性みたいなところで、
1:37:05	その場合どう区分けしてそれを区分としてどう整理するかってのはまた、それはそれでリンクしてるところではあるんですが確認できるところは早めに確認した方がいいしそういうそごが
1:37:17	あるのであればそこはそこで早めに認識をした上ですね今後どうするかという方針もやっぱり相談した方がいいと思うので、それは何か、またゼロからということではなくてですね
1:37:29	で、またちょっと資料は確認はしますけれど、そ、そ、そののできるところから始めるというのはそれはそれでいいのかなと。
1:37:37	いうふうには一応私は思ってます。以上です。
1:37:40	規制庁コサクです私もう、まずは現状共通09の別紙を見て、
1:37:47	今日話題になったようなところがどういう危機があり、TVというせいでどういう関係になってるのかというのを、お互いに認識共有をしないと、いうことが大事だと思いますので、
1:38:01	資料提示いただいてヒアリングを組んでいただければと思います。時の共通理解を踏まえて、今日のヒアリングの結果
1:38:11	内容から、どういうふうにしていくんだという考えをその時のヒアリングの口頭で言っていただくなり、或いは
1:38:21	その共通09のヒアリングを踏まえて、こういう方向で検討して、いつぐらいにどういうふうに示しますと、
1:38:28	というようなことを言っていただくということかなと思いますので、そういった観点から、明日のヒアリングスケジュール提示というところで、方針を示していただければと思います。
1:38:40	進め方の方針を示していただければというふうに思います。以上です。
1:38:46	はい。日本原燃のセガワで承知いたしました。
1:38:53	はい、規制庁側でほかに質問ある方ございますでしょうか。

1:39:03	ないようですので原燃側から振り返りと今後のスケジュールについてご質疑をお願いします。
1:39:10	日本原燃の清水です。本日、いろいろコメント指摘いただきましたが、まずは、
1:39:19	通しページ 2223 ページのこちらの表でございますけども、まずは基本設計方針として、まずは、丸すべて丸で表現してございましたが、変更なのか、
1:39:31	記載の適正化なのかっていうところをしっかり仕分けしてお示ししますというところを整理したいというふうに考えてございます。
1:39:39	あとは、
1:39:41	ですね、バーのもとでもですね、適用を受けるものもあるんじゃないかというご指摘いろいろ受けてございますので、そちらへの考え方、そこら辺、そういうところを考えた方をですね、
1:39:52	参画の考え方も含めて、24 ページ以降の丸づけの考え方の方にですねしっかり展開したいというふうに考えてございます。
1:40:04	このところで言いますと、あとは設備組のところですね、今ほどお話ありました。
1:40:12	デービット S A の階層が合っていないんじゃないかというご意見ご指摘いただきましたので、こちらの方は、全般ちょっと
1:40:20	検討させていただきたいというふうに考えてございます。あとは、地下水排水設備、
1:40:28	の支飛翔表。
1:40:30	間瀬証票の展開ですね、とこうまとめて書くのかそれぞれの代表建屋に展開するのかっていうところを社内で検討した上で、設備部の方、
1:40:40	見直していきたいというふうに考えております。
1:40:45	あとはこちらの設備区分を見直した理由ですね修正講師に書いております 76 ページ。
1:40:54	その表現についても、こちらの考え方がしっかり表現できるように、
1:40:59	見直しの方をしていきたいというふうに考えております。
1:41:06	資料の修正時期ですけども、えーっとですね、見直し等もちょっと大分ありますのでですね。
1:41:14	スケジュールの方は別途ちょっと御説明がご提示させていただきたいというふうに考えております。
1:41:20	スケジュールでちょっと補足なんですけれども、
1:41:25	衛藤、今申し上げた 05 の特に 22 ページ近辺の表の部分ですね。

1:41:33	これというものと、あと 70 ページ近辺の設備区分っていうのをちょっと切り離して、
1:41:41	対応させていただきたいなと思っております。
1:41:45	衛藤。明日スケジュールを提示することになっておりますので、そこでちょっと 05 のまず、
1:41:54	その 22 ページ近辺の表の部分ですね、そちらのスケジュールをまず一旦提示する全体スケジュールの中で表現させていただきたいと。
1:42:05	70 ページ近辺の設備区分については 0 で先ほど古作ユニティも言っていたいただいた通りですね、09 での認識合わせ、
1:42:13	といったものを踏まえて、それを踏まえての最終絵姿を焼き直して提示するというような形になろうかと思っておりますので、
1:42:23	09 の作業スケジュールに合わせよう形ですね、第二段階の更新という形で
1:42:32	提出時期を明示させていただくようにしたいと思います。以上です。
1:42:37	規制庁コサクです。それで結構だと思います。ついでに言うと、共通 08 の申請対象設備リストも同じで、09 での話を踏まえながら対応する。
1:42:49	行のところをですね、見て行って
1:42:54	埋め込みが適切になってるか、ということを確認させていただくことだと思ってるそれを踏まえて、最終的に共通 08 の方も集約をしていくと。
1:43:05	共通 05 の今のリストとあわせてですね、ということだと思いますのでその観点でスケジュールをまとめていただければ結構です。
1:43:17	はい、承知いたしました。
1:43:20	規制庁上出です。先ほど、地下水排水設備の使用表土まとめるかどうかってそういう非常にどっちでもいいんですけど、似たような話はどのようなのしっかりかなって感じがして、
1:43:37	何かまとめて、ばらけて逆にわかりにくくなんないかっていうような気もするので、一緒に検討いただければと思います。で、
1:43:48	今で言うと、せん断処理の中に、前処理系のドウドウマンションに取りつく道路を全部入れてますけど、
1:43:56	実際せん断処理っていえるのは、F との取り合いのどうであってで、それはなぜかここには入ってこない、D、F 側にあるのかなと思って F 側にも何かなくてよくわかんないんですけど
1:44:09	その辺も含めてですね、整理をして、まずどこに書くっていうよりはちゃんと抜け漏れなく、
1:44:17	そのあとはちゃんとこういう整理で説明できるようにしてくれればと。

1:44:23	うん。下シミズ了解いたしました今ご指摘いただいた同等の記載神野についても社内でやはりそういう今おっしゃっていただいた、まとめて記載した方がいいんじゃないかというご意見も
1:44:35	のですねそこの辺も含めまして再度検討させていただきたいと思います。
1:44:46	続きまして共通 08 の方に移りたいと思いますが、他にもないでしょうか。なければ共通 08 のほうの説明原燃側からよろしく願いいたします。
1:44:59	はい。日本原燃清水です。
1:45:01	資料ですけども、共通 08、レビジョン 15 ということで、
1:45:05	4 年 9 月 15 日に提出させていただいた資料です。
1:45:09	まずは全体、再処理施設としてどういう変更したのかというのをちょっとご説明させていただきたいと思います。
1:45:17	通しページ、24 ページになります。
1:45:23	3.3. 4 ということで、再処理施設の第 1 回申請対象設備である仕様表の記載方針ですね、こちらの方をですね、
1:45:33	24 ページ以降の本文の中で、歳出更新の方を展開して、追加、追加してございます。
1:45:40	また具体の仕様表の記載値につきましてはですね、孢子ページ、
1:45:48	459 ページですね。
1:45:56	スポーツ、
1:45:58	459 ページの添付 14 ということで、こちら以降ですね、仕様表の記載で、その考え方の方、添付してございまして、
1:46:09	こちら記載内容につきましては、
1:46:12	補足の竜巻 34 で整理した内容を取り込んでございます。
1:46:18	江藤干場につきましては、阿蘇竜巻 34 の資料の中でですね、外部火災に関連する仕様表の注記の記載内容についてですね、
1:46:30	ご指摘いただいている状況でございますので、
1:46:33	こちらについては今後、ご指摘いただいた内容を踏まえて、見直したいというふうに考えております。
1:46:42	続きまして、
1:46:43	すみません戻っていただけますか。
1:46:46	押しページ 29 ページからになります。
1:46:50	こちらにつきましては、再処理施設の設備リストですね。
1:46:56	を、まずは丸付けの考え方であったり、各機器ごとの部分との関係を整理したものを、添付 1 として展開、整理してございます。

1:47:09	続きますて、
1:47:17	306 ページになります。
1:47:21	添付 2 としてこちらについては、
1:47:23	最初についても、
1:47:26	申請書の関連書類と、
1:47:28	条文との関係を整理したものを、表のまずはその付け方の考え方と整理した表の方を展開してございます。
1:47:43	続きますて、ちょっとお待ちください。
1:47:50	ええ。
1:47:54	7 ページですけども、
1:47:56	423 ページになります。
1:48:00	こちらにつきましては添付 5 ということで、再処理施設の第 1 回設工認申請書の、
1:48:07	本文です。
1:48:14	425 ページ以降が、添付書類ということで、こっち本文添付書類の目次を整理した表を追加してございます。
1:48:26	三つ分、
1:48:27	見まして、
1:48:32	うん。
1:48:36	7 ページの方ですけども、500 ページ以降で 500 ページからで、
1:48:41	情報規格基準の記載更新について整理してございます。こちらの通しページ 503 ページを見ていただきたいんですけども、
1:48:51	再処理施設の順番、中ほどにですね、準拠規格の再処理施設の作成単位の方をお示ししてございます。
1:49:00	こちらの中でですね、
1:49:05	兵庫の作成単位という率の中で、
1:49:08	第 1 章、共通項目の準拠規格については、ポツ使用済み燃料受け入れ及び貯蔵施設、
1:49:15	この中で含めて記載するというふうに、まず書いてございます。
1:49:19	こちらの*3 ということで、
1:49:22	ただしですね、1 回の申請におきましては、申請対象設備がですね、冷却水設備と、竜巻防護対策設備のみであることを踏まえまして、
1:49:33	第 1 回における施設共通の人口規格基準につきましては、
1:49:38	この中で一番初めに出てきます冷却水設備、設備区分の中の設備に対する、

1:49:44	銀行規格の中で共通の部分の記載を展開したいというふうに考えております。
1:49:56	続きまして、
1:50:02	141
1:50:05	1 ページからですけども、
1:50:08	別紙 7 ということで、添付図面の記載方針を記載してございます。
1:50:14	こちらのですね、143 ページ通しページちょっと見ていただきたいんですけども、
1:50:19	再処理施設第 1 回申請においては、
1:50:23	系統図、
1:50:25	添付図面として展開します。こちら 2.1. 3 に記載を追加してございますけども、
1:50:31	経営構造記載方針の方を、対処施設として該当するので、追加していると。
1:50:39	その具体の記載例ということで、通しページが、
1:50:43	163 ページになります。
1:50:50	すいません。こちらマスキング版になりますけどもこちらの中で、
1:50:56	系統図の記載例を展開すると、主に、
1:51:03	すいません。
1:51:04	通しページでいきますと、
1:51:07	175 ページからが、再処理施設の
1:51:11	増図、具体例のほうの記載例の方を追加してございます。
1:51:20	続きまして、
1:51:22	しっかり 888 ページですね。
1:51:26	工事の方の記載方針ということで別紙 9 展開してございまして、
1:51:32	この中で、891 ページ以降に再処理施設の工事の方法を、
1:51:39	を整理しております。
1:51:41	見ていただきたいのが通しページ 899 ページになります。
1:51:50	898 から続いている工事上の留意事項ということで、最終施設特有として、藤工場の留意事項をですね、
1:52:02	追加してるものがございまして、
1:52:05	899 の形ポツということで、再処理施設につきましては、
1:52:10	多くの化学薬品取り扱ってございますので、それらの設備に対する工事を行う場合の留意事項の方を計ポツということでか、
1:52:20	記載しているのと、ポツとして、再処理施設につきましては一部共通の施設でございますので、

1:52:28	それらに対して、
1:52:30	工事を実施する場合にはですね、事故等に発生しないように発展しないようにですね、工事長のリスクを十分に評価するということと、
1:52:40	工事にあたっては施設の運転状態の監視等、しっかり現場の管理をしていくという、必要な措置をとるということをですね、
1:52:48	追記してご記載しております。
1:52:55	はい。再処理施設の主な変更点としては以上になります。
1:53:03	規制庁のセトガワです。
1:53:05	それでは原子力規制庁側から質問ある方ございますでしょうか。
1:53:14	規制庁カミデです。先ほどもありましたけど 31 ページからのマルバツ、丸三角バーの考え方は、
1:53:27	丸がこれで三角はこればこれっていう形で直してもらえるんですかね。
1:53:33	日本原燃清水です。はい。すいません、ちゃんと説明の時にせええ。
1:53:39	言えばよかったんですがはい。共通 05 でのご指摘を踏まえましてですね、そちらの考え方の方をしっかりと展開したいというふうに考えてございます。
1:53:52	はい。規制庁、上出です。
1:53:54	ちょっと具体の話を結構、
1:53:57	聞いてしまおうかなと思ってますけど。
1:54:00	45 ページから、第 2 回の表があって
1:54:06	耐震ですけど、三角っていう記号があってで、
1:54:11	先ほど 05 でもちょっと話をした後も整理しなきゃなとも思ってるんですけど、
1:54:17	MOXでは、
1:54:19	三角って耐震ほとんどなくて、
1:54:24	その辺の、
1:54:26	考え方が、
1:54:29	MOXは別にBだからCだからって記号を上げてなかったような気もするんですけど。
1:54:34	最初に言ってどういう考え方で目標と同じかどうか確認したかって説明いただけます。
1:54:50	はい。日本原燃の田仲です。MOXの方につきましては、基本的に変更区分というの新設というふうな扱いにしておりまして一律0が入るような状況になっておりますが、

1:55:00	再処理施設の方につきましてはすでにあるものもありますので、それに 応じては、Sクラスのものなどは、0になるんですけどBCのものが三 角というようなものになっております。
1:55:11	はい、規制庁カミデです。何でもくすは考え方一緒だったんだけど雪子 に1回までしか出してなかったから、
1:55:20	Sクラスものが最初に出ていたの、認可済みのPCっていうのがなく て、それで見た目違うように、今は見えてるけど、
1:55:34	考え方としては同じってことですかね。
1:55:38	4年タナカその通りでございます。
1:55:43	はい。規制庁ヶ月まずわかりました。
1:55:49	MOXの方って今日今いらない、いらっしやらないですよ。
1:55:54	4年シミズですはい。ちょっと本日、
1:55:57	再処理のメンバーで対応してございます。
1:56:00	はい、清長官。
1:56:02	いずれにしても、
1:56:04	また整理いただき、
1:56:06	あと
1:56:07	材料構造で、十七条のところをざっと見たんですけど、丸がついてるの がすくうだほとんどほんとにさん。
1:56:21	冷却塔新しく移設する冷却塔ですね、屋上から地上に隣接するやつと、 あと、水の遮断弁ぐらいしか丸がなくて、
1:56:33	本当かなって思ってるんですよ。なんでかっていうと十四条の基本方 針で何が対象なんだっていうところから今整理をしてなかなかその話 も、
1:56:45	決まらないうちに、選定はもう完璧できてしかももともと工認で出して ましたって言われちゃうと、ちょっとあやしいなと思ってるんですけど そのあたりってどれぐらいの精度で今、
1:56:59	今度整理されたと思えばいいですか。
1:57:07	はい。日本原燃の田仲です。こちらの材料構造の方の整理につまして は、
1:57:13	34ページとかにですねその考え方とか記載しているんですけども、確か におっしゃる通りキンカンのところで、機種区分張りつけているとかで すね安重であるとかそういうもののくくりの中で、3角というふうにく くっておるんですけども、最新の、
1:57:28	材料構造のヒアリング結果を踏まえてですね見直しはやはり規定になっ てくるかなというふうな認識でございました。

1:57:36	藤規制庁カミデです。
1:57:39	まず三角送ってるからには、事業者としてはこれを基に下で材料構造の説明したんだ。
1:57:47	してるって思って三角付けてると思ってるんですけど、そこから、
1:57:53	関係違ってます。
1:57:57	はい。日本原燃田仲です。神谷さんおっしゃる通りですねこちらの三角の方位につきましては金融機関の方で、
1:58:05	評価書、あちらの方で説明しているというような認識であります。
1:58:10	はい、規制庁開発まずまずはわかりました。で、結構それが、
1:58:16	本当かっていうのを一応確認しなきゃいけないくて、
1:58:20	どうやったら、我々何を見てみればいいかっていうことなんですけど、
1:58:28	単純に昔の申請書もあるんだから、見てくださいよって言われるのか、もう少し丁寧に説明いただけるのかっていうところなんですけど、何かその辺考えてくれてます。
1:58:49	すいません少々お待ちください。
1:59:21	日本原燃の瀬川です。すいません。現時点においてですね六ヶ所側でもこれがベスト回だろうと。
1:59:31	言ったところがすぐ出てこない状況ですいかんせん、数がやはり多いですし、
1:59:37	審査していただくからにはですね
1:59:43	内容が確からしいといったところも見ていただければいけないのも重々理解している中で
1:59:52	力技でリスト化するかとかですねそんなことぐらいしか考えられないので、ちょっとですね、考えさせてください。少しお時間をいただければなと思いますすいません。今日のこのヒアリングの場でのお時間というよりはですね、
2:00:06	次回持ち越し位で考えさせていただければと思います。以上です。
2:00:13	はい。規制庁管です。材料構造のヒアリングもまた来週入るといいますからそういう時にでも、今まずは何が対象かっていう大分手前の話ですけど、
2:00:24	そのあとすぐそういう話をしていかないと、冷却塔の第1回の冷却塔の強度計算書なしで本当にいいのっていうところもまだ確認取れてませんから
2:00:34	早々に整理をしていくっていうことと、
2:00:38	あと

2:00:40	ちょっと心配なんですけど十四条マルついてるのが余りにも少ないんで、基本、いってしまう放射性物質内包してるようなものが、選定されてないんですけど、
2:00:51	基本方針としては、17条全般、謳われると思っていいですか。
2:01:00	日本原燃清水です。はい基本設計方針としては全般の方をうたいます。
2:01:07	はい。規制庁上出です。まずそ、それは、
2:01:11	とりあえずわかったんですけど、いずれにしてもまたちょっと十四条については個別のヒアリングでも、目線合わせしなきゃいけないと思いますのでよろしく申し上げますと、私からは以上です。
2:01:26	規制庁の田尻です。江藤さっきゼロ本時に言ってもよかったんですけど8、08資料の8ページなんですけど、
2:01:36	毎回申請において、
2:01:38	34条と35条が書かれていて、35条の整理を確認しておきたいんですけど、ここで書かれてるのは、火災防護計画については、DB設備だけでなく設備を見越して書くから、35条の対象ですって書いてるような気はするんですけど。
2:01:55	それは別にDBの範疇で、火災防護計画考える時そういったものも含めて考えてますよって一言言って終わりなような気もするんですけどこれ35条申請対象とするけど、
2:02:05	35条の適合性じゃなくて説明するのは火災防護計画の話だけですよって言うてるんですけど。
2:02:11	日本原燃清水です。はい。ここはちょっとないようなところだったんですけどもはい
2:02:17	飾りノズルベシかクレゾベシでもお示ししている通り、火災予防計画につきましてはDBSA前、全体的なお考え、内容をお示ししているというのを踏まえてですね。
2:02:30	35条一部適用を受けるということでルールを記載してございました。
2:02:37	規制庁田尻です。先ほどもお伝えしたんですけど、火災防護計画について施設全体としてやりましたよっていうのを言っていたのは構わんと思うんですけど。
2:02:46	それで35条対象というんだとしたら35条の基準適合性をこれでどうやって示しているのかを確認しなきゃいけないんですけど、今笠井の00資料見ても、書いてあるのって今言った火災防護計画のところぐらいの話でSAの
2:03:00	ところは主語から全般的に抜いてしまっていると思っていて、その状況の中で35条への適合性、何見たのって言ったとき、条文適合見えてる

	部分がほぼないと思ってるんですけどそのあたりは原燃はどう考えてんでしたっけ。
2:03:16	日本原燃清水です。李さんおっしゃっていただいた通り 35 条全体の適合性を見ていただいているという位置付けではないので、
2:03:27	そうですねここはやはり 35 条ちょっと悩んだところだったんですけども、やはりここは第 1 回見ていただいている範囲ではないということで再整理させていただきたいと思います。
2:03:38	ちょっといいです。何か、少なくとも今か 00 資料とか出してきてるやつだけで 0 というふうに言われると、何を見て欲しいのかちゅう話。
2:03:47	気がするので位置付けとして D B 火災の方の説明をするときに生活のところも多少触れてる形になってるんでって別に細かく書いてるんだったらそれはそれで止めはしないんですけど、
2:03:58	少なくとも 35 条は申請対象っていうほど資料を今まで示してきてないような気がするので、いきなりここだけ書かれると違和感が生じてしまって、はい、すみません、同じこと言っていますけど。
2:04:12	何かぐらいのことを言われてるんですか。
2:04:15	いや同じことだったんでもう大丈夫です。
2:04:20	規制庁カミデです
2:04:23	私も津波がうんと思いつつ、友達の河西がいるからと思って話をしよう見てたんですけど、火災が今木なくなりそうな今、
2:04:35	34 条ワー
2:04:37	それでも、どっちでもっていか神父ルーなのはもう 1 回で終わらせちゃいたいなっていう思いもありつつですね、何か悩みとかありますかっていう話なんですけど、どうですか。
2:04:50	日本原燃清水です。
2:04:52	えーとですね 34 条の津波の場合ですとですね、こちらにつきましては、今、加来城 00
2:04:59	共通 04 でもちょっとお示ししてたんですけども、津波については施設全体を設計だということで、
2:05:08	今日、地震津波の 00 の中でも、
2:05:13	第 1 回の基本設計方針の中で、課題とは違ってですね、基本設計方針の集合に、
2:05:20	S A も含めてですね、第 1 回でお示しするという整理をしてございまして、こちらについては河田主査ちょっとやり過ぎたかなと思うんですが、

2:05:30	34条については第1回で審査をいただくというふうに考えてございます。
2:05:34	規制庁コサクですと言ってるところまたなんですけど、
2:05:41	津波についても、いろいろこれまでも話していて、
2:05:46	34条だけでは終了しなくて、
2:05:51	重大事故等対象設備として、環境条件の話をした上で使用場所とかっていうことも含め、一連お話ししないとクローズしないと。
2:06:02	いうところなんですけど、その一連をやらないとクローズしないときに34条だけやるっていうのは、
2:06:10	話整理できるんですかね。
2:06:14	日本原燃清水です。確かに、津波で書いた方針の通り、
2:06:22	歌う抜けがしっかり離れた位置にあるなりっていうのが見えてないっていうのをおっしゃる通りですので、
2:06:30	すいません拡充を0で津波のちょっと整理の方からちょっと見直させていただきたいと思います。
2:06:37	規制庁、赤嶺さん津波も、方針でみたいな話が結構長くあったと割と、
2:06:45	建前でいろいろ話をして共通のキーだと、確か設計としてもうM I M A Sみたいな感じで、共通05とかでもマルつけとか、なんかそんな話を、
2:06:56	したやに記憶していてその辺りちょっと最新の状況も複数の方とも聞いてですね、テンションを合わせて、その上で1回で説明し、
2:07:06	できるかどうかっていうところをもう一度見てもらえればと思います。
2:07:13	概ねシミズ了解いたしました。
2:07:15	規制庁コサクです。追加で申し上げますと、最初の分割の考えを大分変え考えを変えられたっていうとちょっと語弊があって、
2:07:25	第1回申請の、
2:07:28	審査期間が長くなった結果、設計の進捗があり、
2:07:32	第二課次の段階で一式出されると。
2:07:37	いうことになった結果としてですね、第1回に入れ込まないで、第2回で一式出しますと言った方が、整理がしやすいという環境に、
2:07:48	なってきたっていうところもあると思うので、第1回で出さないといけないみたいなところはまだしたらいいと思うんだ出さなきゃ困るっていうところではあるんですけど、出さなくてもいいものは第2回で出せばいいんじゃないのと。
2:08:01	いう雰囲気にはなってるのかなというふうに思います。その関係から先ほど污染防治とかですね、

2:08:10	或いは避難通路とか、今回ではなくといったところもそうなんだろうなというふうな感じはしてますので、そういった観点から全体を見て対応いただければと思います。よろしくお願いします。
2:08:24	平穩現在シミズです了解いたしました。
2:08:30	院長の瀬戸倍数、規制庁側でほかに質問ある方ございますでしょうか。
2:08:35	規制庁コサクです。
2:08:37	先ほどのここに、の内容については、共通 09 も踏まえながらということなので、詳細を今言うことでもないかなと思ってるんですけど、
2:08:48	先ほど仲川の方からスケジュールの花Cをしましたが、こちらの方もちょっと気になって、
2:08:59	ページえば 484 ページに別紙リストがついてますけど、最初に施設分については追示と言ってるものが三つあって、
2:09:11	こちら辺どういうふうに進めるつもりなのか説明いただけますか。
2:09:16	日本原燃シミズ大変申し訳ありませんこれちょっと一番初めにご説明すべきでした。
2:09:21	ステージ 484 ページですけども、
2:09:27	こちら、ツイジとしてます。別紙 5、変更の理由、別紙 8。
2:09:34	工事工程表につきましてはですね、
2:09:38	今、久山の方を整理してございますのでですねちょっと次回の提出のときにちょっと、とですねまずこちらの記載案の方を追加してご提示したいと思ってます。
2:09:51	別紙 6 の評価正誤説明書の記載方針につきましては、こちらはですね、今、共通 00 の別紙の方をですねちょっと今、
2:10:04	いろいろご指摘いただいて、見直しているって、まだヒアリングが継続してるという状況ですのでですね、この別紙 6 につきましては、
2:10:15	ちょっとヒアリングの状況を踏まえてある程度、
2:10:20	共通 00 別紙のご議論をさせていただいた上で、許可整合説明書の別紙 6 の方、つい追加で添付させていただきたいというふうに考えております。
2:10:34	規制庁コサクです。今言われた次回っていうのはいつぐらいのイメージなんでしょう。
2:10:48	日本原燃清水です。
2:10:52	別紙 58 につきましては、ものが作ってございますので、
2:10:59	中の手続きで来週にはご提示させていただくことで考えております。
2:11:06	はい。規制庁コサクです。わかりました。で、別紙 6 喰うの整合し説明書なんですけど、内容はスウェイ 00 ろう別紙 00 配布行ってるうち、

2:11:21	の資料でいろいろと話をした上でということだと思いつつ、
2:11:27	こっちの別紙6で話をしなきゃいけないことって何なんでしたっけ。
2:11:36	日本原燃志水です。基本的には、もう今おっしゃっていただいた通り、
2:11:43	各条の0B Cの別紙1で、
2:11:46	許可整合のセットの関係の整理は、
2:11:50	整理できているので基本的にその今の別紙でない情報としては、
2:11:55	仕様表、
2:11:58	これをよく紐付けのところが、今00B Cではお示し、
2:12:04	できていない範疇かと思ってますんでそこが整理がこの別紙6で、もう何を示したい範囲かと考えております。
2:12:14	はい。規制庁コサクです
2:12:17	この資料あれでしたっけ。
2:12:20	一式ついてるっていうものなんでしたっけそれとも例示なんでしたっけ。
2:12:25	日本原燃清水です一式つけることで考えておりました。
2:12:32	は、規制庁コサクですわかりました。その意味では、
2:12:38	仕上げの段階で状況を確認していくという位置付けなんだと思いますので、まずは00の方で話をして、
2:12:48	それを踏まえて書類整備をしていくという過程の中で見ていければということと理解しました。
2:12:55	主要の部分についても、仕様表の整理だとか、いろいろあった上で整理をしていくってということだと思しますので、適時に対応いただければ結構かなというふうに、
2:13:11	日本原燃示す了解いたしました。
2:13:14	規制庁コサクです。もう1点ちょっと話が飛びますけど、
2:13:18	添付書類の構成の関係で、少し面談でも話をしたんですけど、重大事故対処
2:13:29	機能的な系統構成の説明をするという書類について、MOXについては事故名の説明書の中に、
2:13:40	DBSAと並べて書いているところ、す。
2:13:45	再処理ではちょっと違う形にしたいと。
2:13:48	ということがあったかと思えます。すいませんちょっとどこのページだかが開けないんですけど、セガワさんこのページですかって言っていたでもいいですか。
2:13:59	すいません私もどここのページかというのはちょっと
2:14:03	こちらで聞いてるところです。すいませんちょっとお待ちください。

2:14:07	MOXのページはさっき開けたんですけど、
2:14:12	428
2:14:16	だそうです。
2:14:26	428 ページだと、下の方2、6-1-8-2と、
2:14:34	いうので重大事故等対処設備に関する説明書とあって、それにぶら下がる形で、
2:14:42	-123 というところで臨界冷却、
2:14:46	水槽、
2:14:48	有機溶媒と繋が、流れていくと。
2:14:50	いう形になっているんですけど、
2:14:54	面談で話を聞いた時にわあ、整理がついていけばいいよというようなことで話をしたものですね。
2:15:02	改めて見てみると、
2:15:04	一つ目の臨界については、一番最初の添付である臨界防止との対応関係があって、ちゃんと対応関係つつけてかけるのと、中身としてちゃんと整合すると。
2:15:17	ということがあります。
2:15:20	で、一方その次の、
2:15:24	冷却機能喪失、
2:15:27	については、閉じ込めの関係ということかなあと。
2:15:31	いうことで、これは体をつけられるということ。
2:15:36	で、ある程度そこはターゲットが見える-Dつけるといえつつけられるのかなとは思んですけど、
2:15:44	その次の水素はといったときにどこなの、SDBとしてはどこなの。
2:15:49	有機溶媒としてはどこなのって見ていくと、どんどんわからなくなってきましたですね。
2:15:56	本当にその前、SAだけで言えばこれかけるんでしょうけど、対応するDBとの対応関係を見ようとしたときに本当に大丈夫かなというのが心配になって、
2:16:06	ちょっとその辺り考えを聞かせてもらえればと思ってるんですけどいかがでしょうか。
2:16:14	はい。日本原燃の瀬川です今古作さんが、紐づけ先でも言われた、水素とTPPの爆発ですね2-2-3と2-4。
2:16:25	これは条文要求デービーでは下か棒ですね、下棒がまさに、DBの観点での、
2:16:35	要求を課しているところの代替設備になってきますので、

2:16:40	下棒にぶら下げるといのは一つやり方としてあるかなと。
2:16:46	思っています。稼働がどこだったかっていうのはちょっとすぐ出てきませんが、
2:16:53	3、3章ですね、4、425ページの火災及び爆発の防止に関する説明書、
2:17:00	こちらにぶら下げるといことはできなくはないかなというふうに思っております。
2:17:06	あともう一つ下、Fですね、プール、先ほどの428のプール、
2:17:15	プールの冷却については、
2:17:19	これは今、プールに関する説明書っていうのを、
2:17:25	何か起こそうとしてたはずなんだよね、同じページの。
2:17:30	うん。ちょっと中段といたらいいのかな、6-1-2。
2:17:37	ここにF施設に関する説明書というがあるので、こちらで述べる事ができるかなと思っております。
2:17:46	その下の2-6、ちょっと2-6はですね、
2:17:54	経路が違ってこれどうしようかなといったところで、ちょっと事のついでなのでご相談したいんですけどもだろっていう事象は許可の断面ではありませんと。
2:18:04	言ったところを宣言しているものでして、
2:18:07	これに対する基本設計方針じゃどうしてるのかというとですね。
2:18:12	36条重大事故等対象設備の基本設計方針の共通方針述べてるところです。受け先がない、ないので、そちらでその他漏えいはありませんといったようなところを記載しておりました。それを回収する添付書類が本当に必要かというとですね、
2:18:30	ちょっと微妙だけれどもとりあえず1回受けるかといったところでもこれを書いてたところになるんですけども、これももし預けるとすれば閉じ込め、
2:18:40	に預けることになるのかなと思っております。
2:18:43	その下の2-7なあの抑制も、閉じ込めですかね。
2:18:49	水供給。
2:18:52	ちょっと水供給微妙ですね、水供給は、
2:18:56	主たるところは規制庁コサクです。はい。
2:19:00	見ズーの
2:19:03	付した二つですねある降水等、
2:19:08	ホース放水じゃないのか、添付書類情報水じゃないんですけど、放水設備と水供給設備については、MOXでもう単品で出してあったかと思えますので、

2:19:21	これはどちらかというDBとの対応関係っていうのではなくて、SAの最後の砦として特出しして、ついてる特殊な設備機能っていうことですから、
2:19:33	それはそれで置いといていいんだと思います。
2:19:38	先ほどの
2:19:39	布施物質漏えいについては、
2:19:43	私としては添付書類を設ける必要はなくて、どちらかとバスケットクローズというか全体として、重大事故対象ってこういうものとして整備しますという、この枝番に入る前のところ説明をし切るんだと思ってまして、
2:19:57	その意味では36条の方針を踏まえて、受ける添付書類の最初のパートっていうのを用意しておけばそれで済むんだらうなど。
2:20:07	いうふうに思いますそれを踏まえて枝番としてこういうのをつけますよ、或いはどうこの添付書類に対応しますよと、飛ばしていくということをするればいいので、
2:20:17	その点で考えていただければと思ってます。そうする等、
2:20:27	何ていうんすかね。
2:20:28	MOXと同じように、DBとSAで並べる場所ができないわけでもないど。
2:20:34	いうこと。
2:20:36	一方で、水素、TBPについては、
2:20:41	火災防護の中に本当に入れんのだと。
2:20:45	というようなことがあって、
2:20:50	ちょっとどうかなっていう気もするんですけどそうすると逆にそのDBとしての機能をどこでどう説明する形。
2:20:58	に本来あるん、今後するんですかねというところ
2:21:03	今回は変更なしなので、添付しませんという、
2:21:08	ことだとは思いますが、昆、今回のこの目次の関係でいうと、全体像を示すということでもあるので、
2:21:17	その点
2:21:20	どう考えるっていうのを整理をしてみた、ヒアリングなのか面談なのかどちらでも構いませんけど、話をしていただけたらなど。
2:21:28	いうふうに思ってます。
2:21:32	はい。日本原燃の瀬川です。まだ回答できてなかったのは、開発の方ばかりちょっと気にかけて、面談、どうしようかといったところはだんだん頭悩ましてましたけれども、

2:21:46	そこに入る前の中間の部分ですね、その部分もまた改めて整理が必要と 思っておりましたので、あわせて相談をさせていただければと思います。
2:21:57	事前アナウンスじゃないんですけど臨界なんていうのがですね、キーワ ードとしてはすごく臨界でマッチするんですけども、実際デービーの 臨界、
2:22:05	に関する説明書何やってるかっていうと、形状寸法の観点、
2:22:13	臨界にならないだとか、その複数ユニットの配置で臨界にならないとか ですねそういった観点の臨界評価。
2:22:23	がやられてるのが、DBの臨界。
2:22:26	に関する説明書でして、ちょっと同じ臨界と言いながらちょっと経緯は 違いすぎるなっていうのは少し違和感がありますが、ちょっとそういう ことをやった内容なんだよっていうもうちょっと目次の細かな部分です ね、それも示した上で、
2:22:44	こんなふうに収めてみたらどうでしょうといったところをまた改めて違 う場で相談させていただければと思います。以上です。
2:22:51	はい。規制庁コサクです。今の臨界でいうと、基本的な臨界わあ、形状 管理とかの話をしていくというのが基本であって、
2:23:05	生徒の対応関係でいうと、かよ施主可溶性中性子吸収材供給というところ。
2:23:13	ぐらいなんですけど、
2:23:15	ぐらいなんですけどそれはそれでDBとしてもあって、そのDBの説明 との対比で、Smを見ていくということだと思ってますので、
2:23:25	そういう意味では今、瀬川さん言われたように、その内数としてどう いうのがあって、それとの対応関係どうするかというまさにそういう議 論かなと思いますので検討を進めていただければと思います。以上で す。
2:23:41	はい。日本原燃のセガワです承知いたしました。
2:23:46	藤規制庁カミデです今の話に関してちょっと私がついていけないところ もあるんで確認なんですけど、426 ページの一番下に強度と耐食性の 説明書があって、
2:23:59	5-1 の基本方針は今回示します。この2 の共同計算方法は末尾にしま す。で、
2:24:08	大野さんでこの3-1 で、今回変更実施しないっていありますけどこれ が先ほど私、十七条でどうすんだって言ったものが、ここに当てはま るんですかね。

2:24:24	日本原燃、清水です。はい。こちらのところですね、開発強度のですね、条件が変わっていないものを、を整理して、
2:24:35	金家のここに書いてあるというのをちょっと整理したし、
2:24:39	資料になりますね、そちらの方はですね、
2:24:44	ライフオーの税務0の、別紙を確か拡充するようにしていたはずですのでこちらの具体のイメージ申請書のイメージの方は、00の方でお示ししたいと思っています。
2:24:58	藤規制庁、小峰です。
2:25:01	あれですね共通の在庫の0図でてくるはずだからそこにもこれが入ってて、であれば大分話ができるってことですね。
2:25:13	はい日本原燃の瀬川ですけれどもちょっとだけ補足をさせてください。まさにこの強度の部分は、
2:25:20	変更しないもの、さらにSAと兼用していて条件が変わるもの、あと水素がかぶさってくるもの。
2:25:31	みたいなところをきちんと、
2:25:33	条件整理してですね、どうまとめるのが、最も合理的かといったところを、面談で宿題をいただいてたところになります。今ここでお示ししている目次。
2:25:45	そして今日提出予定になっていたか、在庫00のところでお示されている目次といった部分に対してはですね、そこら辺の整理結果をしっかりと
2:25:57	反映したものにはなって、
2:26:00	おりません。申し訳ございませんちょっと露頭再処理の条件整理といった部分で、どうするするというのをちょっと社内でもだすったもんだやっていると、
2:26:11	ずっとその部分は反映できてないといったところだけちょっとお断りさせていただきます以上です。
2:26:17	規制庁深見です瀬川さん気にされたところ、そのあと聞こうと思って、先ほどの話に含まれて整理中なんですよねという話で、
2:26:29	とりあえず終わって、今日の資料にそれが反映されてると思ったんですけど、
2:26:35	この3-1についてはある程度、
2:26:39	何かこれが、このタイトルの印象通りのものが、よりできてるのであれば話ができるし、先ほど皆さんが私の本質問に対してとフリーズした理由もよくわかんないんですけど、
2:26:51	いずれにしても、ちょっと資料、エセ全く出ないってわけじゃない、何らか出てくるってことなんすよね。

2:27:01	日本原燃清水です。はい。本日お出しする、お渡しする、00の中で、
2:27:08	こちらの具体の添付書類の内容を展開しております。
2:27:13	はい。
2:27:15	単純にイエスって答えられるところ。
2:27:18	あれでしたけど、
2:27:21	さっき伝え合わせましたけど
2:27:25	結構三角いっぱいありますよねと17条でそれをじゃあ昔どうだったか。
2:27:31	トダて説明鮮烈かについて瀬川さんも力技も大変だして言ってましたけど素行に、
2:27:39	やっぱり結果とかどういうまとまりで、説明をしてお互いすんなり話ができるかっていうところ、かかってくるんじゃないかと思いますので、
2:27:51	その辺り選択おそらく力技であっても、これでやってまとめるのって言われちゃうだけなんで、そういうところうまくまとまりを作って、どうやって説明するんだっていうところを頭を悩ましたから、
2:28:04	いうことかなと思いましたが、いずれにしても今日の資料でどういうことが書いてあるかによってまたヒアリングで話しできればと思いますが、よろしくお願いします。
2:28:16	はい、日本NECです了解いたしましたちょっと全体、変更三角の物量がありますのでちょっとお示しの仕方は、区は検討したいと思います。
2:28:25	ちょっと参考までにちょっと元本日出す
2:28:30	各条0の在庫につきましては、
2:28:34	第1回は対象が少ないということで今は、参考ですね一番最後に、既認可の強度計算書の方、お示ししているんですけども、
2:28:44	効率的に類型化してどう説明するのかというのをちょっと検討させていただきたいと思います以上です。
2:28:50	はい。
2:28:51	物見て、
2:28:57	すでに提出された状況なので、写真は今見てみた感じはあるんですけど、ちょっとちらちら見みたと言いながら、
2:29:06	ちゃんと見れてないところではくっと。
2:29:09	質問してしまうんですが、
2:29:13	今の、
2:29:15	共通08のう。
2:29:17	426ページ427ページで見ると、

2:29:22	5-1 があります、5-2 がありません、5-3 がありますというこの構成自体が全くもって意味がわからない。
2:29:29	ですよ。
2:29:30	上流から流れていって計算書までたどり着くはずなのに、
2:29:35	方法を示さずに、計算書があるっていうこの、
2:29:39	当たりだけで、
2:29:40	5-3-1 の、
2:29:42	意味合いが大分崩れてきてるような気がするんですけども、そこは、
2:29:47	どう考えてます。
2:29:51	表現でシミズです。ここは整理は要るとは考えてございます。今野。
2:29:59	この目次にした考え方をご説明させていただきますと、
2:30:06	426 ページの 5-1 の強度計算の基本方針の中で、
2:30:14	今回変更しない、従前の告示ベースでやっている。
2:30:20	強度計算の方法については、既認可のどこどこに示すというようなことを呼び込んで、
2:30:29	方針の方をですね 5-1 で、その近隣カラーの方を呼び込みまして、
2:30:34	5-3 に預けているっていうたてつけではあるんですが確かにちょっと整理が必要かと思ってます。
2:30:43	規制庁コサクですきんかんを呼び込むっていうんだったら、方針書の方だって銀行を呼び込むということで書く必要があって、摘み食いではよくないと。
2:30:55	思います一色ちゃんと対応してください。
2:30:59	で、さらに言うと、そんな呼び込み必要って何ですかね。
2:31:04	日本原燃シミズすいませんちょっと私の都度に、理解がちょっと古い情報でした
2:31:11	本日お出ししたですね、資料の中で、
2:31:16	今、420、
2:31:19	6 ページに書いてある、5-2 の強度計算の方針をですね、
2:31:25	今回の 0 ページの方でお示ししておりますてこっち、こちらのちょっと目次の方の修正がですね、
2:31:34	A と 00 の整理を踏まえてちょっと見直しが必要があるということでございました。すいません失礼しました。
2:31:42	はい。規制庁コサクです。
2:31:46	そうかなと思いつつもう、00 資料だと別紙 4-2 っていうことで、ついてるものことだと思うんですけど、その中が次回以降申請って書かれちゃってるので、つくはつくけど結局、

2:32:02	呼び込みはしてないっていう感じになってるんで、ちょっと改めて確認をしていきたいなと思います。在庫の方のヒアリングで、
2:32:13	どうしてかまた話が聞ければいいかなと思いますけど、それでいいですかね。
2:32:19	両面でシミズはい。在庫の部屋の中で、ご移動させていただければと思います。よろしくお願いします。
2:32:28	はい、規制庁カミデさんの、私も今見ましたけど4の2行は大分頭の整理というか認識合わせをまずしないって感じですね。はい。
2:32:39	状況はわかりましたので、またよろしくお願いします。
2:32:48	成長セットガワです。
2:32:51	原子力規制庁側でほかに質問ある方ございますでしょうか。
2:32:55	江藤オオオカですよ。よろしいでしょうか。同じ428ページで、
2:33:01	溢水とか化学薬品のあたり、6-1-1-6とか1-1-7とかの、
2:33:07	この辺がですね00-01で、ピノキオよりも、
2:33:14	整理してきたタイトルとちょっと違っていてですね。
2:33:18	どっちが西岸だっておそらく015-1の方が1000円で先ほども材料構造の方もありましたけど、
2:33:25	ちょっと目次構成、古畑ですってというような、
2:33:29	こともおっしゃってましたけど、少しその辺また、
2:33:32	確認していただけますか。
2:33:35	本年シミズです失礼しました了解いたしましたちょっとはい。00の整理と並行してちょっと作業してございましたのでちょっと最新情報をさせていただきますと思います。
2:33:46	よろしくお願いします。
2:33:50	規制庁セットガワです。他に質問ある方ございますでしょうか。
2:33:56	規制庁の仲です。またちょっと資料の順番からすると飛んでしまって恐縮なんですけどここへの、
2:34:06	今のページあたりで他にご質問なければちょっと私の方でまた別の分野で質問したいと思いますが、
2:34:13	えっとですね、具体的には
2:34:16	一番最後の、今回つけていただいた工事の方法ということで、898ページなんですけれど、
2:34:28	工事の方法についてMOXの方では議論して、再処理はまた後程というような感じで、今回提示されたと。
2:34:37	いうところで、
2:34:40	ちょっと主に

2:34:44	方針なり見方っていうのがちょっと確認をしたいところなんですけど、 そもそも
2:34:50	変更前変更後となっていて、ここの書き分けというのは、
2:34:56	変更前は従来からやっていてそれが、
2:34:59	同じようであれば変更なしというような書き方なのかなと思いつつ、今 のその 898 とか 899 を見ると、
2:35:08	同じようなことが左右で書かれてるような部分も結構見受けられるんで すがここの書き分けの仕方についてご説明いただきたいんですが。
2:35:18	日本原燃清水です。
2:35:20	す。898 ページから 3 ポツということで工事上の留意事項が始まるんで すけども、
2:35:28	3 ポツの中で一番最後なんですけども 899 ページ、クロポツの今回追加 させていただいた、
2:35:36	留意事項の中でですね、リスク評価するという意味で、設計基準事故重 大事故等に発展するような工場のリスク中、
2:35:48	工事上のリスクを十分に評価しますというのを、
2:35:51	変更後に書いてございます。この重大事故等というのがですねやはりち よっと変更前に、
2:35:57	核がおかしくなるだろうという整理で、変更後の書き出しがあるので 3 ポツのところは、
2:36:03	変更前後の形で記載してございますそれ以外の、土肥、磯野前までの章 については、すべて変更前と変更なしになるので、それ以外は変更なし というふうに記載してございます。
2:36:17	3 ポツを全体ブロックとして、少しでも変更があるから、
2:36:24	その周辺も含めてまとめて、全国同じようなところも書いて、そそうい う理解っていうんでしょうか。
2:36:30	宮井シミズはい。ご理解の通りでございます。
2:36:35	はい。あととりあえずはわかったとして、それで 899 の
2:36:44	下線が引いてあるところですねここが、
2:36:47	再処理としてですね、多分、
2:36:50	供用中というところで書かれているかと思っていて、供用中の話として 別途その法令報告ということでですね、
2:37:01	別のところでいろいろ議論が
2:37:04	進んでいるかと思うんですが、ここでそれ自体は並行的に進んでるか と 思っていて、

2:37:12	まだ収束もしてないという中で今回はこれはどこまでを反映したもので今後どうするつもりなんでしょうか。
2:37:22	日本原燃清水です。先日すみませんちょっと日付を忘れましたが、
2:37:28	報告書の補正をさしていただいて、その内容についてはですね今回の資料の中でしっかり内容を確認して、盛り込んでいたつもりで言います。
2:37:42	基本的に、その報告書の内容等変更なければ、
2:37:47	この記載の内容でですね、次、次の補正をさせていただきたいというふうに考えておりました。
2:37:55	はい、市長仲です。だから逆に言えばその報告書自体がまた継続的に続くのであればそれはそれで、
2:38:03	その状況を注視しながら、最新版は最終的に、
2:38:07	あちらが結審という過疎、そうしたところをもって、
2:38:12	反映するということですかね。
2:38:16	日本原燃志水はい。そちらの報告内容と変更があれば、適宜内容を精査して、取り込むべきものは取り込みたいというふうに考えております以上です。
2:38:27	はい、規制庁高ですとりあえず方向性はわかりました。はい。以上です。
2:38:36	規制庁セトガワです。他に質問ある方ございますでしょうか。
2:38:48	ないようでしたら原燃側からのまとめと今後のスケジュールの方をお願いいたします。
2:38:59	日本原燃清水です。
2:39:01	共通 08 ですけども、共通 05 でも、ご指摘いただきました、0 図計算丸三角バーの付け方の考え方については、
2:39:14	共通 0。
2:39:15	の方でですね、その考え方の整理の仕方をちょっとお示した上で、08 にも同じく反映させていただきたいというふうに考えております。
2:39:28	あとはですね先ほどありました、目次の話ですね、すみません大変失礼しました。ちょっと II、
2:39:37	両方出ると、ちょっと
2:39:39	記載の頭が上がってないところにつきましては、最新化の方をさせていただきたいと思っております。
2:39:46	また、湯田事項等の説明書の取り扱いにつきましてはですねちょっとこの資料はちょっと別ですね、ちょっと
2:39:56	整理の方針の方をちょっと整理まとめさせていただいて、ちょっと別の場でちょっとご議論させていただきたいというふうに考えております。

2:40:10	あと、大嶺清水です。あとはですね、
2:40:13	別紙の中で、484 ページですけども、随時としておりました変更の理由 工事工程表の記載方針につきましては、
2:40:25	再処理分、来週、随意追加、これはこれでちょっと追加させていただい て、資料の方、提出させていただきたいと思っております。別紙 6 の対自分 につき、許可整合の通知文につきましては、
2:40:40	各条 00 の進捗状況を踏まえましてちょっと、
2:40:44	追加する軸は検討させていただきたいというふうに考えております。
2:40:51	あとすいません、当本部側ですね。
2:40:57	第 1 回の対象上限
2:41:00	魚マル付けの範囲につきましては、S A の扱いですね。
2:41:05	もう M O X での津波の整理等、やはり今の申請の状況等を踏まえまして ですね、
2:41:14	S A の方の範囲をどこまで対象とするのかっていうのをちょっと検討さ せていただいて資料の方見直したいと思っております。
2:41:22	随時便以外の、ちょっと資料を、
2:41:27	提出時期につきましてはですねちょっと中で、検討させていただいた上 で別途ちょっと資料を、
2:41:33	提示時期の方を示させていただきたいと思えます。
2:41:40	規制庁コサクです。
2:41:43	別紙 C、
2:41:46	この追加の部分は来週ということでしたけど、時期、
2:41:53	もうすでに作られているということなのであまり遅くならないように提 示いただいた方がいいかなという気はします。よろしく願います。 あと、その他の部分ということですけど、
2:42:06	さっき、最初の方、共通 05 の方でも言いましたけど、共通 09 との対応 関係もあったり、或いは共同説明書については、
2:42:16	まずは在庫の方で、ヒアリングがあるということもありますので、そう いったところを踏まえながら
2:42:26	できずに反映するということで、提示時期を考えていただければいい かなというふうに思います。よろしく願います。
2:42:36	4.0 シミズです。了解いたしました。
2:42:46	それでは本日予定した議題は以上となります。規制庁加賀側から何か連 絡事項ございますでしょうか。
2:42:55	ないようですので、日本原燃側から連絡事項ありますでしょうか。
2:43:04	日本原燃から特にございません。

2:43:07	それでは本日のヒアリングを終了します。お疲れ様でした。
2:43:12	難しかった。